

第百四十回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

平成九年二月二十一日(金曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 額賀福志郎君	理事 金子 一義君	理事 坂井 隆憲君
理事 保岡 興治君	理事 柳本 卓治君	
理事 北側 一雄君	理事 谷口 隆義君	
理事 池田 元久君	理事 佐々木陸海君	
飯島 忠義君	今村 雅弘君	
衛藤征士郎君	木村 隆秀君	
小林 多門君	菅 義偉君	
砂田 圭佑君	田中 和徳君	
田中 昭一君	中野 正志君	
宮路 和明君	吉川 貴盛君	
吉田六左門君	渡辺 喜美君	
上田 清司君	木村 太郎君	
北脇 保之君	鈴木 淑夫君	
中川 正春君	並木 正芳君	
藤井 裕久君	前田 正君	
宮地 正介君	村井 仁君	
末松 義規君	田中 甲君	
山本 謙司君	佐々木憲昭君	
秋葉 忠利君	吉田 公一君	
新井 将敏君		

出席国務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君	大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君
大蔵省主計局次長 林 正和君	大蔵省主税局長 薄井 信明君
大蔵省理財局長 伏屋 和彦君	大蔵省証券局長 長野 應士君
大蔵省銀行局長 山口 公生君	

委員外の出席者

大蔵省国際金融局長 梶原 英資君
内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 辻原 俊博君
大蔵委員会調査室長 藤井 保憲君

委員の異動

二月二十一日
補欠選任 宮路 和明君
同日 山中 貞則君
補欠選任 山中 貞則君
宮路 和明君

二月十四日

平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第一号)
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
同月六日
共済年金の充実等に関する請願(北村直人君紹介)(第一四三三号)
同月二十一日
共済年金の充実等に関する請願(今田保典君紹介)(第一五五五号)
共済年金制度の堅持に関する請願(畠山健治郎君紹介)(第二九四四号)
は本委員会に付託された。

二月十七日

焼酎税率の上げ幅抑制と業界体質強化支援に関する陳情書外一件(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内水戸榮樹外一名)(第一八八号)
保険・年金税制の拡充に関する陳情書(埼玉県秩父市熊木町八の一五秩父市議会内井上十三男)(第一九九号)
自然災害に対する国民的保障制度に関する陳情書外十四件(石川県羽咋郡富来町領家町甲の一〇富来町議会内木村正男外十四名)(第二〇〇号)
阪和銀行の業務停止に伴う支援措置等に関する陳情書(和歌山市小松原一の一和歌山県議会内町田亘)(第二二二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第一号)
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

額賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○三塚国務大臣 ただいま議題となりました平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成九年度予算につきましては、我が国財政の危機的な状況にかんがみ、医療保険改革を初めとする各般の制度改革を繰り込むことにより一般歳出の伸び率を一・五％と九年ぶりの低い水準に抑制するとともに、公債減額四兆三千二百二十億円を実現するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から四兆五千二百八十億円減額したものの、引き続き平成九年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政のもと、平成九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができると等としております。

第二に、平成九年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、七千二百億円を控除した金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千二百億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般

会計から繰り入れることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

○額賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○額賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田六左エ門君。

○吉田(六)委員 当選を許されまして、初めて、国の命を預かるとも言われます大蔵委員会において、八万七千八百八十七人の思いを預かった私としては、日本の未来をゆだねられた一人という立場も踏まえて御質問をさせていただこうと思えます。

まず、「橋本総理大臣、サッチャーたれ」と、当選して一番最初に総理にお目にかかれていたいたときに私は申し上げました。それは何を言うかという、英国病から見事にあの国を今の状況によみがえらせたリーダーシップ。そして、もつと言え、アメリカは、かつてのホームレス蔓延という状況から、今は根っからあふれることが好きな人以外は景気の中でみんなそれぞれ職を得ている。しかし、この改革のものは大変に長い時間かかっているのだ。レーガン大統領の時代に仕込まれたものだ。いわゆる改革はロングランであるというふうに思っています。

財政改革、これは家庭に例えると、みんながひとつ入るをはかっている制する、節約をしながら立て直しをしよう、こういうことだと思います。ふろのお湯をためるときには先に栓をしてからお湯の蛇口を開く。しゅうとがっている家であれば、先に蛇口を閉めたら家は怒られます。でありますけれども、ふろを入ることまで節約しないという点ではないんです。順番に手際よく短時間に入らなうがふろへ入る、今はやりのお姉ちゃん

んは朝シャンなんといつて朝シャンするようなことはやめよう、お父さんも酔っぱらって遅く帰ってきてからも一回お湯を張り直してお風呂に入るようなことはよそう、こんな論旨に立って、自由民主党を代表して、平成九年度財政運営のための公債発行特例に關して、これが必要な意味を周知していただく思いをも込めて、財政再建の号令のもとで公共投資見直しの意見が出ています。私は、社会資本の整備をやり続けなければならない、財政再建が成功したらそれで日本の国が終るんではなくて、日本の国は未来永劫に繁栄し続けなければならない、こんな理念に立って何をしていただくかと思っています。

若くして親のすねをかじらせていただきながら留学をさせていただいてかき見させていたいただいた諸外国のそれと我が国の社会資本整備、余りにも乖離があったように私は感じております。このようなレベル、この大きな乖離、このことについてどのようにお考えか、御見解を聞かせていただきたいと思います。

○三塚国務大臣 哲学的な発想の政治論を御展開をいただきました。

長い歴史は、必ずしも構造物、社会資本ということにイコールしないというのが東洋の違いなのではないか。中国のような偉大な文化文明を切り開いた国家は、遺跡は遺跡として保存され、またそれだけの耐用年数をもって今日に往時をしのばせておるわけでございます。しかしそれは、戦国乱世に見られますように、覇権を競い合う、もちろん王道を目指して国民全般的の幸せをということもあったとは思っています。

そういう中で、我が国の社会資本に対する努力は、先人が最大の努力を持ってきたことだけは間違いないと思いますが、地震国なものでございいますから、その時折の災害によって崩壊をしていく、もう一つは、石の文化と木の文化、こういう仕分けの仕方がわかりにくいことなんでしょうか、そういう点で、日々新たにそれをつくり上げていくというところが日本の社会資本という形であったとい

うふうに思います。その日々は五十年であったり百年であったり、こういうミドルのスパンドと思えますが、そういう点で、政治の原点は中央も地方も均てんをすることが大事、こういうことでございいますから、社会資本の充実に向けては不断の努力をしていかなければならない、その基本原則は変わらない。

しかし、財政構造改革ということで、累積する深刻な債務を解消し、租税は租税として国民生活、国家の将来に向けて使われるようにしていかなければならない。租税のうち多くの部分が元利合計で支払いを行わざるを得ないということで、租税収入に比較をして歳出予算に計上できる租税はだんだんウエートが少なくなっていくということはいかかなものか、やはりその悪循環は断ち切る時期にきた、こういうことで、その中で、聖域を設けずという言葉がありますとおり、全体を見直しながら、プライオリティーを決めながら措置していくことが大事ではないのか、こういうことであらうと思えます。

○吉田(六)委員 国内的な事情につきましては、よく理解をいたしました。

対外的に考えてみますと、この公共投資基本計画は、当時大変に話題になった日本の巨額貿易黒字を減らして内需主導型の経済への移行を大きな目的とした、このように私は記憶しています。村山総理がナポリ・サミットの折にクリントン大統領との間で見直しを表明した、これは対外的な大きな意味があると思うのです。この促進は、国際協調の上で特別な意味を持つ、約束を守る日本、守らないロシア、こういった状況から、日本の国の信用にもかかわることだと感じています。公共投資基本計画の位置づけがどのようになっているのか、けさの新聞で官房長官の談話なんか、私は、はてなというように読んで読ませていただいたのですが、御説明がちょうだいできれば幸せであります。

す。しかし、そのとおり行っていないかなければならぬ決心はお互いが持つわけでございいます。が、財政構造改革という基本論に立ちますと、その中身の点検ということ、当然行つてよろしいことであらう。

主権は、その国の国家形成の基本的要素でございますから、主権国家としてその間の事情を相手国に理解を求める行動は当然必要になってくるわけでございます。ただいま基本計画に基づいて五カ年計画がつけられ、あるいは毎年の要求がなされておる慣行の上から、なおかつ、両々相まって財政構造改革というこの計画も前進するように調和点を見出すことは、政府に与えられた、また政治に与えられた基本的なテーマではなからうかと思っております。そういうことで、この計画が確定する会期末、六月末にはその方向を明示して、国会及び国民各位の理解を求めていくということにならうかと思えます。

○吉田(六)委員 私は、内需主導型の経済を維持していくという意味合いもあって、また国民の幸せにこたえるという立場からも、公共投資基本計画は着実に進めていっていただかなければならない、このように考えている一人であります。

そうした中であって、公共工事のコスト減は最も重要な課題ではないかと思えます。先般、公共工事のコスト削減対策関係会議が設置されたこと聞いています。ぜひ、この会議の目的や検討された内容、あるいは今後のスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

○辻原説明員 公共工事のコスト削減に關します閣僚会議につきましては、昨年末の閣議におきまして総理の指示を受けまして、本年一月二十一日に、全閣僚の参加を得て第一回の会合が開催されたところでございます。

この閣僚会議の趣旨とかねらいというものでございいます。公共工事の効率的、効果的実施を図るといふ考え方のもとに、これまでの関係省庁のコスト削減の取り組みを一層進めていくという観点から、公共工事担当省庁のみならず、その他の

関係省庁も含めまして、政府が一体となった取り組みを行うということでございます。

具体的には、現在の公共工事の執行プロセスを絶対値にしまして、もう少し具体的に申しますと、工事発注の効率化でございますとか、工事実施段階での合理化、建設資機材の生産流通の改善、それから民間技術の有効活用といったような点につきまして、広範囲かつ具体的な検討を行うこととしております。その上で、国民にわかりやすい指標といたしまして具体的な数値目標を設定することといたしまして、本年度末を目途に政府全体としての行動指針を策定いたしまして、これを踏まえまして関係省庁で行動計画を策定することとしております。現在、鋭意関係省庁と協力をしながら検討を進めておるところでございます。

○吉田（公）委員 コスト削減の成果は、現況だれもが認める大変おくられている社会資本整備に投入をせられるべきだと私は考えますが、これは私の考えを述べただけにとどめます。

財政赤字が大きく取り上げられますけれども、そもそも財政赤字の大きな誘因は、バブル以来の日本経済の停滞であり、その後の景気低迷のために税収が思うようでなかった、これが原因と考えられます。にもかかわらず、財政再建の議論の中で、赤字国債と建設国債の区別をせずに、あたかも公共事業が現在の財政赤字を引き起こしたかのごとく批判の中心にされていきますが、しっかりとこのことは区別して議論をするべきだと私は考えます。

公共事業は次の世代の発展のために基盤となるもので、長いそろばんをもって、長い見通しに立って積極的に進めてもらいたい。将来の国民生活や経済生活を進める上で大きな障害となると思うのです、これができなかったら、地方にあっては、それぞれの地で育ち暮らしを営む者にとつて、橋、道路、ダム、ドーム、サッカースタジアム、空港等々が逐次整うこと、それが子育てやその地を愛する郷土愛につながり、その地にこだわって生活をしていく大きな思い入れとエネルギー

ギーになっていると私は考えます。

高齢化社会を迎える二十一世紀に向け、ハイテクオリティーな社会資本の整備が行われなかったとしたら孫子の世代に大きな禍根を残すことになる、そんな考えの上で、財政再建下における住宅、社会資本整備の基本的考え方について、我が国の財政を預かれます大蔵大臣に取りまゝめた御所見をお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○三塚国務大臣 社会資本の問題、孫子の代に立派な国土を残そうという政治の基本的理念は理念として理解をします。

しかしながら、累積する債務が、先進七カ国の中で我が国が最大の累積債務を抱える、こういうことになる。累積債務の元利償還で首が回らなくなった実例は、国鉄分割・民営をやることによってスタートを切り直さなければならぬという先訓がございます。国家財政も決して盤石ではないわけでございます。国家財政も決して盤石ではないわけでございます。国家財政も決して盤石ではないわけでございます。

時に歯止めをかけながら健全財政体質に移行する努力をしなければならぬ。お互いがそういう気持ちを持ちながら財政運営、予算運営をしてきたと思うのでございますが、危機的状況が深刻になつてきた今日であります。アメリカにしても、あれだけ繁栄を謳歌しながら、財政構造改革、健全化に向けての深刻な努力にスタートを切っております。また、他のヨーロッパ諸国も同様であります。我が国も、気構えはそういうことで平成九年の予算編成に当たった。ひとり我が国が先進七カ国の中において財政構造改革を傍観しておるなどということになりますと、信頼を失うことになります。

先憂後楽という先人の言葉があります。政治の原点の一つでありますけれども、今日我々は後世代のために辛抱するときは辛抱し、そして予算の執行は優先順位を決めて、全国一律ではなく、必要なところには必要な予算を計上していくという基本論を確かなものにしていこうということで、国民各位の理解も得られますし、財政構造改革の道

筋も着実に進むのかな、こう思っております。

○吉田（公）委員 どうもありがとうございます。終わります。

○額賀委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 短時間の質問です。基本的なこととを幾つか伺いたいと思います。

まず最初に、財政再建ということが非常に大きな緊急課題として取り上げられているわけですが、これも、常識的に考えるとなかなか納得できない。例えば二百四十兆円以上の国債残高がある。もろもろの借金、地方の分、隠れ借金、その他を入れるとGDPに匹敵する、あるいはそれを超えるといった額の借金があつて、それを減らさなくてはいけないというときに、まずかけ声だけがあつても、そのかけ声の次の年には例えば二十兆の借金をまたするということが行われている。やはりこれは常識的に考えると、家計のレベル、あるいは子供たちのお小遣いを使うレベルではとても理解できないことなのです。しかも、その金額が二十兆円という単位、それがやはり庶民にはなかなかぴんとこないのです。一兆円というお金は、一日百万円ずつ使つても大体三千年近くかかる、一日、毎日毎日です。二百兆円という単位のものすべし日数がかかる。

それほど巨額な借金をするということはやはり大問題だと思ふのですが、その常識的にはなかなかよくわからない借金を、大蔵省の皆さん、特に大蔵大臣はやはり国民との接点というところでのための役割にあらわれるわけですから、どう説明されるのか。説得力のある説明を短く、手短にお願したいと思ひます。

○三塚国務大臣 二十兆の借金の例示を言われまして、改めてその巨大な額に驚くわけでありまして、昨年は、公債金二十一兆円でございます。よつて、四兆三千億円を減額することによりまし

て十六兆円にいたし、御指摘のような気が遠くなるようなお金を引き続き累積するような体質にこの際ストップをかけ、これは財政再建目標ではございませんが、確実に赤字国債の借り入れ体質から脱却をしていく努力をしていくということになります。

○秋葉委員 減つたから、それは少しはいいでしようけれども、やはり説得力というところで、もっとも大胆なことをしなくてははいけないのではないかと思いますし、特に、今度は支出の面で問題のある支出が非常に多いところでもやはり説得力がない、それが一因になっているというふうに思ひます。

それに関連して、昨日の公聴会で佐高信さんが何点か指摘をしたことがありますが、やはりそういう問題についてもきちんとかたえていかなくてははいけないんじゃないか、そのことが説得力を増すことにつながるのではないかと思いますけれども、例えばこれは「大蔵省主計局、栗林良光という人の書いた本の中に出てくる『昭和の三大バカ査定』という、済みません、少し下品な表現が出てくるかもしれませんが、本に書いてあることとです。その中で三つ挙げてあるのが、戦艦大和や武蔵、昭和三十年代の伊勢湾、これは鍋田の干拓事業です。三番目が青函トンネル。これは昭和六十三年度予算編成のときですか、整備新幹線の昭和六十三年度予算を認めたら、結局青函トンネルにかつて昭和の三大バカ査定になつてしまふ、こういう発言を当時の田谷廣明主計官がしている。それで、結局この田谷さんは発言をやめさせられるようなことになつたらしいんですけれども、その時点では、少なくとも大蔵省の中には、整備新幹線ということについてかなり健全な考え方をしているお役人がいたという一つの証拠だと思ひます。

その後田谷さんはスキャンダルによつて大蔵省をやめたということになっていきますけれども、ちよつと勘ぐつて解釈をすると、その後大蔵省の考え方が変わつて、昭和三大バカ査定は実はやる

ことに省として決定をした、うるさいやつは結局はうり出せというので、目の上のたんこぶの田谷さんをやめさせたということで、田谷さんがやめたのは本当はスキャンダルかもしれないけれども、実際、これは大蔵省の整備新幹線その他さまざまな、三大ばか査定ではなくて、これは今は昭和ではありせんから、二十世紀の後半といいますが、あるいは二十世紀の三大、四大、五大ばか査定ということをやったというところという意思表明とも考えられるのですけれども、そうなのかどうか確認をさせていただきたいと思ひます。

○林(正)政府委員 平成九年度予算編成に当たりましては、財政の現状にかんがみまして、財政構造改革元年にふさわしい予算にしようということをお願いして編成をしたところでありまして、他方、整備新幹線の整備、これは御案内のとおり、高速輸送体系の形成を通じて均衡ある国土の発展と地域の活性化に資するという点もござい

ます。こうした中で、平成九年度の予算におきまして整備新幹線の取り扱いにつきましては、ぎりぎりの判断が求められたわけでございまして、我が国の財政事情が極めて厳しいという状況にあることを十分踏まえた上で、財政構造改革元年に沿ったものになるよう、新たな財源に裏打ちされた範囲内の事業規模としつつ、収支採算性の見直し、J Rの貸付料等の負担、あるいは並行在来線の経営分離についての地方公共団体の同意、J Rの同意等の基本条件が整えられていることを確認した上で、その取り扱いを厳正に判断していくということと決めたものでございます。

○秋葉委員 今条件につけられたことは、新しい財源、新規の大幅な増収というところにどうつながっているのか余りよくわかりませんけれども、新たな財源が見つかった範囲内ということを最初におっしゃいましたけれども、これだけ多額の借金を抱えているのであれば、新規の事業を始めるのではなくて、新規の事業は一応すべて凍結、その上で借金を返していく、そういうことがや

はり常識だと思ひます。

あえてその常識的な選択を行わなかった理由を、やはりこれもわかりやすく、それこそ国の財政の複雑さということもあるかもしれないけれども、常識的に、だれにもわかりやすい説明を行わなくてはいいかと思ひますけれども、残念ながら、今の説明では、なぜ新しい事業をこれほど借金を抱えていて行わなくてはならないのか、知的に満足のできる説明ではないと思ひます。政治的な圧力に負けたんだというあたりが一番わかりやすいと思うのですけれども、大蔵省の認識はいかがなんでしょう。

○林(正)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、現在の財政事情、それから整備新幹線の意義、そういうものの整合性をとった形で九年度予算をセットしたということでございます。

いずれにしても、今後予算関連法律が上がりまして、政府・与党で、先ほど申し上げましたような点につきまして検討がなされることになつておるといふことでございまして。

○秋葉委員 同じことを二重言うと真実になるといふ法則が大蔵省では何か通用しているみたいな感じの御答弁ですけれども、最後に、質問時間これで終わりますので、今の点について、大蔵大臣、一言お願いいたします。

○三塚国務大臣 新しい事業をどう見るかということではあります、基本的には、財政再建の究極のどめは、おのれに厳しさを課して全力を尽くす、先ほどお話をありましたが、出るを制して入るをはかるといふ経済原理の古い原則に立ち返る。しかしながら、今日、多様な事業展開をしていくことで国民の安心、安定が得られるということとありますから、プライオリティーを決めて果敢に挑戦をしていくということに尽きるのではないでしようか。言われたことは言われたこととして承りながら、今後に生かしてまいります。

○秋葉委員 終わります。
○額賀委員長 次に、北脇保之君。
○北脇委員 私は、新進党の北脇保之と申しま

す。昨年十月の総選挙で初めて当選させていただき、きょうが初めての質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、提案されております公債の発行の特例等に関する法律案に関連しまして、政府の経済財政運営についてお尋ねし、法律案そのものの内容についても質問いたします。よろしく願ひいたします。

まず最初に、現在の経済状況をどう見るかということでございます。具体的には、株安、円安の原因をどう考えているかということでございます。

まず株のことについて申し上げます、皆様御案内のように、東京株式市場の平均株価は、昨夏以降、バブル崩壊後三度目の下落局面に入っており、特に、昨年末からことし年明けにかけて急落を演じております。きのうは一万九千円を回復しましたけれども、それでもまだ低い水準にとどまっていると言えらると思ひます。また、為替相場についても、年明けから円安に加速がついて、現在は百二十三円台の動きというふうなことになると思ひます。

この原因をどう見るかということでございますが、私は、まず株価の急落については、二つの要因があると思ひます。

一つは、財政運営でございます。新年度の予算を見ますと、消費税の増税、それから所得税、住民税の特別減税の廃止、それから社会保険の負担増を合わせて九兆円もの国民負担増がございまして、これは、やはりこの予算は財政デフレ的な予算と言わざるを得ないと思ひます。これが景気を悪化させるのではないかと、このような懸念が株価急落の一つの原因になっているというふうに言えると思ひます。

そしてまた予算についてもう一つ長期的に見た場合に、ことしの予算は、構造改革元年というふれ込みではございすけれども、従来の予算というところで、財政構造改革がきちんと着手されたと言えないのではないかと。こういったことも、市

場が、長期的な目で見てこの財政構造が日本経済に悪影響を与えていく、こんな心配から売りに転じているというふうに言えると思ひます。

そして株価急落のもう一つの要因は、金融ビッグバン、このことにあると思ひます。

この日本経済に対する影響については見方がいろいろあると思ひますけれども、まず一つは、不良債権の処理が余り進んでいない段階でビッグバンをやれば、日本の金融機関を淘汰し、弱体化するのではないかと、このことが銀行株を中心とした株価の下落につながっているのではないかと、見方もありますし、また逆に、現政権のビッグバンは進み方が遅いから余り期待できないということとがまた株価に反映しているというふうな見方もあるようでございます。

いずれにしても、株価急落については、予算編成に見られる財政運営、それともう一つ金融ビッグバンの進め方についての懸念、こういったことが株価の下落の原因になっているのではないかと、こんなふうに私は思ひます。

そしてもう一つ円安の方ですが、円安については、なぜ円安になるかといえは、非常にわかりやすいのではないと思ひます。

一つは、今非常に超低金利政策が続いている。そこに加えて、今年度の予算を見れば、増税、国民負担増ということからすれば、金利はこれ以上ちよつと下がりにくいかもしれないが、傾向的にいえば下がる方向の傾向であるし、それが米国の金利差と相まって、内外金利差のために国際収支が赤字基調になり、こうした円安をもたらしている、こんなことが言えるのではないかと思ひます。

このような見方について大蔵大臣にお伺ひいたしますが、大臣は、現在の株安、円安の原因をどのようにお考えになつていらっしゃるか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○長野政府委員 株価の推移につきまして、私の方から若干御説明をさせていただきますと思ひま

す。

株式市場と申しますものは、先生御案内のとおり、全く同じ時点で同じ経済状況のもとで、ある方が特定の銘柄をきょう千円で買った方が得である、買った方が得である、全く正反對の御判断をなさる方が両方にいらっしやうて初めて成り立つ市場でございますので、その中で、株価の水準の動向につきましてそれぞれ違う判断が行われておるわけでございますから、一概的に単一の要素で株価の水準を判断することは難しいと考えております。それぞれの市場参加者がそういった買いなり売りなりをなさるときに、それぞれの思惑によって判断なされておりました、その中には企業業績の将来の見通しでありますとか、あるいは配当と金利の関係でございますとか、もろもろの要素を御判断になっておられるだろうと思ひます。

最近の株式市場において、そういった売りの方、買ひの方それぞれが判断される要素として市場関係者で言われますのは、新しい要素として、経済構造の改革といったものへの期待あるいはその進捗度合いに対する評価といったことが言われておりますし、もろもろの構造改革の中ではビッグバンといったものも、先生まさに御指摘になりましたように、それをプラスの材料としておっしゃる方もあれば、マイナスの材料としておっしゃる方もございますけれども、全体としてはそういった構造改革に対する期待が込められておるといふふうに判断いたしております。

○榊原政府委員 まず、為替の事実関係から申し上げますと、十二月の末に百十五円前後であったものが、一月の末には百二十円前後になったというところでございますけれども、二月八日にG7で、円高は正は終わったのだということについてG7各国で合意した後、為替は比較的安定しております。G7直前に百二十四円七十五銭まで円安になったわけでございますけれども、その後は百二十四円前後で推移しております。また、きのうの東京の終り値は百二十三円六十五銭、現在は百二十二円六十五銭ということでございまして、

昨日のニューヨークあるいは本日の東京では相当外人が円を買っているということでございますから、少なくともG7以降に降いていけば、円安が進んできているという状況ではないということ、為替相場は安定しているということを申し上げさせていただきますと思ひます。

さらに、為替レートの決定要因でございますけれども、彼等の成長率あるいはインフレあるいは經常収支の黒字あるいは金利差というもので動くわけでございますけれども、委員御指摘のように、現在は金利相場という感じがかなり強まっております、日米の金利差によって為替が動いているというところがございまして、これも今後日本経済の動向あるいはアメリカ経済の動向がどうなるかということに關してさまざまな意見がございまして、今は若干、この二日、三日はむしろ円高に振れているというのが現状でございます。

○北脇委員 ただいまの答弁、特に証券局長の答弁をお聞きしますと、株の上下というのは個別の取引の判断だということ御答弁が基調だったように思ふのですが、それでは、なぜ一つの傾向として株が急落したか、その原因の説明にはちょっとならないのではないかと思うのです。やはり経済財政運営に当たっては市場の声を聞くということが大事だと私は思ひますので、市場の声を大蔵当局はどう分析しているのかということとわかりやすく国民にお示しいただかないと政策議論にならないのではないか、そこを避けるべきではないと私は思ひます。そのことをちょっと申し上げさせていただきます。

次に、経済財政運営の最優先事項は何かということをお尋ねしたいと思ひます。

皆様御案内のとおり、今の財政とか経済、金融に關する問題というのはすべて関連しているもので、やはり一貫性と整合性ということが特に重要だと思ひます。私も新進党は、これらの点について、さきの臨時国会の消費税をめぐる議論から一貫して、経済再建なくして財政再建なしという

ことを言つてまいりました。それは日本経済の潜在成長率は三%程度あるのに対して、九二年度から九七年度までの六年間の平均成長率を見てみますと、大体一・三%と見込まれる。そこにギャップがある、いわゆるデフレギャップがある。したがって、これを解消して日本経済をあるべき成長の軌道に乗せていく、このことが最優先の課題だといふような考え方をとっております。

したがって、率直に言えば、まず景気対策が短期の課題だから、このことに集中してやるべきだ、財政再建というものはもう少し中期的な課題と考えて割り切つてやるべきだ、そういうふうな政策の順序、そういったものをはっきりさせてやるべきだといふような考え方を私はとっております。

もちろん今、片方で財政赤字が深刻だし、もう一方で超低金利政策をやっておりますから、財政赤字のことを見れば公共事業の追加とか減税というような財政政策がもうとりにくい、また金利政策もとりにくいといふ、こういう非常に困難な状況にあるといふことはもう事実でございます。しかし、その中をどうすり抜けて一番いい解を求めていくか、これはある程度時間的な経緯を考へて手順を考へるということなくして、正しい解決策は出てこないのではないかと今思ひます。

その点で、新年度予算を見ますと、先ほども申し上げたように、まず、景気対策のことを考へると、消費税の引き上げとか特別減税の廃止のようなデフレ的な政策はとるべきじゃないと思ひます。しかし、景気対策も当然必要ですから、これに対してどう考へるかという、私も、公共事業の追加ということよりも、減税ということを重視していくべきじゃないかという主張をしております。

それは、もちろん、乗数効果ということであるならば、公共事業の方が減税よりも大きいといふ、こういう理論はあると思ひます。しかし、減税の利点としては、一つには、労働意欲をかき立てるといふような点で、いわゆる供給サイドとい

いますかサブプライドの改善をすることができるといふことが一つと、もう一つは、歳出削減をせざるを得ない、そういう構造改革の方にも促進策になつてくる。こういう点を考へると、景気対策については、今は減税ということをやつたり重視していくべきじゃないかという考えをとっております。

それで、その結果として、もちろん歳出削減もしていかなければいけません、公債の発行が避けられない場合もあるかもしれません。しかし、それについては、景気対策が短期的な当面の課題だといふ割り切りで、若干公債の発行があつても、景気の回復を図ることで中期的には財政再建を果たしていく、こういう手順が大事ではないかといふふうに思ひます。

また、もう一つ政府のやり方について言えば、公共事業について、まあ今やっておりますけれども、これはもちろん財政構造の悪化につながる問題がある。

そこで、これから先の政府の対応のことをちょっと予測してみますと、今、公共投資の基本計画の見直しというふうなことも出てきて、公共事業についても見直しをしていこうという動きがかなり出ているように見えます。そうしますと、当面の緊急課題である景気対策ということについて考へると、今年度予算で税負担増がある、そして、今後公共事業にかなり見直しを入れていくということになる、当面の課題である景気対策についてはデフレ的な方向しかないんじゃないかという心配があります。ですから、この辺も、こういうやり方で日本の景気が本格的に回復するのだろうか。

私どもの、当面は景気回復、そして財政再建といふ、こういう手順の考へ方に対して、政府の方のやり方はアブハチ取らずで、相互に矛盾することを同時にやろうとしているような感じがあるわけでございますが、これについての政府御当局のお考へをお示しいただきたいと思ひます。

○武蔵政府委員 景気対策か財政再建かというお

尋ねてございますけれども、まず、我が国の経済の見通しについて、私どもなりの考え方を申し述べさせていたきたいと思います。

御承知のとおり、設備投資あるいは住宅建設、個人消費等の主要な需要項目を見ましても、テンポは緩やかではありますけれども、堅調に推移しているというふうに思っております。まあ雇用情勢に若干の厳しい状況がありますが、これも基本的に改善の動きが見られるということで、私どもとしては、これからの我が国経済は、民間需要中心の自律的な景気回復の軌道にあるというふうに考えておるわけでございます。

御指摘のとおり、確かに消費税の引き上げなりあるいは臨時減税の継続をしないというようなことは、経済に対してそれなりに影響を与えるものと思います。したがって、来年度の前半におきましては、例えば消費税引き上げの、その前におきます駆け込み需要の反動減というようなことも考えられるわけでございますので、来年度の前半におきましてはそういう影響があると思いますけれども、今申し上げました民需の底がたさから考えまして、年度の途中からはまた回復軌道に入っていくというふうに基本的に考えておるわけでございます。

そこで、財政改革の重要性については、これはまた別途、場合によりましたら担当の方からお答えがあるかと思ひますけれども、我が国のこの財政の危機的な状況というものを考えますと、やはりこのままではそもそも経済成長にも悪影響があり得る。これは、欧米諸国におきましても、基本的に同じような考え方の上に立つて、むしろ景気対策のためにも財政赤字の削減が不可欠というのが共通認識になっているということが結論だろうというふうに考えております。

○北脇委員　今の御答弁、順序をどう考えていくかということについて必ずしも十分な答弁ではななかったかとは思いますが、いずれにしても、間違ったかとは思いますが、いずれにしても、問題は、経済の見通しについて、政府の見方と私どもそして民間のエコノミストなどの多くの方の見

方がかなり食い違っている。政府も、来年度当初の景気の減速は認めていらっしやいますけれども、後半になれば持ち直していくという見方をされているようですが、果たしてそのとおりになるのかどうか、このところが一番懸念されるところでございます。まあ事実が証明するということでございます。

ですから、もし不幸にしてこの面が深まらば、やはりそこは、政府の経済財政運営に問題があったということを率直に認めて、経済財政面の転換を図っていただきたい。経済が回復すること、これは国民の願ひでございますので、その願ひを持ちながらこの経済の推移を注視していただきたい、そんなふうに思います。

それから、次の質問でございますが、今まではマクロの財政政策、金融政策のことをお話しされていただきましたが、今の財政経済運営において、特に重要な問題は、金融システムの健全化ということであると思います。不動産が不良資産化している、そしてそこから金融機関の不良債権問題が派生している、まさにこれはもう日本経済の病気と言ってもいいと思います。

こういう金融不安にどのように対処していくのか、まず次の諸点についてお尋ねをしたいと思えます。

何としても、この問題については情報の公開ということが大事だと思いますので、不良債権の額がどれだけあるのか、このことを改めてお尋ねをしたいと思います。そしてまた、仮に信用組合などではなくて銀行が破綻した場合、どのようなスキームで国は対応する用意があるのか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○山口政府委員　お答え申し上げます。

最初の不良債権の状況でございますが、数字で申し上げますと、不良債権総額、これは全国銀行のみならず、協同組織の金融機関も含めた総計で申し上げますと、七年の九月に三十八兆八百六十億円ございましたのが、半年後の八年の三月でござ

ざいですが、三十四兆七千九百九十億円になって
ございます。そのまた半年後、八年の九月期では
二十九兆二千二百八十億円ということで、次第に
減ってきている状況でございます。

なおこの不良債権総額から債権償却特別勘定の残高を引いたもの、さらに担保でカバーした分を推計して控除したものの、これは要処理見込み額というふうに申しておりますけれども、これを申し上げますと、七年の九月で十八兆五千八百七十億円、それが八年の三月で八兆三千五十億円、八年の九月で七兆三千三十億円という数字でございます。したがって、七年と八年の比較で見ましても、十兆円程度不良債権及び不良債権の要処理が減ってきているということでございます。金融機関全体で見ますと不良債権処理が進んできているということが言えるのではないだろうかというふうに思っております。

それから、さらにもう一つのお尋ねでございますが、銀行が破綻したような場合にどういうようなスキームで対処するのかというような御質問でございますが、昨年の六月に議会において金融三法を成立させていただいたわけでございます。それによりまして、金融機関経営の健全性の確保の諸施策が整備されるとともに、二十一世紀を迎えるまでの間は預金の全額を保護し得る等の措置をお認めいただいたわけでございます。もちろん各金融機関が自助努力で不良債権の早期処理を進め、経営の健全性の確保に努めていく、これはもう大前提でございますが、不幸な事態に陥った場

合におきましても、お認めいただいたその三法の制度を活用して、個々の適切な対応をやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

いろいろなケースがございまして、物によつては整理回収銀行で全部事業譲渡を受けるといふ形式もございますし、物によつては新しい銀行をつくつて、そこに事業譲渡する、そういう形をとりながら、赤字の部分は預金保険の方から支援をするといふ形で個々に対応しておるわけでございます。

今後とも、私どもとしては、まず自助努力を促すということを最大限の前提としながら、そういった万一の場合の措置も適切に図ってまいりたいというふうに思っております。

○北脇委員 今の破綻処理のスキームの問題でございいますが、私の理解では、銀行が破綻した場合でも預金保険機構で対応する、そして関係金融機関の支援を期待するというような枠組みかと思うのですが、果たしてそれで対応できるのかどうなのか。特に、関係機関の支援を求めるといふようなやり方というのは、いわゆる奉加帳方式といえますか、そういうことであって、金融の経営の独立性というようなことを考えていきますと、余り適切ではないのじゃないかというふうに思っています。

そこで、公的資金の導入についてどう考えているのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

私個人の意見としては、金融機関を存続させるために公的資金を導入する、住専問題で見られたようなああいりやり方については問題があると思いますが、預金者保護のために公的資金を導入していくということは十分考えなくちゃいけない。金融機関の情報公開をきちんとやっていくという前提が守られるならば、公的資金の導入をしてもいいのではないかと私としては思います。

この点について、今のスキームでは、銀行が仮に破綻した場合に公的資金の導入ということについてはどうなるのか、これについて教えていただきたいというふうに思います。

○山口政府委員　お答え申し上げます。
公的資金問題についてお答え申し上げる前に、預金保険機構が今どういう状況かということにつきまして御説明する必要があるかと思うわけでございます。

先ほど申し上げました新しくお認めいただきまし
た法律によりまして、今年度から保険料率を上
倍に引き上げさせていただきます。これによりま
して、毎年度の保険料収入が約四千六百億
円入ってくるということです。八年の三

月末で責任準備金の残高が三千八百六十五億円ございまして、今年度を含めまして五年間の利用可能額が二・七兆円という状況でございます。これに對しまして、ことしに入りましてから決定しました預金保険機構の資金贈与でございますが、大蔵省でございまして、今後こういう大きなものはもうとも考えられないと私は思っておりますが、この木津の処理を今年度中にやるということにいたしましたので、それを含めまして、すなわち、太平洋銀行、福井第一信組、けんみん大和信組、山陽信組、大阪信組、木津信組、こういったものを全部合わせますと、その処理に要する資金が一・三兆円というようになってございます。

したがしまして、今の状況では、毎年四千六百億ずつ入ってきますので、五年後は二・七兆になるのですけれども、途中、こういう木津のような大きな処理がありますと、一時的に資金が不足するときはあります。それは借り入れ等でもやりますと、その後は必ず資金が入ってまいります。そういうことで対応させていただいていこうというところでございまして、さらに、信用組合の部分の特別勘定、そこには政府保証をつけてよろしいというところをお認めいただいておりますので、そういうところの対応もございまして、

そういう現状を前提に申し上げますと、不良債権の処理の問題は、先ほど申し上げましたように、金融機関の最大限の自助努力をやっていたら、思い切ったリストラを各金融機関にやっていただくということをまず大前提として、しかも金融機関システム内の負担というものを原則にするというのが基本だろうと思うわけでございまして、信用組合につきましては、大変厳しい経営状態になってしまっておったという事象から特別なお計らいをいただいておりますけれども、今申し上げました金融三法において整備されました預金保険等の仕組み、これを目下最大限活用するということが最も大切なことではないかと思っております。

預金者の皆様は心配を与えないように、自助努力とともに、私どもとしてもこういったお認めいただいた制度を目下最大限活用するという方針でまわっているわけでございまして、

○北脇委員 ただいまの対処策については、不良債権がどれだけあるかということ、その大蔵省の把握に基づいての対応かと思ひます。しかし、八年九月段階で二十九兆円というお話でございまして、これに本当にそうなのかということ、はかばか国民の間では疑問を持たれていまして、一つには、破綻した幾つかの金融機関について、破綻する直前まで言われていた不良債権の額と、いざ実際に破綻して明らかになった額とが余りにもかけ離れていた例があるというふうなことが、そしてまた、学者の推計などでは、大蔵省の言うよりも倍ぐらいの不良債権があるんじゃないかと、そういったような見方もあります。そして、個別具体の金融機関についていろいろ不安がささやかれたり、そういったことが株価に反映しているというふうなこともあります。

ですから私は、やはり問題は、情報のディスクリージャー、そういうことで、疑心暗鬼のような状態を解消するといったことが一番大事だと思ひますので、今後の対応については、できるだけオープンな議論ができるように、そして疑心暗鬼が悪い結果を生まないように、そういうことができるだけ情報公開をもとにした政府の対応ということをお願いしたいと思います。

それから次に、九七年度の予算の問題点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。時間の関係もございまして、きょうは蔵入の方の、税の問題だけちょっとお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

新年度予算の税制については、新進党は既に幾つかの提案をさせていただいております。それについて、もう既に税制は政府としては決定をして法案も出しているところでございますから、新年度予算に取り込むという返事はなかなか期待できないかと思ひます。そうであるならば、私が今からお尋ねをする幾つかのことについて、できないならばなぜかというその理由をお聞かせいただければと思ひます。

まず一つは、所得税の特別減税を継続すべきかどうかです。景気対策の見地からすれば、この所得税の特別減税は継続すべきだと思います。これについては、なぜできないのか。もちろん財政再建ということとありますけれども、それは景気対策ということとのバランスで考えていったときに、それでもできないという判断になるのか、そのことをお尋ねいたします。

なお、大蔵省に対する質問ということで住民税のことはお聞きしませんが、私の考えとしては、住民税についても特別減税を継続すべきだということとは当然のことと考えておりますので、申し添えます。

それからもう一つは、土地とか株などのストックに係る税制を改正すべきだということでございます。これは先ほど申し上げたように、不動産の不良資産化、そこから派生した金融機関の不良資産問題、そして金融、不動産株を中心とした株価の急落、こういった現象を見れば、こうした土地や株などに係るストック税制、これを改正すべき時点にきていることは明らかだと思ひます。

まず一つは、世界にはほとんど例のない有価証券取引税を廃止をして、金融ビッグバン、また金融市場の活性化、証券市場の活性化に備えるべきであると思ひますが、なぜ有価証券取引税を廃止できないのか。これが一つでございます。

それから、土地税制については、まず地価税を凍結すべきだと思ひます。これはそもその目的が地価抑制ということであつたわけでございまして、この地価抑制という目的自体が現在の状況ではもう既に失われていると思ひます。

それと同時に、この地価税がいろいろな控除で非常に虫食いになってしまつて、結局、本来この地価税というのは土地の資産としての優位性を調整するという目的であつたはずですので、本来ならば土地の有効利用の促進ということであるべき

なのに、例えば駅前のデパートとか、もう既に有効利用しているような納税者に限って課税の対象になつてしまつて、限つてという言い方は極端かもしれませんが、そういったところに課税されて、もう既に有効利用しているのに税負担にあえぎながら商売をしている。有効利用されていないような土地はいろいろな控除のせいで課税の対象から漏れてしまつていまして、こういうところにもこの税制の大きな欠陥があると思ひます。そういったことも含めて、この地価税は凍結すべきだと思ひます。

それから、法人の土地関係についていいますと、法人の長期所有土地等の譲渡益に対する特別課税、これは五％というふうな引き下げられて現在に至つておりますが、これについても、法人税はきちんとしておられますから、もうこの特別課税は凍結すべきだと思ひます。

それから、次に、法人の新規取得土地等に係る負債の利子の損金不算入制度、これについてももう既に目的がずれていまして、したがって、凍結すべきだと思ひます。これについては、私の地元の浜松の不動産業者とか住宅開発をやっている業者から、この制度は大変困る、こういう意見が寄せられております。この制度を凍結すべきだと思ひます。

これらの土地税制に関する議論については、恐らく平成八年度の税制改正の中でもう政府・与党の中では十分議論されたおなじみの議論ではないかと思ひますが、改めてこの時点において、今の点についての御答弁をお願いいたします。

○薄井政府委員 幅広い御質問でございましたので、簡潔に御説明いたします。

まず、所得税の特別減税を継続すべきではないかという御指摘でございますが、まさに景気対策ということから、この三年間累積いたしました十六・五兆円、特別減税だけではありせんけれども、先行減税と一緒にしまして、先行して景気のために対応してきたということでございます。平成九年を考えたときには、先ほど総務審議官

から申し上げましたように、これまでこれに比べれば、赤字公債を発行してまでさらにその特別減税を継続すべきではない、こういう判断をしたわけでございます。税制を必要に応じて景気対策に使うということはむしろやってきた話でございます。

今後のことを考えますと、所得税といえますのは、個人住民税も同じですけれども、これは制度でございます。どれだけ所得があつたときにどれだけ税負担をするかという、そういう関係からしますと、なるべく安定的であるべきであつて、景気対策のために減税を使う、あるいは特別減税を行うというのは極めて例外的に考えるべきものだと思います。

それから次に、土地あるいは株についての税制についての御質問でございました。

株に關しましては有取税のことが御質問にあつたわけでございますが、私も、証券関係の税制全体の問題として常に關心を持っています。わけございまして、いわゆる株価がどう動いているかというところとの関係で有取税の問題を考える必要はないと思つております。昨年有取税は三割下げたわけでございますが、この一年を見ますと、むしろ株価は下がってきているという状況でございます。

ただ、御指摘のように、これからの金融システム改革といったときに、有取税なり証券関係税制が開かれた市場の中でどういう機能を果たすか、あるいはどういふ経済効果を果たすかということとは分析しないといけないと思つております。その点は、私も、証券税制全体の中で時期を失することのないように対応していくべきだと思つております。

なお、有取税といった税金、あるいは株の譲渡益についての税金、キャピタルゲイン課税といいますが、各国それぞれにそれぞれの体系で税制を持っています。税制がないことをもってよしとするということではないというふうに私も思つております。他の所得との関係を

考えることは税制にとって重要なことだと思つております。

それから、土地税制についての御質問が最後にございました。

土地税制につきましては、これも御質問の中でありましたように、昨年、やや早かつたのかもしれないが、土地をめぐむ状況変化に対応いたしました。地価税につきましては半分にしたし、また法人の譲渡所得に關しまして追加課税を半減するといったような措置を既に講じておるところでございます。

また、最後に、新規取得土地につきましの御質問がございました。

これは、どちらかといひますと、バブル対策というよりも、一般的に土地を取得するときに土地が生産なり所得を得るにだけ有効に使われていくかということになります。これは時間がかるわけでございます。にもかかわらず、その借金の、借金に伴う利子について即時に落とすというところが適当かどうか、こういうこととに關しての議論の結果負債利子の特例を設けているわけでございます。最終的にはこれは控除はできるわけでございますが、この土地の利用に應じて落としていくという考え方についてどう考えるかということでございます。例えばアメリカでは、新規の土地を取得するときに借金をする、その利子分は減価償却の中に入れていくというふうな考え方一部とっているようにございまして、それも一つの考え方かなと思ひます。

かつての一時に落としてしまふという方式ですと仮需要が出てくるのではないか、それによつて税金を安くできるということから借金をしてまで無理に土地を取得するということからケースは抑えることが必要ではないかなと思つておられるように次第でございます。

いずれにしても、土地税制につきましては、状況に應じながら対応してきたというところ、本年、これから九年度に關しましても御存じ

の固定資産税関係の改正が行われますし、対応してまいつてきておりますが、今後とも、土地の状況等を見ながら、一方で資産課税の中で土地税制をどう位置づけるかということも踏まへつつ、常に關心を持てまいりたいと思つております。

○北脇委員 最後の、法人の新規取得土地等に係る負債の利子の損金の不算入制度については、バブルの当時、土地をいわゆる節税というところに使うということが横行した、それに対する対策であつたというふうに私は思ひます。当時は、相続税などでも、借金をして土地を買つて相続税を少しでも少なくしようという動きがありまして、法人のこの制度についても、そういうふうな土地の取得ということを経金逃れに使うという、そういうことを封じるといふねらいがあつたと思ひます。

しかし、今は、土地の流動化、土地取引の活発化ということが何よりの政策課題として求められているときでございます。当時とは状況がもう百八十度違うと思ひます。したがつて、私は、いわゆるあつものに懲りてなますを吹くというふうなことであつてはならない、こういう制度は速やかに凍結をして、少しでも土地の流動化、不動産取引の活発化、これに資する対策を講じていくべきだ、そういうふうと思ひます。

そしてまた、時間が五十三分までということでございますので、今回提案されている公債発行の特例等に関する法律案についてお伺いをしたいと思います。

一つは、非常に単純なことでございますが、現下の財政状況を見れば、特例公債の発行自体を認めない、そのような考え方は非常に非現実的だと思ひます。その点は認めるところでございまして、その発行額については、建設公債、特例公債ともに、今政府の内部でも言われておりますような公共事業費、補助金などについて聖域を設けずに思い切つた削減をする、こういうことをすれば減額が可能と考えます。今、予算に計上されている建設公債、特例公債の発行額、これは減額が可能と私は思ひます。

能と私は思ひますが、これについての政府の考えをお伺いしたいと思います。

○林(正)政府委員 お答え申し上げます。

公共事業費、補助金などを切り込めば公債が落ちるではないかという御質問でございますが、先般御案内のとおり、平成九年度予算におきまして、公共事業につきましては、我が国の財政事情等を考慮いたしまして、七年ぶりに前年度と実質的に同水準という抑制的なものにどめておるところでございます。また、特殊法人に対する補助金等につきましても抑制に努めたところでございまして、加えて医療保険改革を初めとする各般の制度改革の実現に努めたところでございまして、その結果、一般歳出については一・五%増というところ、九年度の物価上昇率一・六%を考慮いたしますと実質伸びゼロ予算ということになっているところでございます。

こうした結果、四兆三千億の公債減額、特例公債については四兆五千億減額ができたというところでございます。私どもとしては、九年度予算につきましては、全体として抑制を図る中で重点的、効率的な資金配分をしたものだというように思つております。ただ、いずれにしましても膨大な公債残高を抱えておりますので、今後とも、さらに思い切つた財政構造改革を進めていくということが必要であるというところは言うまでもございせん。

○北脇委員 もう一つの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例についてお尋ねをします。

私の理解では、九七年度の末のいわゆる隠れ借金というのは四十五兆円に達する。この年金勘定への繰り入れの特例も隠れ借金の一つでございますが、四十五兆円ということで、昨年度から比べますと二兆円増加するといふふうに理解しておりますが、これで間違いないかどうか、それは一応確認ということで、もしそれがそうであるとすれば、政府は今回の公債発行額について、いわゆる増税が七兆円あつたけれども、その中で公債減額に充てられる実質的な国の手取り額というのは二

・七兆円しかない。途中で地方に出るものもあるのだけれども、その中で四・三兆円の公債減額を
実現したというところをおっしゃっております。で
すから、その差は一・六兆円ありますから、増税
による税収以外の部分で一・六兆円の努力をして
公債減額に成果を上げたことだと思ふので
すけれども、もう一方の隠れ借金の増が二兆円と
いうことであるならば、それでは隠れ借金の方に
回しただけではないかという見方になるわけで
す。この見方に対して異論があればおっしゃって
いただきますというふうに思います。

それとあわせて、この七千二百億円の年金勘定
への繰り入れ、これについては、もう年金勘定の
方だって苦しいわけですから、七千二百億円分を
いつ繰り入れるのかということについては、はつき
りした見通しをお聞きしたいと思ふます。今まで
のたまっている分もあるわけですが、それについ
てあわせてお尋ねします。

○林(正)政府委員 一つは、いわゆる隠れ借金の
お話がございました。これはもう御案内のとおり
明確な定義があるわけではございませんが、これ
まで講じてきました特例的な歳出削減措置、ある
いは清算事業団債務など今後国が繰り入れを行う
等適切な処理を行う必要がある措置というのを、
今後処理を要する措置として整理してきたところ
でございます。

ただ、これは御案内のとおりさまざまな性質の
措置が含まれております。したがって、これを全
体ひっくるめて一つのものとして考えることには
問題がある、従来からこういうように申し上げて
きておりますが、あえて平成九年度末において単
純な合計をすれば、御指摘のように昨年度末の見
込みから二兆円程度増加し、約四十五兆円になる
ということでございます。

ただ、御案内のとおりこの中には、この大宗を
占めます清算事業団債務約二十八兆円ございま
すが、これについては御案内のとおり用地あるい
はJＲ株式の売却等を行ってもなお残る債務につ

いて最終的に国が処理するというところでございま
すので、現在の債務残高すべてを国が処理するこ
うなことではございません。

なお、この二兆円がふえておりますのは、細か
な説明は省略させていただきますが、それぞれ事
情があるわけではございまして、減るものもあるし
ふえるものもあるということでございまして。清算
事業団債務がふえておりますのは、御案内のとおり
の事情でございまして。したがって、これと
公債減額との関係というのは、私もこれをもち
て、隠れ借金の総額がふえたことをもって公債減
額ができたという御指摘は当たらないものという
ように考えております。

それから、厚生年金の七千二百億円の件でござ
います。これはこの法案にもございまして、将来に
わたる厚生年金保険事業の財政の安定が損
なわれることのないよう繰り入れられるというこ
とが法律に定められておりますが、具体的な御質
問があったわけではございまして、ただその返済の
時期、方法、こうしたことにつきましては今後の
国の財政状況を勘案する必要があると思ふます。し
たが、いまして、現時点でこれを明らかにすることは
できませんが、私も私としては今回の繰り延べ
分、これまでも含めまして、国の財政状況を勘案
して、できるだけ速やかに繰り戻すことにしたい
というふうに考えております。

○北脇委員 時間が参りましたので、同僚議員に
バトンタッチをいたします。どうもありがとうございます。

○額賀委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 きょうのトップバッターの吉田
委員同様、私も初めて国政に参画させてもらいま
したので大変ふなれた点が多いかと思ふますの
で、委員長初め皆様方の御指導を冒頭にお願ひし
たいと思ふます。

まずは、大蔵省の方から先日、「財政構造改革
への取組み」というこの冊子をいただきました。
サブタイトルとして「活力ある21世紀への条件」
という未来を子供たちに」という、大変カラフル

な冊子だと思ふます。一読してみますと、今後財
政改革を進めるために、よく言えば今の状況と問
題点をわかりやすく記載していただいていると思
ふます。視点を交えた場合、これだけ財政事情が厳
しくなったことを、もちろん私たち政治にも責任
がありまされども、その担当であります大蔵省
のみならず、待たなしたの現状を提示し、それは開
き直りにも近いととられても仕方がないようにも
思われます。

ここまで財政事情が悪化してきました主たる要
因はどこにあるか。また、公債発行を統
制して、現実には平成八年度末には二百四十兆円
の公債残高に増加する見込みであり、なぜそのよ
うな対応が続いてきたのか。加えて、待たなした
の現状になって財政再建へ具体的に今動き出す
としていくわけですが、もっと前に腰を上げ
ることができなかったのか、三塚大蔵大臣にお
伺ひいたします。

○三塚国務大臣 木村議員にお答えしますが、大
変鋭い基本的なポイントをついた質問だと思いま
す。

経済はいつでも成長していくのだという平和時
における経済運営、また不況になっても対応策を
講ずればそれまた回復をするものである、こうい
うことだと思ふのです。それとも一つは、高齢
化社会、少子化社会、先進国病と言われる最大の
ものであります。我が国がその先陣を承りまし
て急速に高齢化が進む、少子化現象も大変深刻な
状況になってまいりました。こういう二つの要素
があると思ふのであります。そういう中で、今ま
での経済財政運営は、その都度その都度国民各位
の要望にこたえていくという形で財政展開をして
きたところであります。

それとも一つは、一般論であります。国民
負担という問題について、税制というものがその最
先端にあるわけではございますが、税のあり方につ
いて本質的な議論が避けられてきたのではない
か、私はその点を痛切に感じておる一人でありま

す。

税負担はない方がいいに決まっておりますのであり
ます。しかし、国民負担という取れんされた形
のタックスというものは民主主義社会、議会政治を
やっております中における最大のポイントでありま
すから、本件についてはオープンな議論と、総論と
各論を分けるのではなくして一体的な議論を展開
しなければならなかったことが、その都度後手に
回ってまいりましたということが大きな原因で
あったのではないかと、私はそういう意味で、政
府、担当の与党の責任極めて重大、こう思いま
す。

気がついた以上は二度と過ちを繰り返さないとい
うことで、まず、聖域なき歳出カットを断行し
て財政再建に全力を尽くすということから始めよ
う、今始めれば、そのことが期待される方向に一
歩一歩前進するであろう、こういうことでありま
す。

○木村(太)委員 答弁の中でも先進国病という表
現がありました。私たちの暮らしの中でも、わ
かっているけれどもやめられないというようなこと
も確かにあります。ただいま、今始めればというこ
とであります。それこそ我々関係者すべてが努
力をしていかなければならないと思っております
が、ただ、財政再建において、その目標と方向
性、手順あるいはまた手法をきちんとした形で示
しながら取り組むことが大事であります。

政府は、昨年十二月十九日、財政健全化目標に
ついて閣議決定しています。また、同じく十二
月には財政制度審議会から、平成九年度予算の編
成に関する建議の中の「結び」において「財政構
造計画の推進は、いまでもなく国民的課題であ
り、」云々と示しています。私は、国民的課題に
した政治と行政に、まずは大きな責任がある課
題だと思ふます。

また大蔵大臣は、九七年度予算案を財政再建の
第一歩を踏み出した構造改革元年予算と国会内
でも述べていますが、このカラフルな冊子をつ
くった意義も含めて、現在の財政の状況をどう認識

されているのか。

また、平成八年度当初予算の一般会計歳出に占める国債費は二一・八％に達し、九年度案で見ますと二一・七％となっており、政策的に使え経費が大変窮乏な状態になっています。今後、数年度の国家予算に占める国債費の比率をどのように見込んでいくのか、お伺いいたします。

いま一つ、大臣の財政再建に向けての決意をお聞かせいただきます。

○三塚国務大臣 財政健全化目標を昨年の暮れに閣議決定をいたしましたところでございます。

御指摘のように、赤字体質からの脱却であります。同時に、目標を明確に示すということで後世にタツケを回さない、現世代は、受益についてはタツケの負担の範囲内でこれをとどめる、こういうことであります。国債費を除いて税収と歳出がバランスするというところでございます。最終的には、税収の中から国債費を返還できるような体制をつくり上げなければならぬということ、公的債務残高が増えない財政体質の構築、こういうことになるわけであります。

本件は、議員御指摘のように、国民各位の理解を求めつつというのが民主主義ですから原点でありますけれども、まず国会であります。そして、内閣を構成する政党、内閣が責任を持って本件について当てることによって、オール国会が本問題についての共通の理解を得ることができるとはいいないか。その上に立って国民各位の理解を求めるといふことではないと、この改革は前進をいたしません。

そういう意味で、内閣という意味で、政府機関それぞれが、今日の危機的状況を頭の中で考えるだけではなくて、これを受けて、むだな経費はカットする、また待てるものはこの際辛抱をする、こういうことで、シェアに基づいて予算編成を行うという従来の方式から脱却をしなければならぬ。聖域なき歳出のカット、制度の見直しということはまさにそういうことであり、政府機関、せんじ詰めれば内閣の責任においてこれを断

行しなければなりません。

財政担当の国務大臣として、この件についてはまなびを決してやり抜いていかなければならぬ、こう思っておりますので、格段の御鞭撻を賜りたいと存じます。

○林(正)政府委員 国債費の歳出総額に対する比率についてのお尋ねがございました。

御案内のとおり、九年度予算では二一・七％でございまして、国債費の重圧が政策的経費を大きく圧迫しているという状況にございますが、先般国会にお示ししました中期的な財政事情に関する仮定計算例によりまして、各目三・五％成長を前提として現在の財政構造を放置した場合、各年度の歳入歳出ギャップ、これをすべて公債発行で賄い続けた場合どうなるかという計算をいたしますと、国債費が増加し続けまして、例えば平成十二年度、二〇〇〇年度には二二・六、平成十七年度、二〇〇五年度には二三・五と国債費が歳出の二割強を占める状況が継続するという計算になっております。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

○木村(太)委員 大臣からは内閣がという言葉が答弁の中にあつたわけですが、財政再建の取り組みについてはいろいろな施策を総合的に展開していくことも大事であるし、また一方で、個々の施策が中途半端になったり、あるいはまたいろいろな施策を総合展開するにしても幾つかの柱がなかったならば、効果は生まれてこないと思ひます。ましてや政府内において、内閣において意見や足並みがそろわず乱れていれば、かけ声倒れになると思ひます。財政再建のためのスタートに立つ今、既に政府内において懸念されるような発言が出てくるかのようにあります。

経企庁の試算によりますと、公共投資の経済への波及効果は年々減少し、例えば三年目の公共投資乗数で考えますと、六七年度から七七年度までは約二・五あつたものが、八三年度から九二年度では一・四まで低下をいたしております。これは民需の不足を財政で下支えをするという、先ほ

ど大臣の答弁にもありました従来の方式というところになるかも知れません。この従来の経済政策の論理が通用しなくなつてきていると思ひます。欧米等の先進国に関する数字を把握していただければ、その数字と我が国とを比較して説明をいただきたい。また、大蔵省としてこの御認識、どうお考えかお伺いいたします。

○林(正)政府委員 公共投資の経済に与える効果についての御質問でございます。

言うまでもございませんが、公共投資それ自身需要になる効果と、あと民間需要を喚起する効果があるわけでございまして、確かに御指摘のように公共投資の乗数効果は、長期的には多少の低下が見られますが、私どもとしては、九〇年代に入つてからの累次の経済対策による公共投資の増加につきましては、バブル崩壊後の民間部門の設備投資、これが急激な落ち込みをいたしましたところ、これは御案内のとおりですが、これを相殺する形で景気の下支えに大きく貢献してきたというように考えてございます。

これまで我が国では景気対策のためにこうした公共事業の大幅な追加が行われてまいりました。現在、先進諸国では不況期におきましても規制緩和などを通じて市場機能を活用しているところをございまして、我が国の今の財政状況というところを踏まえまして、今後は、これまでのような過度に財政に頼った経済運営については見直しに努めていく必要があるというように考えております。

なお、経済企画庁の第五次世界経済モデルによりますと、実質GDP一％に相当いたします実質政府支出の増加が実質GDPに与える効果、財政乗数でございまして、一年目を見てもアメリカが一・五九、イギリス一・一七、ドイツが一・二七、フランス一・〇八となつてございます。我が国の財政乗数は一・二四となつているところでございます。

○木村(太)委員 次に、総理が議長を務めております財政構造改革会議がきのう行われたようであ

りますが、増税に頼らず、厳しい歳出削減に手段を絞る、聖域を設けず、公共事業、社会保障を初めすべての分野で断行し、例えば六百三十兆円の公共投資基本計画を実質減額し、九八年度の概算要求基準にも生かす方針等々報道では伝えられております。きのうの会議でどう議論されたのか、お伺いしたいと思います。

また、大蔵大臣としてのきのうの会議で議論されたこと、示されたこと、あるいはまた一致したことなどについての御見解をお伺いいたします。

○三塚国務大臣 今朝各紙報道いたしておりますが、大体そのとおり伝えておると思ひます。

問題は、ただいまの御質問に答えますが、総理大臣として橋本さん、御説のとおりであります。全体を聖域なく見直し、歳出のカットをしていかなければならない。そのところは、前段も申し上げましたとおり、当分辛抱していただくものも含め、もちろん任務が終わつたという認定がされた場合は、それはストップになるのは当たり前であります。さらにこれからやらなければならぬものについては積極的にこれを推進する、予算の効率的な運用という意味で各項目について聖域を設けない、こういうことの議論でございまして。

そこで特徴的な議論は、急激に進む高齢化社会において、年金の受給開始年、大体七五歳程度は日本を除いて六十五歳に変わりました。そういう中で、我が国は御案内のとおりであります。この辺をどう考えるか。医療制度改革という深刻な問題があります。特に老後の問題の年金というシリアスな問題であります。全体の財政のあり方、そして受給と保険料との関係、この辺が、再計算の九九年はありますけれども、深刻な状態になるという認識ではば一致をし、これにどのような取り組むか、避けて通れない問題ではないのかという新たな提言であります。要すれば、受益と国民負担の問題というところに帰するのでしようか、そういう議論でございまして。

今後第三回、四回と三月中に行うことにより、

参議院における予算審議が完了したところから精力的に個別問題について論議を進める。各省のヒアリングを進める。また、それぞれの国民代表の見識ある各位にお出ましをいただき、率直な意見を聞かせていただく。そして六月末には結論を出したい。よって、概算要求に向けて新しい基準でこれを行うというところに取り組みたいというのが昨日の最後の取りまとめであります。

○木村(大)委員 今後一層努力し議論を本格化して六月には結論を出したいということであり、今が、なぜこういう質問をしたかといいますが、今審議している段階の九七年度予算案において、先ほども述べましたけれども、足並みの乱れ、あるいはまた、それを柱にしようとしているのか、心配してしまふような発言が続いております。

例えば、これも報道で知ったわけですが、中曽根、村山両元総理と武村元大蔵大臣との会談で、予算は成立させるが執行段階での公共事業の削減で一致という報道もありました。また総理も、執行段階での減額補正に含みを持つ発言をしております。また一方では、建設大臣が、執行段階での公共事業削減に反対を表明し、コストを削減し事業量を伸ばせばよいと語っており、また、建設業七団体との懇談の場では、六百三十兆円の公共投資基本計画の堅持、公共工事の事業量確保などの要請に対し、財政再建のために社会資本整備に力を入れなければならないと、公共事業の重要性を強調したようであります。

大蔵大臣は十九日の記者会見で、六百三十兆円のこの基本計画見直し問題について、財政構造改革会議での検討の対象になるとの認識を示されておりましたが、政府内においてその考え方に違いがあるのか、また、今の時点から減額補正もあり得ると考えるのか、大臣にお伺いいたします。

○三塚国務大臣 減額補正があるのかということについては、ありません。

予算編成は、約十カ月余をかけて積み上げた中で、概算要求、そして十二月の内示まで精緻な理

論を展開しながら、これがベストということでの提出をいたします。そして査定を行い、最終的な政府原案が構成をされ、国会に提出、御議論をいただく、こういうことでありますから、御議論をいただいで決定したものを執行過程において減額するということはない、あるべきではない。

一度ありましたのは、中東戦争の際に、我が国の負担について、経費節減を、そこから拠出をし、足らぬ場合は補正で、こういうこととまでやって執行したことがございますが、全く例外中の例外と私は受けとめておりますし、それだけが物理的な条件によって、というのは、用地買収が極めて至難、また地域住民の強い反対で執行ができないう場合、これは明許繰り越しである、また翌年度繰り越しということになることであって、それをもって没にするということにはならないことは御案内のとおりでございます。

さらに、十カ年計画、六百三十兆についていろいろな意見があります。それは承知をいたしております。それが五カ年計画の基本になっておられるのも事実だろと思いますが、国家の将来を決しかねない重要な財政構造改革に取り組んでおられます。現時点における分析、将来展望を明確にすることに、それが若干延長されましようすし、また、そういう決心をし、決定をすれば、そのとおり実行するのは当然である、こう思います。

○木村(大)委員 今の答弁が、いわゆる政府、内閣としての考え方だというふうに理解していいの、いま一度お答えいただければ……

○三塚国務大臣 国務大臣大蔵大臣としての方針であり、そのことは内閣の方針になっておると信じておるわけです。

○木村(大)委員 先ほどの答弁にもありましたが、六月までということとを一つの期間の目標として努力するということがありますが、私たちは、この国会においても財政再建法なるものを早急に、できる限り早く出して対応していくというの

が、これまた政府、また政治の責任だと思っております。ただ、私自身も今質問でこの公共事業のことを例として出したわけですが、私は、決して、国の財政が厳しい状況にあることに對して、公共事業だけが袋だたきに遭ってはいけないと思ひます。もちろん、効果ある事業なのかどうかの見直しは大切だと思ひます。

私の地元も社会資本の整備が十分整っているとは思っておりません。むしろおくれいている面もあると思ひます。財政健全化に向けて、公共事業や公共投資基本計画の総額あるいは計画期間の見直しについての発言が表面化してきているわけですが、きのうの財政構造改革会議でも、社会保障費の抑制に向け、先ほど大臣の答弁にもありましたが、現在の六十五歳への段階的引き上げを目指している年金給付の開始年齢をさらに引き上げるべきだとする意見もあつた報道にはあります。公共投資基本計画の見直しに匹敵するようなインパクトがある事項が他の分野においても大蔵省としてあるのか、お伺いをいたします。

○三塚国務大臣 これは聖域なき見直しということでありまして、例外はございません。よって、医療改革、その中に年金問題、公共事業、ODA、防衛費のあり方以下、すべてそういうこととありますと公正公平な行政、政治と言われません。

○木村(大)委員 もちろん分野として挙げれば、今答弁あつたとおりでございます。ただ、先ほどの、年金の給付年齢の引き上げなど、いわゆる国民が敏感に反応するようなことを既に大蔵省として何らか持っているのかどうかということをお聞きしたかったわけですが、もしあればお伺いいたします。

○林(正)政府委員 財政構造改革会議におきましては、大臣からもお答えございましたように、すべての経費についてこれから御議論を具体的にされていくということでございます。私どもとして

は、そうした御議論あるいは国会での御議論、こうしたものを踏まえて具体的に検討していくというところで、現在、私どもとして特定の考えを持っているということはありません。

○木村(大)委員 次に、先ほども同僚の北脇委員からも取り上げられましたけれども、特別会計からの借り入れなど、いわゆる隠れ借金、会計上のやりくりを見た場合に、九七年度末の累計総額が四十五兆というところで、四十五兆三千七百四十億に達する見込みで、これは九六年度比二兆円増加の見通しであります。隠れ借金の増加には歯止めがなされておらず、財政構造改革元年と政府は言うものの、財政が厳しい状況にあると指摘されても私は仕方がないと思ひます。その一つが厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例であり、今回七千二百億円の控除が実施されると、三年連続での措置であり、累計で一兆九千三百五十億円となります。

四・三兆円の公債を減額し財政構造改革元年としたとしても、隠れ借金が増加することについて、大臣の御認識をお伺いいたします。また、隠れ借金の歯止めについての対応もお伺いいたします。私は、隠れ借金の増加がこれまでの公債残高の累増と同じ軌道を歩むことを大変危惧をいたしておりますので、御答弁を願ひます。

(金子(一)委員長代理退席、委員長着席)

○林(正)政府委員 今後処理を要する措置ということでございますが、これは先ほども御説明申し上げましたように、御案内のとおりさまざまな性格のものが含まれておりますので、単純にこれを合計するということは問題があるということでございますが、あえてそのようにいたしますと、御指摘のとおりでございます。

確かに、九年度と八年度を比べますと二兆円ほどふえておるわけでございますが、ただ、これにつきましては、減少するものもある一方、あるいは地方財政対策に伴う後年度負担、厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れ及び国鉄清算事業団の長期債務により増加が見込まれておりますが、そ

れにつきましては、詳細は省かせていただきますが、例えば国鉄清算事業団の長期債務の増加は、鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴います移管金負担約八千億円の新たな債務増等によるものでありまして、国が九年度に支出すべき歳出の繰り延べを行うということによるものではございません。なお、これは別途、清算事業団の債務の累増につきましては、約三兆円の無利子化、御案内のとおり措置を行っているところでございます。

いずれにしても、これらによつて、今後処理を要する措置の額が増加する見込みだということでもって、その増加により公債減額の形をつくつたものという御指摘は、私どもは当たらないものというように考えております。

それから、隠れ借金について何らの歯どめもないではないかという御指摘でございますが、こうしたいわゆる特例的な歳出削減措置等は、厳しい財政事情の中で、それぞれの制度、施策をめぐる状況を十分検討した上で、その時々運営に支障を生じない範囲でぎりぎりのやむを得ざるものとしてとられた措置でございます。こうした措置につきましては、九年度予算におきまして、八年度には二措置であったものを今年度には厚生年金の御提案申し上げている一措置にとどめるなど努力をしておりますところでございます。慎重な検討を行つてきているところでございます。

今後、それぞれの制度、施策をめぐる状況あるいは国の財政状況、こういうものも踏まえつつ適切に対応していく必要があるというように考えております。

○木村(太)委員 努力しているのだということですが、平成九年度の一般会計予算案は、公債発行対前年比四・三兆円を減額している。しかし、これは歳入面での消費税の引き上げ、政府の見込みでは五兆円、この税収の増だけでなくて、医療保険制度改革など諸制度の改革実現もあわせてのことだと思います。消費税増収分五兆円は地方

交付税交付金等にも向けられ、よつて公債減額に充てられる実質的な手取り増は二・七兆円としております。この冊子の中でも二・七兆円を上回る四・三兆円の公債発行額の減額と述べており、つまりこの考え方が財政構造改革元年と位置づけられ、この考え方をもちて後年も、これからも努力していくことによりまして、財政再建が達成されるところは政府は考えているように思われます。

しかし、この例でいいますと、国の手取り増二・七兆円を上回る公債発行額四・三兆円を減額できるとは、諸制度の改革もあつてのことであると思ひます。その一つが先ほど答弁にもありました医療保険制度改革であり、それは実質患者負担増、つまりは国民負担増があつてのことと国民の目には映つていっていると思ひます。私は、負担増イコール一〇〇％悪くは思ひません。またしかし、改革イコール一〇〇％負担増であつてもならないと思ひます。負担増であるならば、それに見合ったサービスの向上等何らかのメリットがなければなりません。それが各世代間にわたるものならば、国民の合意を形成する努力が必要であります。

そこで、大臣にお伺ひしたいのですが、医療保険制度を初め諸制度を通じて、国民負担増が今後とも予想されていくのか。というのは、先ほども言いましたように、今後も財政再建のため公債発行を減額する方向が続くならば、並行してそういうことも行われないと進まないのではないかと、ふりに私には思ひます。御答弁をお願いいたします。

○三塚國務大臣 これからの政治の目標として、従前の政府体制を維持するの、言うなれば大きい政府であります。各種改革を断行することによつて小さい政府を目指すのか。私は、小さい政府を目指すべきである。地方分権、最終的には道州制を目指し、その完成に努力をする、こういうことだろうと思ひます。

なぜ申し上げたかといいますと、中央政府がすべての問題を処理していくことには限界があることは御案内のとおり、よつて国民負担をど

うするかということになるわけです。これは避けられないところであります。しかし、それが五〇％を超えることであれば活力が減ずるといふことも社会経済学的にももう検証済みであります。しかし、税を合わせて七〇％の国民負担を持つスウェーデンは活力のある社会としておるといふことを他山の石として、これは今後、最大限の研究の価値のあるところ、北歐三国またしかり、こういうことであらうと思ひます。

○木村(太)委員 時間が来たということで、まだまだ質問したいことを準備していただのですが、これで終わります。質問はしません。

ただ、大臣、私は、三塚大蔵大臣のこれまでの歩みと人間像を記した本を以前一読したことがあります。これまでのいろいろな御苦労とかあるいは歩み、また経験、あるいはまた活躍というのがその御本には記されておりました。ぜひ大臣におかれましては、あくまでも国民の視点、目の高さにおいて、今後ともこの経済、財政、特に財政再建に対して歩んで、努力をしていただきたい。大変若輩であります。心からお願ひして、時間です。これで終わります。ありがとうございます。

○額賀委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規であります。私も、昨年初当選させていただきまして、この委員会での初質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。今から三十五分間質問をさせていただきます。

きょうは特例公債の話でございますので、私はそちらに集中して、絞つて質問をさせていただきます。

先日、住専の穴埋めで六千八百五十億円が赤字国債という特例公債でなされた、その大半が赤字国債だったというのを聞いて、今後六十年間の国民の負担になることを聞いて、私、若干ショックを受けたわけです。つまり、ことし生まれた赤ん坊が六十歳になるまでその負担を払い続ける、そのツケを払わされるということは、非

常に問題ではないかと思うわけです。

特に、不良債権問題に何ら罪がないといひますか、そういうことに関係ない国民一般、今の現役世代の国民にこのツケを払わせることが大きな問題になったわけでございますが、それ以上に、今生まれるというような、そういう全く関係のない、住専問題とは関係のない将来世代にまでこのツケを払わせるというのは、どうしても納得がいかないものがございます。

昨年の財政審の建議、十二月十九日の建議ですけれども、その中でも、特例公債、特別公債発行は極めて遺憾であると書いてありますし、また特例公債が後世代に資産を残さず負担を残すことになり、世代間の公平という観点からも問題があるから、発行を厳に回避すべきであると言つております。私も、特例公債は本当は出してはいかぬというのが原則だろうと思ひます。この財政審の建議につきまして、大蔵大臣の考え方をまず簡潔にお伺ひしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 これは、財政赤字のさらなる拡大を招けば経済、国民生活が破綻に類するといふこの一点をにらんで対策をつくり上げたわけであります。

御案内のとおり、二〇〇五年度までのできるだけ早期に国及び地方の財政赤字をGDP比三％以下とする。先進各国は、このところはゼロであったり一であったりということでございます。これらの目標達成のために、名目経済成長率より相当低く伸び率を抑えていかねければならないというところで、本年度予算編成一・五というようにしたところでございます。この目標実現は、さらに、財政構造改革の原点でございますから、全力を尽くすということでもあります。

改めて申し上げますが、あらゆる歳出の全般的見直しを進めるとともに、概算要求段階から一層厳しい抑制に取り組むなど、さらなる歳出削減に努力をしております。ただいま赤字公債の御見解も承りましたが、いずれまた、突っ込んだ質問でしようから、その節にやらさせていただきます。

○末松委員 財政法四條の建設国債、これについて、償還期限を六十年としたその理由を言っているだけだと思ひます。

○林(正)政府委員 建設国債の六十年償還ルールは、これは建設国債を発行することになりました際に、建設国債の見合い資産について、例えば永久資産であります土地等の耐用年数は百年と仮置きまして、その他の償却資産の耐用年数は原則として税法等の耐用年数に従つて計算したところ、平均的効用発揮期間がおおむね六十年であつたということから、これを一つの目安として六十年間で償還を圖つていくべきであるというルールとして採用されたものでございます。

○末松委員 そうしますと、建設国債は、確かに資産を残すという意味で六十年、耐用年数をいろいろ計算されたというふうに私も見たわけですが、けれども、それと違つて特例公債は、これはもうその年の歳入と歳出の帳じり合わせというふうなものであつて、財政法ではあつてはならない借金であるわけであつて、したがつて、我々現役世代が、ある意味じゃ不名誉で恥ずかしい借金にならざるを得ないということなんです。

この特例公債がなせ六十年の償還期間となつてゐるのか。つまり、我々の現役世代、現世代で出したこの赤字をなせ六十年という長い期間で次の世代まで負担させなければいけないのか、それについての哲学をお伺いしたいと思ひます。私は、大臣にお伺いしたいんですけれども……

○林(正)政府委員 ちょっと先に申し上げます。特例公債につきましては、御案内のとおり、借りがえを認めることになりましたのは、昭和五十九年度でございます。このときに特例公債について六十年の償還ルールになつたわけでございますが、このとき財政案でもいろいろ御議論いただいたのですが、一つは、御指摘のように、特例公債については、もうできるだけ残高を減少させるべき性格のもので、原理的に一定年限で償還すべきとする方式は決めたいという面があるという点が第一点。それから二番目に、財政事情は今

後とも極めて厳しい状況が続くことが予想されるわけですが、このような状況の中で、仮に特例公債の償還について、より短期の一定年限で償還するルールというものををつくりますと財政事情をさらに厳しいものにすることは否めないという御議論がございまして、現実的な選択として建設国債と同様の六十年の償還ルールということになつたわけでございます。

現在の我が国の財政状況を考えますと、特例公債について六十年償還ルールにかわる新しいルールを設定するということは、これは現実問題として困難でございまして、今後とも、その残高を速やかに減少させるように努めるべきものというふうに考えております。

○末松委員 今の新しいルールをつくるのは困難というの、それが判断するのですか。

○林(正)政府委員 だれがというのか、現在の財政状況を見れば、特例公債を早期に償還するということになりまして、その分についてまた特例公債を発行せざるを得ないような財政状況でございまして、そういうものは現実的ではない、そういう意味で困難だということだというふうに思つております。

○末松委員 その新しいルールを設定するのはまさにこの当委員会であり、それから国会じゃないですか。ちょっとその点を指摘させていただくのと同時に、将来世代に負担させるといふ根拠を次長は言われてないんじゃないですか。私が聞きたのは、まずそこなんです。

○林(正)政府委員 確かに、御指摘のように特例公債は見合いの資産が何も残らない、ただ負担だけが残るといふ点で極めて不健全なものであるというところで、現在の財政法では認められておりませんし、これを発行したならば速やかに償還をしていくという基本的な考え方は私どもも従来から持つておるところでございまして。

○末松委員 将来世代に対する根拠を言つてくれ、根拠を。

○林(正)政府委員 特例公債を将来世代に負担さ

せる根拠でございまして。——ちよつとお尋ねの趣旨が必ずしも私理解できておらないかと存じますが、いずれにしても、将来世代に建設国債と違つて見合いの資産を残さないで負担だけを残すというの、将来世代にとって非常に問題であるというところから、特例公債は極めて不健全なものだと認識せざるを得ないので、できるだけ早期に償還をするということでお答えにかえさせていただきます。

○末松委員 基本的に、将来世代に対して根拠はないという意味で私は受け取らせていただかざるを得ない。つまり、それはどいにかげんなものなのです。

将来世代がどんな状況に陥るかという、少子化ということで生産年齢人口が非常に少なくなつてくる。逆ピラミッドになつていくわけですね。数字でいくと、二〇〇〇年で七千八百万人の生産人口が、二十歳から六十四歳ですか、それが二〇二〇年には六千八百万、つまり二十年間で一千万人ぐらゐ減ると大蔵省の資料は言つてゐるわけなんです。また、今度は六十五歳以上が、二〇〇〇年の二千万人が三千二百万人に二〇二〇年にはふえる。つまり、生産する人口が減つて、今度は六十五歳以上の人口がふえる。六十五歳以上の人口というのはだれだということ、我々現役世代であります。それがふえて、福祉だ何だといって将来世代の負担を大きなものにしていく。

そういう意味で、私たち自身が、現役世代が将来世代に対してそのような負担を強いというの、さらに借金をつくらせて将来世代の負担に上塗りをするというところは、まさしく人非人の世界という気がしてならないわけです。

ちよつと逆に物事を考えてみましょう。例えば、私たち現役世代が、一世代前、三十年ぐらゐ前の人たちからどの程度の負担をこういつた赤字公債とかいふ形で引き受けたことがあるのか。特に戦争賠償も免除されました。また、特例公債は多分昭和五十年から発行されておりますから、基本的には私たち現役世代は前の世代から借

金をそれほど背負つていないと思ひますけれども、それはいかがでしょうか。

○林(正)政府委員 そうした御指摘のような公債に係るものはいません。

○末松委員 そういたしますと、一方、先ほども申し上げましたように、人口が減つて福祉の負担がふえる、財政危機であるというところは大臣が言われたとおりであります。一九九五年に六人で高齢者の一人を支えるという統計もございまして、それが二〇一五年になりますと、三人で一人の高齢者を支えるということもよく言われてゐることです。

ちよつとお伺ひしたいのは、国債費の中で、労働生産人口一人当たり国債費というものを一九九五年と二〇〇五年の間で、十年間ですけれども、比較するとういふふうになりますでしようか。

○林(正)政府委員 平成七年度予算におきまして国債費は十三兆二千億でございます。これを生産年齢人口、十五歳から六十四歳の人口八千七百万人ですが、これで割りますと、約十五万でございます。

それから二〇〇五年でございますが、これは先般お出ししましたいわゆる仮定計算例によりますと、名目三・五の成長を前提といたしまして、各年度の歳入歳入ギャップをすべて公債でもつて賄うという場合に、国債費は二十四兆三千億になります。他方、生産年齢人口は人口問題研究所の中心推計で見ますと八千四百万人余りということ、一人当たりいたしますと八千四百万人余りということ、十五万円から二十九万円に増加するということでございます。

○末松委員 そうしますと、一九九五年で一人当たり十五万円負担をしていて、二〇〇五年で二十九万円。ということは、今、私たちの公債の借金が、私たち自身が払ふべきであるのにもかかわらず、それが、将来世代に対してより多くの負担を私たちが課しているわけです。私たち現役世代といふのは、前からの借金はない、後ろに対してはこんな大きな借金を背負わしてゐる。それこそ将

来世代から見れば、日本史上最悪の極めて身勝手な世代と言われても仕方のないことであろうかと思ひます。

本間に、これにさらに国鉄の財産を勘定したとしても、隠れ借金四十兆円あるということですが、今オープン化して、一体どれだけ借金があるのかという財政危機のきちんとした把握を国民皆さんにしてみたいと、今大臣が進めようとしておられる財政構造改革もなかなかうまくいかないというものがございいます。

ちょっと技術的なものを聞きたいのですが、この特例公債、六十年償還ということですが、やりますけれども、これは特例法でその年その年で六十年の償還をしているということ、これをもうと早く返すということは、国債整理基金特別会計法などを見れば法的には多分早く返すことは問題ないと思ひますけれども、それはそれでしようかというのを簡潔にお答えいただければと思ひます。

○林(正)政府委員 六十年償還ルールは、御案内のとおり、国債整理基金法におきまして全国債残高の百分の一・六に相当する金額を入れていることが基本になっておりますが、ただ、減債制度は、このほかに予算繰り入れあるいは剰余金繰り入れという三本柱で我が国の減債制度を組んでおりますので、ある意味で、償還期限を短くするという場合には、現行の法律のもとでできないということではございせん。

○末松委員 私の考えを述べさせていただきます。特例公債というのは、百歩譲っても私たちの現役世代、現世代、つまり一世代三十年ですが、その中で処理すべきものだと思ひております。次の三十年、つまり次世代まで引張っていきのくはやはりおかしい、どう考えてもおかしいわけですね。

ですから、私自身は、現行のこの六十年の償還を三十年、本間に理想を言えば特例公債を出さない、これがベストです。それが厳しい財政事情で無理というならば、それは三十年にこれを改める

ということがぜひとも必要であると思ひます。そうすれば、国債整理基金への繰り入れの負担が一・六から倍になって三・二になるのではありませんけれども、それはある意味では、ハードルを高くすることによって、特例公債を出すならばそれだけ財政資金がかりますよということを明示することによって、むしろ特例公債を多く出すということに歯どめがかかるのではないかと思ひます。

私も、昭和五十九年の借換債の問題のときに、答弁もいろいろと読んでおりました。当時の竹下元大蔵大臣が言っておられました。この借換債をやらなければいけない事情というのは、先ほど次長が申された非常に財政事情が厳しいのだということ、で、財源としては増税をやるのか、それとも歳出削減をやるのか、それとも公債で借金で償うのか、この三つしかない。そこで、増税はできないし歳出カットもできないんだということ、で、結局公債でまた借換債を発行するんだということ、で、それをお願いしたいと国会で言っていたわけです。

ただ、当時と今の事情は全く違うわけです。国と地方合わせて五百兆円以上の借金を抱えていると言われている国が、そこでもう国債だけでやっていくというのは不可能な話なので、さらに大臣が先ほど言われておりましたこの聖域なき歳出カット、つまり国の方向としては歳出カットの方向に行くということがここで明らかにされているわけです。そういうことをしないと、逆に公債がまたどんどん歯どめなくふえていくということ、そこを大蔵省としてももっと強く思っているんだかないといけません。大臣に私は思ひます。

ということ、大臣にこの特例公債、三十年で償還するということを検討していただきたいと思ひますが、大臣の所見をお願い申し上げます。

○三塚国務大臣 今日の財政状況を考え、後世の負担を深刻に分析をした議論、大変傾聴しました。私自身はそうあるべきだと思ひますし、その前に、やはり放漫な財政運営が続いたと言わざる

を得ないことであつたと思うのです。その結果が深刻な今の分析につながる。ですから、その根っこを断つという意味で、赤字公債に頼る財政運営とさようなものをしなければならぬ時期に来たことだけは間違いない。後世にツケ回しをして現世代がのうのうとしてやっておったのかという批判を、死んでしまつてから聞かれないかもしれませんけれども、しかしやはりそれは現実の声として出るであらうし、世代間の大きな分裂を招く。

よつて、三十年、必要ならば最小限三十年という提言は、もっともと深刻にこの問題に取り組みめという激励と提言、こういうことと受けとめて、一段と歳出カットということにまずもって全力を尽くすということを申し上げさせていただきます。

○末松委員 今の御発言を重く受けとめさせていただきます。それと、もう一つ提案をさせていただきます。それは、今の特例公債の発行にやはりこれも歯どめがないわけですね。何やかんや今の財政事情が厳しいから歯どめと言えどもほとんどそれが出ていく。恥ずかしながら毎年法律でやっておりまして、それは特例公債の法律で、でも、それもこうやられては恒常化して、ほとんど決まり切ったポーズだけになってしまふ。それは本当に困るわけですね。ですから、私は、例えばこの法定の限度額をつくれというのを提案したいわけですね。

例えば今八十二兆円か三兆円ぐらい赤字公債の残高がございいます。アメリカなんかでも公債の残高で法定の限度額があるというふうな間に合ひしておりますけれども、どうしてもこれからは出さなければいけないというところであつても、例えば、これは全くの例えの数字で数字に余り意味はありませんが、百兆円から百兆円を限度とする、それ以上出してはいかぬというふうな、そういう一つの指標を、これはお役人の皆さんが出すのは大変難しいかもしれないけれども、ここにおられるメン

バーの方々も政治的にきちんと決定すればできないことではございせん。そういう意味で、歯どめがあるのだという姿勢をとるべきではないかと思ひますが、大臣の御所見をお伺いしたい。

○林(正)政府委員 特例公債の残高の限度額を法定すべきではないかというお話でございしますが、先ほど来の特例公債の不健全性についての御指摘は私もそのとおりだと思ひておりますので、こうしたものについて何か歯どめをかけるべきではないかという見地に立たれた一つのアイデアだということに思ひております。

ただ、特例公債の残高に限度額を設けるという具体的な御提案につきましては、例えばその法定された限度額に達するまでは特例公債の発行が認められてしまふのではないかとといった問題点や、あるいはアメリカで確かに御指摘のように一九一七年以来残高を法定しておるわけですが、一九八〇年代におきまして財政赤字が御案内のとおり拡大が防げなかつたという事例もございします。慎重に対処すべき問題だろうと思ひます。

ただ、いずれにしても、特例公債の毎年毎年の発行額を極力抑えていくというところがまず先決の問題であらうというふうに思ひております。

○三塚国務大臣 ただいま政府委員が答えました中で、歯どめの限度を決めるとそこまではやれるという、また、そういう安易な気持ちを起こさせる原因にならないだろうかというのを私も心配します。やはり何としても、ここまですりやりました以上、赤字公債は発行しないというその気迫で今後に対処する。歴代内閣におきましてもそのことに全力を尽くした総理大臣はおられたわけですが、まして、バブル崩壊後の景気浮揚策をやることによって公債発行高がふえて今日の状況に来了。よつて、これからはやはり歳出カットということの厳しい措置を講じながら、委員言われる後世代の問題に深刻に我々がこたえていく答えとしなければならぬと思ひております。

○末松委員 ちよっとくどいようなんですけれども、先ほど政府委員の方が答弁されたことで、毎年毎年削減するように努力するというところであれば、これが全く指標にならないのです。とにかくあしたからは酒を飲まない、酒を飲まないと言っても結局酒を飲んでしまうというアル中の方もおられるわけです。ある意味では、そういった厳しい認識に立つてやらないと、国の財政を預かっている大蔵省としての責任が全うできないということはあるのだらうと思うのです。

三塚大臣も、第七代の大蔵大臣でございす。結局歴史的に評価されるのは、次の世代の人間が次の世代の価値に基づいて私たちの現役世代を歴史として確定していくわけです。そのときに、結局これだけ大きな財政の危機にありながらまだ眠っていたよというふうな形で評価されないように、ぜひここは三塚大蔵大臣に大英断を振るっていただきたい。そして、大蔵省の方々もそれにきっちりこたえていただきたいという思いでございす。ひとつ、先ほどの私の提案も踏まえまして、ぜひ御検討を願えればと思ひます。ちよっと時間がありませんので、次の質問にさせていただきます。

今度政府の目標で、先ほど三塚大臣も言われておりましたが、国債発行額をGDPの三%にするというふうに言われておりました。まだ議論中だということですが、今回答はないのかもしませんが、そのための道筋といえますか具体的な手順あるいは目標値等、この議論の晩には明らかにするのしようねというのを確認させていただきたいのです。これは政府委員の方でも結構です。

○林(正)政府委員 昨年末に政府がこれからの財政再建の目標を決めたわけですが、現在そのための具体的な方策につきまして、財政構造改革会議でいろいろ議論が行われているところでございます。

具体的な道筋というお話ですが、御案内のとおり、財政政策、その時々を経済情勢あるいは社会情勢を反映して決定されるべきものでございす。

さいまして、具体的な歳出削減手段との組み合わせにもかかわる問題でございすので、厳密な意味で、例えば計画をつくるといったようなことは困難だろうと思ひますが、大臣もよく答弁されておりますように、財政構造改革会議におきまして議論を通じて、財政構造改革についての国民にとって目に見える具体的な道筋が示されてくるということをお私どもとしても期待しているところでございす。

○三塚国務大臣 林次長、基本的なことの答弁をいたしました。第三回に向けてフリーディスカッションをやります。四回目から、この削減について具体的な方策をどうやるかということについて議論を展開してまいります。

そういうことであります。全体の構成の中で聖域を設けないで見直していかなければならないということ、国民の皆様方にも御辛抱をいただくとお願いをしなければなりません。その前に、まず政府・与党一体となり、また国会の皆様方の御理解を得て、この方策の樹立、樹立をした以上、概算要求の段階からその基準を示し縛りをはかる、そして、その中で年末の内示、決定ということに基づいて基本方針に基づいた決定をしていかなければならない、こう思っております。さらなる制度の見直し、そして歳出削減のため努力をしてまいるつもりであります。

○末松委員 行政改革をやられるとかあるいは歳出カットをされるということは、大体国民の皆さんに對しまして不人気になりがちなのでございす。もうこれはイギリスの例でもアメリカの例でも、あとカナダの例でも、それでも国民の皆さんの理解を得ながら、本当に財政危機とはこんな大変なんだというのを言わねと、ちよっと重要なのは、なぜこんなに雪だるまになったのかということとを謙虚に反省してもらふようなことをしっかりとやっていただかないと、国民の皆さんも全く納得できない。だから、例えば消費税増税もそうですが、増税がということよりも、むしろ増税してもまた変なところに使われて、妙なところに使われて、それが例えば汚職事件の原資になるようなことがあつてはならない、だから嫌だという話になるわけですから、そこはもうぜひ心を鬼にして頑張つていただかないと、今度は国民の方から大きな反発が出てくることになりま

す。どうか大臣におかれましては、まず自分の身の安全ではなくて公務遂行という観点から、この日本の財政を預かっておられるわけですから、不退転の決意でやっていただきたいと思います。その決意を伺ひまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○三塚国務大臣 末松議員の国家を思ふお気持ち、また後世の世代に対する責任、言々切々として我が胸を打ちます。政治家である限り、またこういう困難な時期に大蔵大臣に就任した以上、おのれを減してやり抜いてまいります。格段の御鞭撻をお願い申し上げます。

○末松委員 どうもありがとうございました。終わります。

○額賀委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。来年度の公債特例法案に関連して質問をさせていただきます。

私どもは、今日の財政危機をもたらした原因を究明して、その構造にメスを入れるということを一貫して要求してまいりました。大蔵大臣も、歳出全般について聖域なく見直しを行う、このように答弁されました。しかし、来年度予算では、財政のむだと浪費、その構造には根本的なメスを入れたとは思いません。その上で、一方で不況下で九兆円の国民負担増を求めて、他方で財政法に違反する赤字国債を初め、歴代で二番目の大量の国債を発行しようとしております。今、まさにその転換が求められていると思ひます。

そこで、この公共投資基本計画、六百三十兆とこの計画というものは、いわば総論でありまして、したがって、具体的な道筋あるいは港湾、空港などの個別の五カ年計画、長期計画、これの見直しに進まなければ、実際に思い切った歳

この分野は、一般会計だけで年間約十兆円、事業費総額で約五十兆円に上っております。この大もとにあるのが、十年間で六百三十兆円の公共投資基本計画でございす。昨日、政府・与党は財政構造改革会議の第二回会合を開かれまして、公共投資基本計画について見直すということが議論されたのであります。この会議に出席された大蔵大臣にお聞きをしますが、この見直しというのは圧縮ということを意味されているのかどうか、改めて伺ひたいと思ひます。

○三塚国務大臣 見直しは見直しだと申し上げざるを得ないところでございす。というのは、第二回会議でございまして、常会の終わりのころまでに私自身は財政再建法を提出したい、すべきである、この主張を申し上げております。全体の空気にはまだなりませんが、しかし橋本さんは、九月に開かれるであろう臨時国会には確実に提案をしたい、こう言っているわけでありま

す。そこで、六百三十兆でございますが、財政構造改革聖域を認めず、カット、こういうことになりまます。当然そこには波及するだろう、理論としてそうなりまます。その場合にどう進めるかはもう少し、私の考えは考えとして申し上げておるわけですが、私の考えは、全体の議論の高まりを見まして、それが内容的なものなのか、それが期限的なものなのかというこの最終判断をさせていただきますが、いずれにしても、全体を見直すという中から、長期計画を含めてこれが例外であるということとはありません。

○佐々木(憲)委員 見直しは見直しだということ、全体としては、やり方として期間をどうするか、内容をどうするか、そこを検討して、聖域を設けず、いわば報道によれば圧縮の方向ということが基本方向だというふうに思ひます。

そこで、この公共投資基本計画、六百三十兆というこの計画というものは、いわば総論でありまして、したがって、具体的な道筋あるいは港湾、空港などの個別の五カ年計画、長期計画、これの見直しに進まなければ、実際に思い切った歳

出の抑制ということはできないわけでありまして、そういう点で、例えばきょうの日経によりまして、個別事業の五カ年計画の減額などを通じて「単年度の事業費を減らさない」と「まやかし」に終わる。」このように報道をされております。

そこで、具体的にお聞きしたいわけですが、現在十六分野の公共事業長期計画というのがございすけれども、これはやはり抜本的に見直すべきだと思ひます。総額の圧縮ということを行ひ、またこれを縮減していく、そういうことが必要だと思ひますけれども、大臣いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 五カ年計画は目安を示すものでございす。そういう中で、この五カ年計画、その中に調整額が数%置かれておるわけですが、そこらあたりで、そういう点で、その辺の見方が一つこれらありまして、それで、決定したものは決定したものと認めるわけですが、目安であるという点、調整額が計上されておるといふ基本的な枠組みを踏まえて、有効適切に取り組む。今、公共事業全体についてのコストの低減を目指し深刻な議論が行われているところでありまして、そういう財政構造改革の実を上げるための諸作業と一体的になりまして、実現を期していくということにならうかと思ひます。

○佐々木(憲)委員 公共投資基本計画だけではなく、個別の長期計画についても具体的な措置を検討していくということですが、私は、こういう時期ですから、一度十六事業全体を白紙に戻して、国民生活に必要な分野がどういふ分野であるかということについて洗い直しを行つて、そして積み上げ方式で効率化を図りながら生活重視の方向に全体として考え直していくということが非常に大切だと思うのです。そういう点では、アメリカとの交渉の中で六百三十兆という数字が出てまいりましたけれども、これにとらわれずに、

この際、抜本的な見直しというのがぜひ必要だということをお願いしたいというふうに思ひます。

一つだけ伺ひますけれども、これからの長期計画の新たな作成の際には当然そういう観点からお願ひをしたいわけですが、昨年十二月十三日に七つの個別の長期計画について閣議決定をされています。この七つの長期計画は総額五十一兆五千億円でありまして、前計画比でいいますと四一%増というふうに変化が伸びになっております。これは、現在財政構造改革会議で議論されている全体としての長期計画圧縮を検討する以前の段階での閣議決定でありますから、この際、その十二月に決定されたものも含めまして、もう一度再検討するということをぜひお願いをしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 先般の予算編成の前に、ちょうど十二月十三日、七分野五カ年計画決定、これに当たりまして閣議において申し上げたのでございす。また、これらの実施に当たりましては、財政の健全性に留意をいただくとともに、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的、効率的な整備に努めるようお願いを申し上げ、同時に、今後の社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じてその見直しにつき検討するものとした。今、こう申し上げておるところであります。これで御理解ください。今後の五カ年計画は、さらに表現を強くなければならぬのかなと目下検討中でありまして。

○佐々木(憲)委員 ぜひ抜本的な見直しをお願いしたいと思ひます。そこで、公共事業の中でも大変比重の高いのが道路でございます。道路整備五カ年計画は、十六の長期計画の中でも最大規模となっております。一般公共事業関係費に占める道路事業費の比率というものは、来年度予算で見ましても依然として二八・七%、約三割と、各事業の中で最も大きな額が振り向けられております。そして、これを支えているのが実は道路特定財源でございます。

そこで、この問題についてお聞きをしたいと思ひます。

平成九年度の一般会計ベースの道路事業費は二兆七千九百八十二億円でありまして、このうち、特定財源であります揮発油税及び石油ガス税の分というものは一兆九千八百六十四億円。ですから、この二つの特定財源によって約七割が賄われている。さらに、国に入りまして自動車重量税、その八割相当額の六千七百十二億円が追加されるわけでありまして、要するに、一般会計の道路事業費の九五%がこの三つの財源によって賄われるわけでありまして、ですから、道路の場合というのは非常に特定財源への依存度が高いわけでありまして、このように特定財源の比率が高いのは道路事業だけだと思ひますけれども、これはいかがでしょうか。

○林(正)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。○佐々木(憲)委員 したがいまして、道路特定財源というのは、それが余ったからといって、現在の状況でははかに回せない。そういう非常に限定された特定の目的のために使われているわけでありまして、ですから、道路財源がふえればふえただけ事業もふえるという仕組みになっていまして、例えば第一次から第十一次までの道路の整備五カ年計画、どんどんふえていくんですね。減つたためしはないわけでありまして。毎回毎回ふえておられます。しかも税収がどんどんふえる、こういう関係になっております。一次から十一次までの間に自動車ユーザーに対する新しい課税がどんどんふえてくる、課税がふえると税収が上がついていく、税収が上がつくとまた道路投資がふえる、こういう関係になっているわけでありまして、それで、こういう特定財源方式というものはもうそろそろ見直すべきではないかというふうに私は思ひます。

例えば揮発油税などがつくられたのは、もともと昭和二十年代の道路事情が非常に悪い時期に緊急的な措置として導入されたわけで、最初は揮発油税は一般財源でありましたが、昭和二十九年か

らは特定財源として使われる、こういうことが行われたわけでありまして、それが四十数年間延々と、全くその仕組みを変えずに続いできた。これは、非常に国際的に見ても特異な状況ではないかと思ひます。

例えば、イギリスの場合は、かなり早くから道路整備が行われまして、特定財源方式が導入されましたのは一九〇九年でありまして、道路整備が完了したのは一九三七年でありまして、約二十八年でこの財源は廃止をされているわけですね。ですから、日本の場合ももう既に道路の整備水準はかなり高いわけでありまして、そういう点で、もう一度見直すことが必要ではないかというふうに思ひます。

例えば、財政制度審議会の「財政構造改革を考へる」、いわゆる財政構造改革白書であります。この中でも、道路の舗装率を見ますと、「昭和四十年には七・四%と、当時の主要国に比べて相当低位の水準であったものが、平成六年では全体で七二・八%にまで上昇してきており、国道については、ほぼ一〇〇%になっていまして。」こう言っているわけですね。つまり、道路舗装率あるいは改良率というのはかなりの水準に達している。それで、認識として、この白書に書かれていることはそのとおりだというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○林(正)政府委員 そのように考えております。○佐々木(憲)委員 そうなりますと、かなりの水準に、今、道路の整備は達しているということになるわけですね。

そこで、大蔵省の主計局が一九八〇年に「歳出百科」というのを出版いたしました。この「歳出百科」の中でどのように書かれているかといひますと、「道路の整備水準が著しく向上した現在、道路財源に関する上記のような取扱いをいつまでも継続することが、財政資金の使い方として適当かどうか、早晩、検討を行う必要が有ります。」これを出されて既に十七年たっているわけですね。ですから、この道路特定財源そのものについて

て現在の段階で見直して、全体として公共事業の見直しを行い、財源についても洗い直しを行い、そして国民生活密着の方には大きな比重を置きながら、総額として圧縮していく、これが日本の現在の財政危機を打開していく上で非常に重要なかぎになるかと思えます。そういう決意はありますか、お聞きしたいと思えます。

○林(正)政府委員 道路に絞りますと特定財源制度についての御指摘でございますが、これは御案内のとおり、特定財源制度は受益と負担の関係が極めて明確だということ、それに、かなり密接な対応関係があると社会的に認識され得るような場合に、特定の公共サービスが特定の集団の受益に関連しているということに着目してとられているものでございます。

一般的に申し上げますと、特定財源制度は財政全体の弾力性というものを阻害することになりますので好ましくないと思えますが、道路関係についてはいいと思います、受益と負担との関係が極めて明確だということ、それなりの妥当性はあるというところでこれまで設けられてきたもので、私も、現在もそうしたことが言えるのではないだろうかと思っております。そういう意味で、合理的な理由があるということだろーと思えます。

先生の御指摘は、現在の道路の整備水準等を考えるとそこはいかがかということなんです、先ほど先生からも御指摘がございましたように道路の整備水準は確かに上がってまいりましたが、国民の道路に対するニーズ、特に高規格幹線道路を中心といたしますニーズは非常に強うございまして、現在、九年度予算におきましても特定財源だけではなくて一般財源をも投入している状況にかんがみましますと、この道路特定財源それ自身が財政の硬直化を招いているというようには考えてはおりません。

○佐々木(憲)委員 もう時間が参りましたので終わりますが、大蔵省の広報誌であります「ファイナンス」、これの昨年の八月号ですが、この中で、大蔵省出身で京都大学の吉田和男教授は、特定財

源制度になっていると、歳出の要請で決まるのではなく整備の必要性和関係のない財政収入から決まる、事業が必要なのは税収があるから事業が行われる、道路の効率とは無関係に税収が入ってくるので税収によって事業が拡大することになると、大蔵省の広報誌がこう書いています。

ですから、この際、根本的な見直しを、聖域は設けないと大臣言われたわけですから、その点を要望して、質問を終わりたいと思えます。一言御回答いただければ。

○三塚国務大臣 御提言は御提言として受けとめます。

政府委員答弁のように、全体の国土整備計画の位置づけの中における道路整備、こういうこととありますから、九年度予算におきましても、高規格道路の重要性にかんがみ、都市計画、地域振興の観点から重点を置いたこととあり、同時に、生活道路と言われる分野についても、これはやはり生活直結でござい、ますから整備を進めなければならぬ分野であり、全体は全体として見ていきまことは当然のこととあります。

○佐々木(憲)委員 ありがとうございます。

○額賀委員 次は、吉田公一君。

○吉田(公)委員 質問をいろいろしようと思いましたが、既にほかの方が全部質問をいたしましたので、余りなくなりました。

大臣にお伺いしたいのは、まず、財政赤字を削減して公債残高を減らしていくという決意の御答弁がございました。そこで、具体的には、削減をしていくために何にか数字をカットするしかないかと私は思うのでありますが、ややもすると、しがらみ予算みたいな、連綿と続いている今までの慣習、そういうものにとらわれて、なかなか歳出をカットすることができない。そこで、財政赤字を減らすためには、英断をもちまして歳出をカットするしか方法はないと思うのですが、いかがでございましょうか。

○三塚国務大臣 しがらみがありますことは痛切

に感じます。ですけれども、これを突っ切っていくかないと成果が出ません。何回も申し上げますとおり、聖域を設けず、歳出一つ一つ、その前提にありまします制度を基本的に見直し、直す、そういうことで実効を上げていかなければならぬと思っております。

○吉田(公)委員 そこで、今回の特例公債でありましたが、特例公債というのは、赤字国債を財政法第四條で発行してはならぬということから編み出されたのが特例公債だと、こう思うのです。ところが、特例公債という以上は、言ってみればただし書きみたいなものでしょう。毎年毎年特例を重ねていたんじや特例じゃなくなっちゃう。だから、本来の姿に戻す。ただし書きばかり運用しているということはおかしいのではないのでしょうか。その辺いかがですか。

○林(正)政府委員 先生御指摘のように、我が国は、基本的には非募債、公債を発行しない。ただし、財政法第四條にありますように、いわゆる建設国債はいいということだけが認められておるわけでございます。そういう意味では、今回御審議をお願いしておりますいわゆる赤字国債は極めて財政として不健全なものでございます。先ほど来申し上げておりますように、こうした不健全な特例公債からできるだけ早く脱却していこうということで、計画を、目標を定めて、まずは歳出削減ということで努力をしていきたいと思っております。

○吉田(公)委員 まずは歳出削減と言いますが、平成八年度は二百四十一兆円の累積赤字、平成九年度は二百五十四兆円になると、三十三兆円ふえてしまふ。それから赤字がふえていくというのはどういふことになっているんですかね。そこがどうもよくわからない。

例えば国鉄清算事業団だってそうなんだ。国鉄清算事業団法で十年間で二十五兆返しますと言っているが二十八兆円になって、いや、これは世の中が悪いんだみたいなことを言って、普通の永田町の敷地のほかでは通用しないことが通用して

しまっている。その点についてはいかがですか。三十三兆円もふえてしまふ、片方では削減を何とかしなきゃいかぬなんて力んでいる割には、どんな数字がふえていく。これは仕掛け何かあるんですか。

○林(正)政府委員 御指摘のように、国、地方を通じます長期債務、全体として三十三兆円ふえておるわけでございます。

今国鉄のお話の例がございましたが、これを解消するには別にこれといった王道があるわけではございません。やはり毎年の歳出の二つの項目すべてにわたって見直しをしていく、それによって財政構造改革をしていくという地道な努力をしていかざるを得ない、そういう努力をこれからしていこうということでございます。

○吉田(公)委員 一つ一つ見直して地道な努力をしていくということなんです、地道な努力がなれないから三十三兆円もまたふえていくとしか考えられないんです。地道な努力をしている割には赤字がふえていってしまふんだね。その辺が、努力というのはどういう意味なのか。実際にその数字をきちっといじくらなければだめなわけですよ、削減しなきゃ。だから、しがらみ予算とさっき私が言ったんだ。みんなしがらみで予算をつけないやならない。

今度松くい虫の法案が出てきましたよ。今まで五年でやっていたやつを、今度は松くい虫を防除するんで恒久法律にするんだなんて、そんな松くい虫の法律まで恒久法律にしてしまつて、またそれ、お金がついたから林野庁が恒久法律にしようとしたんじやないの。そういうのを一つ一つ言うのなら、五年の年限で松くい虫を退治しようといつて退治できなくて、また五年か三年やればいいものを恒久法律にしてしまつて、延々に松くい虫の予算をつけてしまつていくんだ。そういうの、一つ一つの見直しといたつて、漏れてしまつたんだ、それなら。

○林(正)政府委員 今松くい虫のお話ございましたが、これはこれといたしまして、先ほど来、大

臣からも御答弁申し上げておりますが、そうした一つ一つの努力という中で、御案内のとおり、財政構造改革会議、これがいろいろ御議論をいたしておるわけでございます。財政再建のための法案の骨格も含めた御議論をいたしておるわけでございまして、諸外国の例もいろいろ参考にしまして、歳出削減の上限の設定であるとか、あるいはスクラップ・アンド・ビルドであるとか、そうした御議論が行われておるところでございます。私どもとしても、必ずしも諸外国の例がそのまま適用できるかどうか、そこはいろいろ疑問があるところでありまして、こうした例も参考にしながら、これから御議論が進む、国会での御議論も受ける、そういう形で努力をしていきたいと思っております。

○吉田(公)委員 何を言っているんだかよくわからなかったけれども、次に進ませていただきますよ。
特例公債は六十年償還ではなかったんだけれども、借換債が認められるようになったので六十年償還にした、こういう説明があったような記憶があるんですが、その点は間違いないですね。
○林(正)政府委員 そのとおりでございます。
○吉田(公)委員 問題は、その六十年というのが一つの無責任につながっているんですよ。六十年なんといったら、半世紀よりかまだ十年多い。今ここで議論して、それで借換債だの特例公債だのなんて、ああでもないこうでもないなんて言っている人は二十三年忌を迎えてしまふよ、そんな、六十年では、本当だよ。法事だつて五十年たてばもうやらないんだから、五十年までは生きていてやつが大体やることになっておる。それを六十年なんというとは、もうこれは責任持たない話と同じだよ。おれだつてこれは三十三回忌になってしまふわけ、もうみんな三十三回忌か三十三回忌だ。そういうふうないかげんな年限にしたこと自体が無責任なんだ。これは、ちゃんと責任が持てる、十年とか十五年とか最初からきつと決めてやらないからそういうことになってしまう。六

十年なんてまるで無限の話、宇宙みたいな話だ。だから、まず、六十年償還にするなんというところ自体が一つは無責任。
それからもう一つは、大蔵省が各省の予算を査定するんですよ。査定をしていながら累積赤字がだんだん積もっていくというところは、一体、大蔵省の主計局の査定の仕方というのはどうい

う仕方をしているのか。赤字はだんだんふえていくのに、どんどん、これはいいですよ、これもいいですよなんて、田んぼのわきに消火栓をつける予算まで、これもいいんじゃないですか。なんといつて、結局こういうことになってしまう。
だから、一つは、大蔵省の主計にも、昔福田大蔵大臣が主計官のときに、私は本で読んだんだけど、あの軍部に対抗して毅然とした態度でやつたというんだ、主計官が。そのぐらいの気構えを持って、それはいいんじゃないかと。言ってますよ、こっちの予算よこせ、あつちの予算よこせと。だけれども、そういうことをきつとやらな

いから最後は国家が全責任を持たなければならぬ、こういうことになるんですね。
そろそろ時間がやってきましたようでございます。大蔵省の主計の責任ということについて答弁をいたして、質問を終わらせていただきます。
○三塚国務大臣 段々の御議論、また政治観、これからの進め方の見識を承りました。お互い後生に責任を負うということが一番大事なこと、それには、一日一生の思いでこれに当たるといふことではないでしょうか。やはりしがらみをどう抜けるかというところに尽きるところだと思います。
ただいまの短い時間の中で当を得て基本を御指摘いただきましたことを大事にしながら、主計官、主計局、大蔵省全体、本問題に取り組んでまいります。毎回こういう法律を出すが、一日も早くと言つては気持ちだけでありますが、できるだけ出さぬで済むような財政構造改革の実を上げるため頑張ります。

○吉田(公)委員 とにかく大臣、ああでもないこうでもない、しまいいは何でもない、こういうことにならないように、ぜひひとつお願いを申し上げて、終わらせていただきます。
○額賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。
この際、暫時休憩をいたします。
午後零時四十八分休憩
午後二時五十分開議
○額賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出、酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

酒税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○三塚国務大臣 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。
政府は、現行の蒸留酒に係る酒税の税率格差をガット第三条に整合的なものとするを要請した昨年十一月のWTOの勧告に対応するため、しょうちゅう、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類に係る税率を見直し、税率格差の縮小を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
しょうちゅう甲類及び乙類並びにリキュール類の税率を現行のスピリッツ類の水準まで引き上げ、これらの酒類の税率をアルコール分一度当たりで同一とすることとしております。また、これらの酒類とウイスキー類とのアルコール分一度当たりの税率格差を一・〇三倍に縮小するため、ウイスキー類の税率を引き下げることとしております。
次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
政府は、最近における社会経済情勢等に順み、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災に関する特例等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
まず、租税特別措置法の一部改正について御説明申し上げます。
第一に、住宅・土地関連税制について、住宅需要を刺激するための措置として、住宅取得促進税制を当初拡充した上、段階的に適正化を図っていくという見直しを行うこととするほか、住宅の取得等に係る登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の引き下げ等の改正を行うこととしております。

第二に、社会経済情勢等に対応するため、特定の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設等の措置を講ずるほか、沖縄振興の観点から、沖縄に対する税制上の特例措置の新設、拡充を行う一方、企業関係の租税特別措置等について整理合理化等を行うこととしております。
以上のほか、民間国外債の利子等の非課税制度等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じてその期限を延長する等所要の措置を講ずる

ことといたしております。

次に、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の住宅の再取得等を支援するため、被災者が住宅の再取得等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の特例等の措置を講ずることとしております。

以上が、酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明にいたします。

○額賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○額賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。砂田圭佑君。

○砂田委員 私は、自由民主党を代表して質問をいたします。

私は、昨年の総選挙において、兵庫県神戸市であの阪神大震災で最も甚大な被害を受けた地域から立候補し、近畿の比例区より初当選を果たした者でございます。よろしくお願いを申し上げます。

私は、永田町あるいは霞が関でまだ経験浅うございますから詳しいことは存じませんが、市民の、納税者の立場に立って、租税措置法及び阪神・淡路大震災に関する法律に関して質問をさせていただきます。

我が日本の国は、決して政治家のものでも官僚のものでもありません。我々、皆さん、国民一人一人のものであります。したがって、国が豊かになれば国民もそれにつれて豊かになることは当たり前のことでありますし、国に借金が増えれば

ばそれを国民が負担をしなければならないことは当然のことです。この当たり前のことがなかなか国民に十分な理解を得られないことも、また事実であります。政治や行政に国民の不信が募る今日、税が公平に集められ、公平に配分されることを実行し、国民に知らしめることは極めて基本的なことであり、また、国民の信頼を再び勝ち取るためにも、我が国にとって重要なことであると考えざるを得ないと思っております。

そこで、大蔵大臣にお伺いをいたしますが、大臣の税に対する理念と申しますか、日ごろ大臣がどんなお考えで税と向き合っておられるのか、じっくりと御所見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○三塚国務大臣 税の基本的理念は、御案内のとおり、公平であり、中立であり、簡素でなければなりません。さらにつけ加えさせていただきますと、租税は、基本的に公共サービスのコストを賄うための財源でございます。同時に、行政の簡素化、効率化を徹底して行った上で、なお国民の選択により必要とされる公的サービスの賄うために十分なものでなければならぬと存じます。また、税制は国民生活や企業活動の前提となるものとして、安定性が求められますことは当然のことです。安定性が求められれば、当然のことながら、経済社会の構造変化に対応した新たな視点から、変革が常に求められておるものと考えております。

こうした考え方を踏まえながら、少子・高齢化、国際化、情報化といった経済の急激な構造変化に対応し、公平、中立、簡素という租税の基本原則に基づいて、より望ましい税制を構築していく必要があると考えておるところであります。

○砂田委員 大臣のお話を伺って我々は意を強くし、そしてまた、日本の税はこのような思いで徴収され、配分されているという、ぜひとも大臣のお考えをこれから我々は地元でも広く伝えたいというふうに考えます。ありがとうございます。

私は、日本の税制が、戦後の日本の発展を見て

も諸外国と比べて大変すぐれたものであると考えるものであります。御承知のとおり、租税特別措置法もその代表的なものであったと思っております。措置法が政策税制として活用をされて、限られた特定の産業や企業が優遇税制を通じて日本経済の成長を助けてきたことも、また事実であります。ところが近年、税制調査会の答申などで、措置法が税制上不公平ではないかというようなどらえ方をされている。このことは、やはり長い間続いてまいりましたこの制度が一つの曲がり角、あるいは転換期にきているのではないかと気がいたします。

ちなみに、第二の補助金などといううわさを耳にいたしました。この法律の適用の原則と申しますか、あるべき姿と申しますか、性格と申しますか、そういうものはどんなものであるのか、主税局長、お伺いを申し上げます。

○薄井政府委員 ただいま御指摘のように、租税特別措置法は、何か政策的に誘導したい事柄があった場合に一つの政策手段として有効に活用されてきたと思っております。ただ、先ほど大臣から説明しましたように、税制は、公平、中立、簡素という基本原則を持つておるわけでございまして、インセンティブがあるというところは、ある意味では公平を害している。しかし、公平を害していても、そのインセンティブがより重要であるということから、租税特別措置が存在しているというふうに考えております。

そういう意味では、本当に意味のある租税特別措置であるかどうかということを常に吟味しなければならぬわけございまして、御質問のように、そのときにはいろいろの状況が変わった中で、時代背景が変わり、いろいろの状況が変わった中で、インセンティブが低くなれば、これは直ちにやめていくべきものだと思いますし、また、新しいインセンティブが必要になれば、それに取ってかえていくべきものだと思います。

また、もう一つ申し上げたいことは、だんだんに経済が自由化していきますか、自由な取引が行

われる中で、何が大事な何かということを経営的に政府が決めていくということが適当かどうかということも、私も反省しなければならぬと思っております。なるべく自由に民間の方々で自分の発想で選択していただけたらという環境をつくることも大事だと思います。そうした場合には、同じ法人税収でも、租税特別措置に割かれている財源を税率を下げる方に持っていただくということによって経済に有効な税制となり得る、こういう考え方もあろうかと思っております。そうした意味で、今後とも租税特別措置について関心を持ってまいりたいと思っております。

○砂田委員 ありがとうございます。

そこで、大蔵省では平成六年にも特別措置法の改正を行っております。所得税あるいは法人税、相続税あるいは贈与税、登録免許税、地価税、間接税等々改正を行っておりますけれども、今のお話のような、何ったような話のそのような成果がこの六年度の改正で実質的に上がったのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○薄井政府委員 各年税制改正をさせていただいておりますので、今御指摘の平成六年は税制改革を行なった年でございます。その後、七年、八年、九年、現在御審議いただいております九年度改正につきましても、幅広く租税特別措置法の世界で手直しをさせていただいております。従来の租税の期限を延長するという形でさらにその目的を果たそうとしている部分と、それから新たに時代が求めているものをつくっていくという面と、いろいろなものがあるかと申しますが、少なくとも、私どももいたしましては、それがプラスになるといふ確信のもとに今回の法律をまとめさせていただいております。一つ一つについては御説明は省略いたしますが、それぞれに思いを持って改正させていただいているということを申し上げます。

○砂田委員 次に、法人税について少しお願いやらお伺いをしたいと思います。

私も零細小企業の経営があるのでありま

すけれども、先般米、法人税一%軽減ということと話題になりましたけれども、引当金の見直しとの関係で結果的には合意に至りませんでした。引当金などの恩恵を余り受けない中小企業にとっては、ある意味では大変残念でありました。一%といえども減税にならなかったことは、日本経済の活力の源泉であります中小企業の育成のためにも非常に残念であったと思っております。

今後、世界で二番目に高いと言われるこの法人税をどのような方向に持っていくとお考えなのか、お伺いをいたします。

○薄井政府委員 法人課税についての御質問でございます。

我が国の場合、法人の所得に對しましては国と地方で税金をかけさせていただいております。それを合わせたものをもって法人課税という表現をさせていただいております。

この法人課税につきまして、いろいろな御意見があることは承知しております。

その一つは、国と地方を合わせた法人所得に對する法人課税の税率が諸外国に比べて、今御指摘のように高いのではないかと御指摘でございます。この点につきましては、政府の税制調査会も高いということについてはそのような認識をしております。私どもも、税率水準を比較すれば確かに高いかと思ひます。

一方で、法人課税の重さということになりますと、税率の高さだけでは判断できないわけでございまして、税率をかける対象となる、課税ベースと私どもも言っておりますが、課税ベースが広いのか狭いのか、あるいは、国際的に見て、国際的なものと共通しているかどうかといった観点から見たときに、新しい時代に合っているかどうかという問題がございます。この両面から法人課税を考へていかなければいけないと思っております。

そういう意味で、課税ベースの中には引当金というものも含まれるわけでございまして、引当金制度、この存在については私ども存在しなければ

いけないと考えておりますが、どういう形で存在させるべきかという意味で、課税ベースを広げる方向での引当金の見直しというのを昨年考へてみたということは御指摘のとおりでございます。

今後のことという御指摘でございますが、今申し上げたような認識からすれば、課税ベースを広げていく、そこで財源が生み出される、その範囲内で税率を下げていくということが現実的な案ではないかと思ひます。

なお、実質的に法人課税の負担自体を下げるということも理論的にはあり得ようと思ひます。ただし、その場合には、その財源をどこで探すのかということも一緒に判断しなければなりません。

けさからの御議論にありましたように、現在の財政状況のもとで、赤字公債を発行して法人の実質負担を下げるということはなかなか、なかなかといひますが、避けるべきことだと思ひますし、他方、他の税目を増税して、その財源で法人税の税率を下げるということについても理解を得られないのではないかなと思ひます。そうなりますと、税制の世界で考えるとすれば、法人税の世界の中で何か見直せることがないか、そこを十分考えた上で、税率の引き下げにつながるように課税ベースを見直していくということが今後の方向かと思ひます。

なお、最初に申し上げましたように、法人の所得に對する税制というのは、国の法人税と地方の税金と二つございまして、法人税につきましては、標準税率が今三七・五%でございまして、それはど国際的にも高くありませんが、これを少しでも下げる方向での努力は今後とも進めていきたいと思っております。

○砂田委員 ちょっと聞き漏らしましたが、引当金制度が大企業にとって有利か、あるいは中小企業にとって不利かということについてはどのようなお考えでございましょうか。

○薄井政府委員 現在、引当金の積み方、積み方方といひますか、これを客観的データとして見ますと、大きな法人に多く積まれているということ

は事実ですから、引当金の縮減をすれば、大きな法人に影響が大きく出てくるということかと思ひます。

ただ、例えば退職給付引当金という仕組みを一つとてみますと、自分の社内に退職給付引当金という形で引き当てる形と、中小の企業の方々は社外にそれと同等のものを積み上げていく手法をとっております。社外に積み立てる場合には引当金の仕組みはとりませんけれども、経費といひますが、損金に落ちていくという意味では同じです。必ずしもそこでどちらに得たということはないかと思ひます。

○砂田委員 ありがとうございます。

それでは次に、阪神・淡路大震災に關しての法案に關連したことをお伺いいたします。

ちょっと時間をいただいております。前日五時四十六分、神戸市の灘区というところの自宅で大震災に遭遇をいたしました。九階建てのマンションは、二十秒で二階の部分と一階の部分がつぶれました。そして、七人の人が生き埋めになりました。どこを探しても連絡もつきません。マンションの人が、男性が寄つてたか二階の床のコンクリートを割つて、そこから一日かかって人を助けた。七人生き埋めになつて、六人が助かつて、一人は即死でありました。

そして私は、そのマンションを十五年のローンを買つて、やつと二、三年前に終わったところでありました。たつた二十秒でそれがつぶれてしまふという憂き目に遭つて、そのときは、震災の不運と地震の不運だから仕方がないという思いであつた。私どもにとつてはわずかな財産、そういうものを失うという形で失うことは、まことに、ほかの市民の思ひ考へると大変なことでありました。しかも、その日は、兵庫県下で約六千三百人の人が亡くなりました。そして、重傷者は四万三

千人余りになりました。住宅の被害に至つては、全壊、半壊が二十万九千棟であります。そして一部の損壊が二十三万棟、火災が二百九十四件、道路の損壊は六百萬メートルにわたつて瓦解をして、そして各所でけたが落下をして、昨年の九月三十日に全通するまで不通でありました。そして港湾は、使用できる埠頭は一つもなくなりました。そして、今なお仮設住宅に七万人の人が生活をして

いるのが現状であります。

こんなことを申し上げるのも、一つは、だんだんと震災のことが風化をしてまいりました。特に中央と地方では温度差が厳しくなりました。世間では盛んにアメリカの地震に比べて日本の国は何もしてこれないというようなことを言つておりますけれども、いろいろな震災に遭つたバターン、全壊した人、半壊した人あるいは仮設に移つた人、そういう人たちがどれほど国から恩恵を受けているかというデータでは、最低が四百七十万、最高が六百五十万の恩恵をいろいろな形で、義援金もありあるいは仮設住宅もあり、あるいは家賃もありあるいは利子補給もあつて、そういう中で、市民、被災者が受けたのはそういう額になつております。アメリカのロサンゼルス地震で、政府が三百万小切手を切つてくれたとかくれぬとかという話と非常に認識が違ひます。その辺のこともぜひ皆さんにおわかりをいただきたい。

しかしながら、そんなに周りで一生懸命手助けをして、いまだ神戸の住民は十分な経済復興ができておりません。市場へ行きまふと、何とかお店は仮設住宅でもできまふ。しかし、周りに家がありまふから人が買ひ物に参りまふ。したがつて、借金をして店は建てたけれども売り上げは震災前の五割にも達しないという実情であります。大変厳しい状況に置かれていふことは事実であります。きょうは、阪神の地震に關する特別な法律のお話でありますから地震の支援あるいは復興に關する話は省きますけれども、そういう実情についても、委員の皆様初め、ぜひとも御

理解をいただき、認識を改めていただきたいという思いがするわけでございます。

そういう被害の中で、大蔵省では早速に現地を視察していただきました。そして、非常に迅速な早い対応で税制の優遇措置をいろいろな面で講じていただきました。今私は、ここにこんな紙を持っていますけれども、この項目、これはすべてが税制の優遇措置であります。皆さん方に一々御説明する時間がないぐらいの配慮をいただきました。いろいろ御批判の多い大蔵省でありますけれども、神戸の市民を代表して、心からお礼を申し上げます。

そういう中で、大蔵省の皆さんに大変な御努力をいただきながら、市民生活は、先ほども申し上げましたようになかなか元に戻る状況にありません。震災地における消費税の増税は、市民の思いからすれば、こんなひどい目に遭ったのに、その上二％の増税は国家として情がなさ過ぎるではないかという思いが非常に強まっております。私は、消費税の必要性について決して否定するものではないが、家も家財も一瞬にして失った国民の生活の思えば、何とか被災地における消費税の凍結、あるいは住宅再建に御配慮をいただきましたような住宅取得その減免措置をしていただく、そういう施策をはかの分野で考えることができないか、何とかして少しでも被災者の税負担を軽くしていただくことができないか、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

○薄井政府委員 おとしの一月十七日のことを私も思い出させていただきましたが、税の世界では、御指摘いただきましたように、税としてはいろいろな変な話ですが、非常に早い対応をさせていただいたという認識でおりまして、税で対応できるものとして何かあるかということを生懸命、おとしの一月、二月と考え、二月、三月と法律を出させていたという記憶がよみがえっているわけでございます。

今申し上げましたように、税というものの限度

といえますか、税を納めておられる方あるいは税を納めなければならぬ方への対応であるという基本的な原則がありますし、税目ごとにそれぞれの性格を持っておりまして、地方税と国税の違いもありますし、国税の中でも、所得課税と消費税と、それから地価税と消費税、それぞれ別でございまして、その点を一生懸命考えた末、今御指摘いただいた皆さんの税制上の対応だったというふうに認識しております。

そのときには消費税の五％ということは現実の問題として御認識なかったかと思いますが、御指摘のように、この四月からは、全国どこでも税率が三％から地方消費税を入れて五％になるわけでございます。この点について、今の時点で私も考えてみますと、いいますかもうこの一、二年いろいろな方からお話を伺って私どもも直接お話し申し上げているわけですが、消費税というその税金、税目の組み立てといえますが、あるいは税金計算の手法からいいますと、どういふように考えましても、神戸地区あるいは被災地だけの消費税の税率を凍結する、あるいは別にすることが、向いていないというところは御理解賜りたいと思っております。

本日、御審議いただいている所得税の世界で何ができるかということから一つ出てまいりましたのが、今回の住宅取得の特例でございます。いろいろ申し上げましたけれども、税目ごとに特徴がありまして、消費税の凍結ということで対応することは不可能であるということをお理解賜りたいと存じます。

○砂田委員 ありがとうございます。できるだけ前向きに、消費税に限らず被災者の税負担が軽くなる御配慮をこれからも御検討をいただきたいと思っております。お願いを申し上げます。

さて、今後の震災復興と被災者の生活再建は、阪神間の経済の活性化ということが大変重要なポイントになると考えております。

神戸市で現在計画しておりますエンタープライズゾーン構想というものがございまして。国からは民法法、F.A.Z法の被災地特例という形で支援をいただいております。神戸市においては固定資産税、都市計画税、県では不動産取得税等の軽減措置を講じて、エンタープライズゾーンに優良な企業を誘致しようとして現在努力をいたしておるところでございます。

つきましては、国税の分野で、法人税の軽減や新増設の資産の特別償却あるいは事業用資産の買いかえ特例、地価税の免除、間接税の免除等の税制上の優遇措置を講じていただけるならば、優良企業を誘致して、そして経済の繁栄につながるものと、少し時間はかかりますけれども努力をしたいと思いますというふうに考えております。その辺のことについて、お考えがございましょうか。よろしく願います。

○薄井政府委員 今の御質問は、法人税の世界での御指摘かと思っております。エンタープライズゾーンという地域がどう限定されるかというところは詳しく存じ上げておりませんけれども、先ほど来申し上げております被災者の租税上の特別措置の中には、今の御質問との関係で思いついてみますと、次のような制度もございまして。

例えば、事業用資産の買いかえ特例というものが特別に認められておりまして、通常でございまして、国土政策上、都会地に移っていくことについてインセンティブを与えることはしていません。けれども、この被災地に関しては、被災区域外の土地等を買って被災区域内の土地建物その他の減価償却資産を取得する場合には圧縮地価による課税の繰り延べを認める、あるいは被災区域内の被災地の土地を買って、国内にある土地建物その他の減価償却資産を取得する場合にも圧縮地価による課税の繰り延べを認めるという仕組みもございまして。

また、これも今御質問の中にあったように思いますが、被災代替資産の特別償却という制度があ

りまして、被災した建物とか構築物、機械装置の代替資産、または被災区域及びそれに付随して一体的に使用される土地の区域内で取得する一定の建物につきましては、これは建物だけではなくて構築物、機械装置も含めてですけれども、特別償却をお認めいたしております。御指摘のエンタープライズゾーンという地域においてもこれは活用できるかと思っておりますので、御活用いただきたいと思います。

また、御質問の外に出るかもしれませんが、今の法律の中では、個人につきましては二千万の土地の特別控除というものを認めております。そういったことが復興に役立っていくのかと思っております。

○砂田委員 今のお話の二千万円について、最後の質問としてお願いいたします。

震災後、区画整理事業あるいは都市計画事業等いろいろな策を講ずる、市は今進めているところでありますけれども、公の団体に売った土地に対して二千万円の特別控除を認められる、そのことは大変ありがたいことであります。しかしながら、この事業がなかなか思うように進んでいません。特に、利害関係のふくそうあるいは国民、市民の価値観の違い等から、上からおりてきた計画をなかなかすすめるという状況であります。物によっては二、三十年かかるのではないかと、物によっては二、三十年かかるのではないかと、二年延長されたものもあるわけでございます。二年延長されたもの、先でなければ見当のつかないこととありますけれども、恐らく長期化するだろうというこの事業に、これからこの適用を延長して続けていただきたい。これはもうお願いにとどめておきますので、よろしくをお願い申し上げます。

日本の政治あるいは行政の信頼を取り戻すためにも、最初に大臣が申されたように、ぜひとも日本の税制は国民から見えてしっかりと、きつちりと、まじめに、そして公平になつていくのだというそんな印象を国民が持つて、大蔵省やあるいは日本の政治が再び信頼されるためにぜひとも御検

討いただきたいと思います。

ありがとうございました。質問を終わります

○渡辺(喜)委員 渡辺喜美でございます。一年生

の同僚砂田先生に引き続き、質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。大臣におかれましては、G7、予算委員会、連日の御出席、まことに御苦労さまでございます。また、大蔵委員会も、予算委員会の合間を縫ってのお仕事でございます。本日に御苦労さまでございます。きょうは大臣には御質問はいたしませんので、どうぞゆっくりお休みになっていただければと思います。

昔から、大蔵省というところは局あつて省なしだ、こういうことがよく言われておるわけであります。橋本内閣、六つの改革、そのうち、例えば財政構造改革あるいは金融ビッグバン構想、こういうものを進めていくに当たっては、私は、相当各局間の調整を精力的に行わないとなかなか難しいものがあるなという気がしてならないのでございます。

この間テレビを見ておりましたら、榊原局長さんがお出になっておられましたて、いや、私の同期の主税局長とはうまくいっていますよ、そういうお話でございました。局長さん、そのとおりでございいますか。首を縦に振っていただければ、お答えは要りません。

○榊原政府委員　そのとおりでございます。

○渡辺(重)委員　ありがとうございます。

○薄井政府委員 税制のあるべき姿というものを

踏まえて、将来、国のために役立つ方向を考えて

渡辺(喜)委員 説明のあるべき姿を考えて、いくというのとたと思います。

○**涙が喜び委員** 税制のあるべき姿を求めています。まさに主税局長さんの御答弁だと思います。こう

いったことは、恐らくこれから、例えば銀行局と

理財局あるいは証券局と理財局、いろいろな場面

で出てくるのであろうというふうに思います。

そこで、こういった局間の調整というものをや

10

はり一番確實に推進をするには、まさに大臣の

リーディングアップであると思うのでございます。大臣には御質問はいたしません。そこで、例えばこの局間調整がうまくいかないときはどうするか。そのときは、ぜひ大臣がつぶやいていただければいいのだと私は思うのです。あしたから国金局長と主税局長は入れかえてもらいます、たった一言そのつぶやきがあっただけで、私は、調整はスムーズにいくと思うのでございます。それでも調整がうまくいかなかった場合には、そのとおり実行されればなおさらよろしいのかと思います。いずれにいたしましても、この六つの改革、これを我々はなし遂げなければならぬ。何でこん

せば、今さら言うまでもありませんが、直接的なきっかけは土地と株の大暴落に始まる平成大不況でございました。もちろんその背景には高齢・少子化といった人口構造の急激な変化、あるいは東西冷戦構造の大崩壊、そういったことが重なり合ってこういったことをやらざるを得ない状況に追い込まれてきたのだと思うのであります。

考えてみますと、平成元年十一月だったと記憶をいたしてありますが、ベルリンの壁が大崩壊をいたしました。ちょうどその一か月後に我が国の平均株価が最高値をつけたのであります。まさに象徴的な出来事であったなと思うのであります。この我が国におけるバブルの大崩壊過程と冷戦権

造の崩壊過程とは実に見事にびつたりと一致してゐるのであります。

例えば統一ドイツをつくるためには膨大なお金が必要になります。また、社会主義のソ連から市

場經濟のロシアをつくるためにも膨大な資金が必要

要にならねばなりませう。昭和六十一年九月

ぶじやぶと我が国に入ってきたお金が、この冷戦

構造の崩壊過程の中で今度はどんどんと日本から

逃げ出していく、そういう状況があったわけであ

ります。いつの日にか日本はお金の受け取り手か

らお金の出し手にかわってしまつておつたという

1

ことであらうと思います。そういうときに、例え

ば土地税制を強化し急激な地価抑制策をとる、あるいは不動産融資規制をやるということをやれば、恐らく効果はすぐに出てきたのではなからうかと思うのであります。

平成二年でありますが、日本銀行が調査月報というものを、これは何か毎月出しておられるのだそうですが、平成二年の四月号というのは実は大変に有名な論文でございます。「わが国における近年の地価上昇の背景と影響について」と題して、それまでの日銀のとってきた政策の失敗あるいは自己批判といったことを書いたレポートであると思います。

ちょうど三重野さんが総裁になりましたのが平成元年の十二月でございました。平成元年の十二月のころ、公定歩合は三・七五％でございました。公定歩合が一番安かったのは昭和六十二年から平成元年の五月三十一日まで、二・五％でございました。この三重野総裁の時代に、数えてみましたら公定歩合の操作というものを十回ほど行っておられます。最初の三回は三・七五から四・二

五へ、そして五・二五、六％というぐあいに上げる方向で動かされたわけであります。その後の七回については下げる方向で動かされたわけでございます。

ちようど私のおやじが、平成二年の十一月ごろだったと記憶をいたしておりますが、こんなこと

を言っておりました。十五歳の少年がおった。身長百八十センチ、体重八十キロ、こいつはいい相撲取りになりそうだなというので相撲部屋に入れて、三年間飲ませ食わせをして、十八歳になった。

うに思います。事実上の金融政策の決定機関であつた役員集會、これも廃止をする。そして、いわゆるスリーピングボードと言われておりました政策委員會を最高意思決定機関とする、そういうことも金制の答申では述べられております。そして、政策委員會の議事録の公開あるいは年二回の国会への報告、こういつたことによつていゝゆるアカウンタビリティ、説明責任を確保いたしましようということもたわれております。

私は、この答申の中で若干の問題点があるような気がしてなりません。例えば、政策委員會への政府からの出席は二名というふうになされております。しかし、この最高意思決定機関である政策委員會においては、政府からの出席者二名については議決権は与えられないというものであります。同時に、總裁や副總裁というものは内閣任命、これは同じことではございますが、国会の同意というものをいれていきたいと思います。国会の同意というものをいれていきたいと思います。国会の同意というものをいれていきたいと思います。

私に、率直に言つて、今までも政治家の言うことなどは日銀は当然聞く耳を持たなかつたわけでございます。そして、ここにおいて独立性の強化ということを金制の答申のとおりにしたとき、一体だれに対して日本の中央銀行は責任を負うのかという実に重大な問題については、私は、この答申は答えていないような気がするのでございます。

この答申の前に中央銀行研究会のレポートというものが発表されております。それによりますと、「国会が主権者たる國民を代表し、その国会の信任を得て内閣が存立する」という我が国の制度の下では、日本銀行は国会や内閣から完全に独立した存在ではありえない。」ということも添えられております。結局、私は、この金融制度調査会

の答申が、政府や国会の中央銀行に対する極めて抑制的な意味でのコントロールにおいても、極めて不十分であると言わざるを得ないのでございませう。

この問題について中村副大臣の御見解をお伺いしたいと思つてございませうが、まだこの法案は国会に付されてないものでございませうし、差し支えない範囲で結構でございます。

○中村副大臣 政府委員 今、差し支えない範囲でというお話がありましたけれども、御質問いただくときに先生がつづられました条件は、政治家として答えたというお話があつたと思つたのでございませう。きまつたらそういう立場で、政務次官という立場を捨てまして答えていただくとお許しいただければ大変ありがたいと思つております。

○渡辺委員 政治家としてお答えをいただければと思つております。

○中村副大臣 政府委員 ありがとうございます。今、渡辺先生が御指摘になりましたような問題が過去いろいろ指摘をされておりましたが、私は、我が国においてどうも行政がわかりにくい部分がある。

その理由は、一つは、非常に古い法律が日本に生きています。日銀法もそうでございます。明治憲法の下でつくられた法律があり、戦争中につくられた法律があり、日銀法は明治につくられ、そして十七年に、先生おっしゃられましたとおり起草委員會をつくつて、株式はあるけれども議決権はないという変な出資会社にしたわけでございます。その後憲法改正という大改革があつたわけですが、憲法という基本法が変わつたにもかかわらず、その後いろいろな法律が整備をされてこなかつた。その結果、法制度がはつきりしない中で行政指導が行われたり、そういうものがはつきりこりまして、國民が準法的、準則的な生活がしにくい、そして行政改革がやりにくいという現象が起つてゐるのではないかと思つたのです。そういう中で考えますと、今の日銀法を、遅かつたですけども、今改正しようということになつ

たことは大変喜ばしいことだと思つたわけでありませう。

そして、日銀法改正の中の今の問題点でありませうけれども、先生おっしゃいましたように、私どもは議院制民主主義、議院内閣制の国体を持つわけでありませう。そして、憲法六十五條、六十六條、七十三條等で、我が国で行政を行ひ得るものは内閣だけであること、そして、内閣は行政権の行使について国会に対して連帶して責任を負ふこと、それはすべて法律に従つて行ふというきまつたとした法治主義の憲法を持つて行ふわけでございます。そういう中で、今まで日銀の地位がわかりにくいと言つてきたことは事実だと思つております。

今、先生御指摘の中央銀行研究会、そして金融制度調査会の答申が出版されて、これに基づいて私どもは法律をつくる作業をするわけでありませうけれども、その中で、先生がおっしゃられましたように憲法判断を避けてゐる面がございませう。金融制度調査会におきましては、この「独立した中央銀行の憲法上の位置づけについて、確定的な結論を出すことは、本調査会の任務を超えた問題」と言つておられます。そして、この中央銀行に対する民主的コントロールのあり方という重要な問題については、今後の論に待たなければいけないということ、明快な解釈を避けておられます。そうなりますと、この憲法問題をどうするかということ、まさに政治の責任で私どもが行わなければならぬことではないかと思つたわけでございます。

そういう中で、私は、日銀法を改正するに当たつては、これは私の私見であります。幾つかの点をきつちしななければいけないと思つてます。まず第一に、旧日銀法にも、旧といふか現行日銀法にもありますように、日銀が行う行政の代行的な仕事というものは政府の経済政策に沿つたものでなければいけない、政府の全体の経済政策をサポートする存在でなければいけない。それは金利の水準、公定歩合の操作、それから市場流動性だとか準備率の問題だとか、極めて重要なものを

持つてゐるわけでありませうが、そういうものを決定するときの独立性と政府の代行機関であるというところは相矛盾しないものだと私は思つてございませう。ですから、まず、政府から法律によつて代行権を与えられて、政府の代行をして行政を行つてゐるのだということが明確になるような法律であることが望ましいと思つてます。

それから、憲法の規定に照らせば、行政の一部として、國民の代表たる国会に対して責任をとらなければいけないということでありませう。ここに出てまいりますのが法人格の問題でありませうけれども、日銀は認可法人であります。國民金融公庫が特殊法人で日銀が認可法人というのも変な話でありますけれども、この日銀の法人格を特殊法人になかなかできなかったという議論を昔の人に聞いたのですが、日銀を特殊法人にするとか地方税が入らなくなる、そして自治省の反対があるからやりにくかつたのだというふうなことをおっしゃる方もいらつたやうですが、これは本末転倒の議論でありませう。日銀に入るべき、これは利益が出たわけですから、国家に入るべき金があるという制度によつて地方に移転されてゐるというところも考えられるわけですが、これはやはり日銀というのは法人格がきつちとしていなければいけない、そこは特殊法人であるべきだと思つてます。

実際に、この大蔵委員會で日銀の人を呼ぼうと思つても、政府委員としては呼べません。参考人として呼ぶことになる。理事会で一人呼ぶのが嫌だと言つたら呼べません。そういうことをきつちとクリアできるような法律にしなければいけないと私は思つております。

よく言われる、ブンデスバンクというのがあります。ドイツの中央銀行ですが、これが日本のように言われますが、これは非常にいい参考になると思つてます。

ブンデスバンクは、ドイツの基本法で連邦にブンデスバンクを置くということがきつちと規定されております。国家の機関であります。そして、国

家の権限はすべて国民に属するということが基本法に書いてあります。そして、このブendesパンクの總裁、副總裁、理事、すべて政府の推薦で大統領が任命いたします。これらの方々の地位というのはベアムテンと書いてあります。官僚であります。官吏であります。そして、官吏に関する一般的なすべての法律が適用される。そして、一〇〇%の国家出資の法人である。その意思決定機関には連邦政府の者が出席する権利を擁する。議案の提出権がある。議決の延期権がある。そして、議決をするときに、しかしながら、政府の意見に左右されないということも書いてあるわけですね。

こういった独立性の維持のやり方というものが、私は、戦争中の、戦争目的遂行のためにつくられた今日の日銀法の独立性と、政策執行上の相乗関係を持った、より国民のためになるような金融政策を導き出すというための独立性と、ごっちゃにされて話されているのではないかと思っています。ごさいまして、問題意識については委員と同じでございます。

ただ、これは、政府といたしましては、今出された答申に従って、与党とも調整をとりながら法案を作成中であるということも申し上げさせていただきます。ごさいと思います。

○渡辺(喜)委員 大変率直な政治家としてのお答えをいただきました。感銘を受けました。本当にありがとうございます。ぜひ、法案作成に当たっては、副大臣のそういう考えが反映されるような法案の調整をやっていたいただきたいということをお願い申し上げます。

次に、この平成大不況という未曾有の経済状況を克服するために、ありとあらゆる手だてを尽くしてまいったわけでありまして。その一つが、平成六年に行いました特別減税、そして平成七年、八年の恒久減税プラス特別減税ということでございます。

平成六年の特別減税においては最高二百万円まで税金をまけてもらうことができました。しか

し、平成七年、八年の特別減税においては最高五万円までしか税金をまけてもらうことができないのでございます。結局これは、私は、例えてみるならば、ウナギのかば焼きを食べたいと思っておったところ、かば焼きの半ぴらにドジョウがくっついてきた、そういう種類の減税ではなかったのかという気がしてならないのであります。結局、ウナギを食べようと思っておったところ、ドジョウがくっついてきたわけですから、余りおいしいと思わない、そういう種類の減税ではなかったかと思ひます。十六兆五千億円の借金だけは確実に残ったのであります。

私は、どうせやるならば、例えば平成五年の政府税調においても決意がされているとおり、個人の所得税の最高税率、現在六五%、こういうものを法人税の実効税率と頭をそろえてやるべきではなかったのかという気がしてならないのでございます。

結局、日本の社会においては、法人税の実効税率と個人の所得最高税率との間にギャップがあるがゆえに、本来個人が持つべき資産を大企業から中小零細企業に至るまで法人に持たせたり、あるいは本来個人が払うべき費用を法人に払わせたり、そういう実にお金と税金のギャップをつくってきた最大の元凶の一つがこの税率構造のギャップにあるような気がしてならないのでございます。

我々は自由社会というものを目指します。六つの改革というのにもさういふ理念で動かされていることだと思ひます。自由社会というのは、個人が自由に使えるお金をできるだけ多く持つておった方がいい、そういうことであらうと思ひます。ですから、法人税の税率構造あるいは税体系の見直しということは今からすぐにも始めなければいけないことではあります。法人税の議論をするときには個人の所得税の最高税率とセットの議論で行っていかねばならないと私は考えるのでございます。時間がございませんので、局長の答弁は結構でございます。

次に、平成大不況を克服するために公共投資と

いうものをやりました。残念ながらゼネコンにも大量の不良債権を抱えているところがたくさんあり、また公共投資が民間投資の呼び水効果というものを非常に喪失してしまつたという状況の中で、波及効果が薄らいでしまつたのだと思ひます。例えば道路一本つくっても周りの土地が売れ買いされぬという中では、とても民間のお金がついて回るような状況ではなくなつてしまつたのだらうと思ひます。

そこで、おとしの七月でしようか、これはミスター円と言われる榊原局長さんが大活躍をされたわけでありまして、円を安くするという政策をおとしになつたわけでありまして。これによって、結果として株価が上がり、企業収益が回復をし、平成八年の二月九日には平成時代第三回目の景気回復宣言を行ったわけでございます。例えてみれば、不動産融資規制や土地税制の強化によって冷房をかけた放しにしておいた、そこへ借金をして暖房をかけた始めた、それでもいい気持ちにならな

いので、今度は窓をがらんとあけて空気を入れかえた、そういうことであつたらうと思ひます。しかし、こういうことをやり続ければ電気料金がかさんでいく一方でありまして、恐らくこういう冷房と暖房を一緒にかける政策はこれからもうやりおせないのであらうと思ひのであります。窓をあけるのも、おそらく半分ぐらひはこの間のG7で閉めることになつたわけでありまして、来年の七月からは玄關のドアまであけて空気を入れかえてください、こういうことになるわけでありまして、この際、私は、冷房をきちんととめるといふことが大事なことであらうというふうに思ひるのでございます。

政府は二月十日の閣議において土地政策の劇的な転換の決定をいたしております。つまり、地価抑制策から土地の有効利用への転換ということでございます。昨日も日経新聞に「土地流動化へ公的資金」、こういった新聞の見出しが出た結果、株価が上がつたようでございます。

結局、私は、この土地流動化策の中で非常に大

事なポイントになるのが土地税制であらうというふうに思ひるのでございます。もう時間がございませぬのでかいつまんで申し上げます。例えば、きのうの新聞に出ておりますような不良債権絡みの担保不動産を証券化してさばいていく、そういうことをやるときに、土地重課という制度を残しておけば一体買手がいるんですかということでありまして。日本の税制のパラダイムでは、恐らくこういった土地証券というものは土地取引そのものであるということになるわけでありまして。土地重課というものを残しておけば、当然これは重課税がかかってくる対象にならざるを得ないわけでございます。ですから、恐らくそのあたりについては、土地重課そのものを廃止するか、あるいは証券化されたものについては土地重課をかけないか、そういった工夫が必要になってくると思ひます。

そして、昭和六十三年の改正においてとられた、例えば新規取得土地に係る負債利子の損金不算入、こういったものはつきり言つてもう役割を終えている制度でありますから、もう平成十年度の税制改正においては撤廃をすべきだというふうに考えるのでございます。また、土地の有効利用を促進しようということであれば、今四段階に分かれております個人の譲渡益課税、こういったものはフラット化をするべきだというふうに私は思ひるのでございます。

いずれにいたしましても、こういったことは、例えば個人の所得税の最高税率とのバランス論というふうなこともあるわけでございますから、平成十年度以降の税制改正において、もうすぐにも議論を始めていかなければならないと考えるのでございます。

そのほかいろいろ聞きたいことが山ほどあるのでございまして、ちょうど時間となりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○額賀委員長 次に、秋葉忠利君
○秋葉委員 酒税法、それから租税特別措置法並

びに阪神・淡路大震災の被災者関連の国税関係法の臨時特例について、一、二質問をさせていただきます。

与えられている時間が毎回十分、もうちょっとまとめて時間をいただけたら、きちんとした内容の質問ができると思うのですが、今回の場合には、まず酒税法についてですけれども、私が理解しているところでは、これは現在アメリカとの交渉を行っている問題なのですけれども、そのアメリカとの交渉において、結局WTOの決定である十五カ月、それ以上の期間を使ってしまうという乙類についての税率を上げていくということを実施する、それが内容になっているわけですが、

そこで心配をしておりますのが、我が国の、これも外交交渉と言っていると思いますが、この対外的な交渉のまずさといえますか、そういうところばかり少なくとも今まで目立ってきたような気がいたします。一方においてこの問題についてはアメリカと交渉しながら、もう一方においては国内において私たちが法律をもうきちんと通してしまおう。ある意味ではアメリカの要求していることは、もうはなから私たちが聞かないというメッセージを非常に強烈に伝えることになるわけですが、それでも、そんな交渉で最終的にうまい結果が生じるのだろうか。かえって交渉のプロセスに水を差すようなことになるのではないかと、そんな危惧を持っております。

そうではなくて、例えばアメリカ側との交渉の条件はこうであるとか、あるいはその他さまざまな具体的な交渉の場でのいきさつによってそのあたりの疑問が氷解すれば大変結構だと思えますし、逆に日米間の交渉においても、我が国の交渉の手腕といえますか、それがいかに向上したかというように証拠にも、とりよるによつてはなるかもしれません。

日米交渉の状況と、その日米交渉に与える今回の酒税法の一部を改正する法律案、これが通った場合、アメリカ側にどんなメッセージを送り、どんな影響を与えることになるのか、簡単に御説明

いただきたいと思います。

○薄井政府委員 本来であれば、アメリカとの交渉もすべて終えた上でこの法律案を出せることがベストであったと思います。

御存じのように、今回のしゅうちゅう、ウイスキーの間の税率格差に關しましては、スコッチウイスキー、つまりイギリスを中心とするEUが初めてこれを問題視し、十年來の日欧間の大きな課題となっておりまして、その後、対話はしてきたわけですが、パネルへの提議ということになったわけですが、その際にアメリカとカナダが同時に提議してきた、こういう位置づけになっておりまして、外交交渉であることは間違いないのですけれども、相手は三カ国あるということ、本家本元といいますが、中心的にはEUとの関係が長くあったという前提のもとに、これをどうまとめていくか腐心を重ねてまいったわけでございます。

簡単に申し上げますと、EUとの関係では今回の具体的な税率の水準についての内容、それから実施時期等について合意を見ているわけですが、アメリカとの関係ではこれがまだ合意を見ていないという状況にあります。

内容的に申し上げますと、デ・ミニミスと言われるしゅうちゅうとウイスキーの間の税率格差の点、この点についても実ははっきりとした形でアメリカの意思表示はなかったわけですが、ただしこの点は、私どもの決断について、これが適当であるかどうかという点についてはほぼ解決はしているのではないかと思います。そういう意味では、私どもアメリカとの間において、この問題については一つクリアしてきていると思えます。

それから、実施時期の問題につきましても、アメリカは私どもの案に乗っております。仲裁の協議の際には、アメリカは再来月の四月から実施せよということ強く迫ったわけでございます。それに對して、今回の二月十三日ですが、裁定では原則の十五カ月ということ言っておりますので、そういう意味ではアメリカの主張も覆され、私どもの考え方も覆されたという位置づけに

なっております。

そういう背景の中で、今回法律を御審議いただいているというところは、一つはもともとこの当国でありますEUとの正式合意を見ておりますので、実施はこの十月一日から第一段階が始まるというところでありますので、ぜひとも法案の成立を望みたいということ。それから、先ほど申し上げましたが、しゅうちゅうとウイスキーの格差を最終的に一・〇三という法律のレベルの問題に關しましては、WTOの勧告に沿ったものであるというふうに言えるということでございます。また、酒税法を改正しない場合には、WTOの勧告に沿った前進は一切図れないということにもなりま

ています。そのことについて、はきちんと伝達してあり、公式にせよ非公式にせよ、アメリカ側からはそれに対する明示的な、何といえますか反対の意見、あるいはそれは困るといった意思表示はなかったというふうに理解してよろしいわけですね。

○薄井政府委員 日本政府が法律案を提出するとい

うことについて、それをしるは困るというような意思表示は受けておりません。裁定後に、向こうは記者会見の席上で、交渉がうまくいかなければ、そのときは制裁もあり得るというような表現はしたそうですが、その前提として交渉があり得るということ言っているようですので、法律が出るといことを承知した上で、今後の交渉が行われると認識しております。

○秋葉委員 両国にとつて満足のできるような最終結論が出ることを期待しておりますが、この酒税法に關連して、しゅうちゅうの乙類のメーカーは売り上げが恐ろしく落ちるであろうということはだれしも予想するところですが、そのメーカーに対して何らかの形で援助策がある、これまた当然だといふふうに思います。それと同時に、ウイスキー類の税率は下がるわけですから、恐らく常識的に考えればウイスキーの消費は増す。となると、それに従って、困るところには援助をする、もうかつているところからはそのもうかかった分を出してもらうというふうなプラス・マイナスのバランスのとれた措置というものが、やはりこういう上がるものとそれから下がるものが同時にあらわれる場合に、常識的にはそんなことが考えられればよいと思うのですけれども、ウイスキー類の税率が下がって、その消費が伸び、その結果として、例えば税収の面でしゅうちゅう乙類のメーカー等に出す補助金の分が大体相殺されるものかどうか、そのあたりの大まかな

確認をしておきたいのですが、つまりアメリカ側には、例えばEUとの関係等があつて、今国会でこの法律を審議、成立の方向で政府は提案をし

たかいたと思います。

○薄井政府委員 簡単に申し上げますと、私ども、ネットでは持ち出しというか減収になるとい

う計算をしております。しょうちゅうの消費数量が減少する、これに伴いまして税収が落ち込むわけでございますが、一方でウイスキーはある程度ふえる、それによって増収が出てくると思っておりますが、両方をネットアウトしますと減収になると思っております。それに加えて、しょうちゅう等の乙を中心とした零細な事業者に対する対応というものを予算上別途また行っているという状況でございます。

○秋葉委員 この場ではなくても結構ですけれども、大体どのくらいの規模になるのかお教えいただきたいと思っております。

それから、阪神・淡路大震災の被災者が住宅を再建する場合に、国税についての特別な措置を導入していただきまして、これは昨年我が党が皆さんにお願いをしまして、阪神・淡路大震災の被災者のために最低限消費税の値上げ分くらいはやはり何らかの形で援助をするといったこと、消費税としてそれを実行することはできないし、何らかの税制措置が必要ではないか、そういう主張をいたしました。多くの皆さんの御理解、御協力を得て実現した、そんなふうにご感じておりますので、まず最初にその御協力に対しては感謝をしたいと思います。

そこで伺いたいですけれども、阪神・淡路大震災のこの税制の特例を利用して大体どのくらいの需要といたしますか、税の方から考えると税収減になる部分ですけれども、大ざっぱに大体どのくらいの方がこれを利用するのか、あるいは住宅建設促進税制の方でもいいのですけれども、大体どの程度の利用者があるものか、それについての予測といたしますか、それは大蔵の方ではお持ちになつていらっしゃるのでしょうか。

○薄井政府委員 この点につきましては、住宅建築が必ずしもその税制だけで行われるわけではないものですから、どこから計算してもきちっと一つの数字が出るということではないかと思っております。ただ、新しい税制をつくる以上、積算の根拠といえますか、どれだけの減収額が改正によって

立つかということではそれなりのめどをつけている状況でございます。現在、住宅取得促進税制の改正によりまして、平年度八百二十億円、それから初年度四百億円の減収と見ております。

ただ、この平年度と初年度の概念は非常にわかりにくいと思っておりますが、六年間適用されるものですし、また、今回の改正の内容が、平成九年の特例から、平成九年については今までの住宅取得控除を拡充し、それが先へ行くほどかつての、昔の住宅取得控除に適正化されていくという形で、初めのうちは減収が大きく立つのですが、後ろに行きますと増収が立っていきまして、これを平均化すると平年度八百二十億円の減収、こういう計算になります。ところで、御質問に直接答えにくいところはございますが、そのような計算をしているというところだけ申し上げておきます。

○秋葉委員 実は、その後で、景気をどの程度刺激するのといったところに論を持っていきたかったのですが、時間が参りましたので、これは継続してまた別の機会に伺いたいと思っております。どうもありがとうございます。

○額賀委員長 次回は、来る二十五日火曜日午後五時五十分理事会、午後六時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十七分散会

平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成九年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。
(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成十年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成九年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)
第三条 政府は、平成九年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第七十九条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から七千二百億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附則
この法律は、平成九年四月一日から施行する。

理由

平成九年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号を次のように改める。

- 三 しょうちゅう
- | | |
|----------------------------|---|
| (1) アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの | 二十四万八千八百円 |
| (2) アルコール分が二十六度以上のもの | 二十四万八千八百円にアルコール分が二十五度を超える一程度ごとに九千九百二十四円を加えた金額 |
| (3) アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの | 二十四万八千八百円からアルコール分が二十五度を下る一程度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに九千九百二十四円を引いた金額 |
| (4) アルコール分が二十一度未満のもの | 十九万八千四百八十円 |
- 第二十二條第一項第七号中「九十八万二千三百円」を「四十九万九千円」に、「二万四千五百六十円」を「二万二千二百五十円」に、「九十九万八千六百二十円」を「三十七万八千三百二十五円」に改め、同項第八号

中三十六万七千三百円を「三十六万七千八百八十八円」に、「九千九百三十円」を「九千九百二十四円」に改め、同項第九号中「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に、「八千二百二十円」を「九千九百二十四円」に改め、同条第二項の表し「ようちゆう」の項を次のように改める。

し ようちゆう

二十五度

二十四万八千八百円

第二十二條第二項の表ウイスキー類の項中「九十八万二千三百円」を「四十万九千九百円」に改め、同表スピリッツ類の項中「三十六万七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に改め、同表リキエール類の項中「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、同年九月一日から施行する。

（一般経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成九年十月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（ようちゆう及びウイスキー類に関する経過措置）

第三条 改正後の酒税法（以下「新法」という。）第二十二條第一項第三号及び第七号並びに第二項（ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定は、ようちゆう甲類及びウイスキー類で平成十年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、ようちゆう乙類で平成十三年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、それぞれ適用する。

（ようちゆう及びウイスキー類に係る税率の特例）

第四条 指定日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から移出され、又は保税地域から移出された酒類（ようちゆう乙類に限る。）で、

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号 平成九年二月二十一日

ら引き取られるようちゆう及びウイスキー類については、新法第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項（ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、改正前の酒税法（以下「旧法」という。）第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項（ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号イ中「十五万五千七百円」とあるのは「二十万九千九百円」と、「九千五百四十円」とあるのは「九千七百四十円」と、「二十万三千四百円」とあるのは「二十万六千二百三十円」とあるのは「二十万六千六百円」と、「二十万八千円」とあるのは「二十万八千六百円」と、同号ロ中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三万五千円」とあるのは「十八万九千二百円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十一万二千二百円」と、同項第七号中「九十八万二千三百円」とあるのは「五十五万五千円」と、「二万四千五百六十円」とあるのは「一万三千七百八十円」と、「九十八万八千六百円」とあるのは「五十万九千六百六十円」と、同条第二項の表し「ようちゆう」の項中「十五万五千七百円」とあるのは「二十万九千九百円」と、「十万二千三百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、同表ウイスキー類の項中「九十八万二千三百円」とあるのは「五十五万五千円」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるようちゆう乙類については、新法第二十二條第一項第三号及び同条第二項（ようちゆうに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、旧法第二十二條第一項第三号ロ及び同条第二項（ようちゆう乙類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号ロ中「十万二千三百円」とあるのは「十九万九千四百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「八千八百二十円」と、「十三万五千円」とあるのは「二十四万三千五百円」と、「二万四千九百十円」とあるのは「二万五千五百八十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十五万五千三百円」と、同条第二項の表し「ようちゆう」の項中「十万二千三百円」とあるのは「十九万九千四百円」とする。

（輸入ウイスキー類等の移入に係る特例）

第五条 酒類の販売業者である酒類引取者が、指定日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー類及びスピリッツ類に限る。）を平成九年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 前二項の規定は、酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー類に限る。）を同年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合について準用する。

（未納税移出等に係る経過措置）

第六条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類（ようちゆう及びリキエール類に限る。）で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。）以下の規定にかかわらず、同法第二十八條第三項（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、ようちゆうにあっては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は附則第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正後の租税特別措置法」という。）第八十七條の二第一項に規定する税率とし、リキエール類にあっては新法第二十二條に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

2 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（ようちゆうに限る。）で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るものが平成十年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合には、当該酒類に係る酒税の税率は、ようちゆうにあっては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は附則第十条の規定による改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

3 平成十三年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（ようちゆう乙類に限る。）で、

酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十三年十月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
酒税法第二十八條の三第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同法第二十八條の三第六項 同法第十一條第三項 同法第十二條第四項 同法第十三條第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保稅地

域から引き取られた酒類(しょうちゅうりんと類)について、同日以後に同項の表の下欄に掲

げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しょうちゅうりんと類にあっては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とし、しょうちゅうりんと類にあっては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十三年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類(しょうちゅうりんと類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

(手持品課税等)

第八條 指定日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において酒類(しょうちゅうりんと及びリキユー爾類に限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所ですべて所持する場合には、その合計数量)が五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律百二十九号)第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、しょうちゅうりんとにあっては附則第四條第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は附則第十條の規定に

よる改正前の租税特別措置法(以下「改正前の租税特別措置法」という。)第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、リキユー爾類にあっては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その他政令で定める事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところによ

り、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

8 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第四項の規定による申告書を提出しなければならぬ者について準用する。

9 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しょうちゅうに限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所です所持する場合に、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

10 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

11 第九項の場合においては、しょうちゅう甲類にあっては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額とを比較し、その差額に相当する金額を第九項の酒税額とし、しょうちゅう乙類にあっては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額とを比較し、その差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

12 第四項から第八項までの規定は、第九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「指定日」とあるのは「平成十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十二項」とあるのは「第九項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

13 平成十三年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しょうちゅう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所です所持する場合に、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類について

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額とを比較し、その差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十三年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十四年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

17 第四項第十二項及び前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（罰則に係る経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）
第十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第八十七條の二第一項中「次の」を「平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の」に改め、「除く」の下に「次項及び第三項において同じ」を加え、「ついでには」を「ついでには、」に改め、「限る」の下に「次項及び第三項において同じ」を、「第二十二條第一項」の下に「及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項を加え、「次項」を「十五万五千七百円」を「二十万九千九百円」に、「十五万五千七百円」を「二十万九千九百円」に、「十万二千三百円」を「十五万七千七百円」に、「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に、「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第二項の

第一類第五号 大蔵委員會議録第三号 平成九年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 平成

限る。に定められた機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの

項に規定する離島の 地域	
-----------------	--

[illegible]

第十二条の二第二項中「平成九年三月三十一日を平成十一年三月三十一日に改め、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十三」を「百分の十五」に改める。

第十二条の三第一項及び第十三条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の二十」を「百分の十八」(当該機械設備等が第三号に定める漁船である場合には、百分の十六)に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項第一号及び第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「及び次項第五号を削り、「前条若しくは第十七条を「若しくは前条」に、「次項第六号」を「次項第四号」に改め、同条第三項中「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第十六条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置
法第七条第一項に規定する高度化等計画(同条第二項第三号に規定する特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発について計画が定められているものに限る。)に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五

項第六号に掲げる者若しくは同法第九条第一項に規定する高度化等円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等又は同法第二十三条第一項に規定する進出計画(同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第四項の承認を受けた同法第二十五条第六号に掲げる者若しくは同法第二十五条第一項に規定する進出円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第四項の承認を受けた同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する負担金

第二章第二節第二款の款名を削り、第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

第二十条の二の前に次の款名を付する。

第二款 準備金

第二十条の二第二項中「平成九年」を「平成十一年」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十・五」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「当該個人が構成したものとして政令で定めるもの」を「政令で定める要件を満たすものに限る。」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人(包

括受遺者を含む。以下この節において同じ。)がソフトウェア業又はデータベース業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができるときは、青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡した日におけるプログラム等準備金の金額は、その被相続人(包括受遺者を含む。)の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十條の二に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができるときは、青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日におけるプログラム等準備金の金額は、当該相続人に係るプログラム等準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項のプログラム等準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の三第五項中「第二十條第十一項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改める。

第二十條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業」を「石炭等(石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。)の採掘の事業」に、「石炭の採掘を」と「石炭等の採掘を」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘

災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第三項及び第四項中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第二十條第十一項」を「第二十條の二第五項」に改め、同条第八項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「第二十條の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十一條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に改め、「外国法人」の下に「(当該特許権等の提供を行ふ個人がその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第一号において同じ。)」を加え、同項第二号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に改め、「外国法人」の下に「(当該技術職務の提供を行ふ個人がその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第二号において同じ。)」を加える。

第二十二條第六項中「第二十條第十一項」を「第二十條の二第五項」に改め、同条第七項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「第二十條の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十八條の五第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二十九條の二第二項中「第八條第一項」の下に「又は特定通信・放送開業事業実施円滑化法

（平成二年法律第三十五号）第八条第一項を加え、「同項」をこれらの規定に、「同条第六項」を特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条第六項又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条第六項に改める。

第三十条の二第二項中「平成九年」を「平成十一年」に、「同法第十二条第三項において準用する場合又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む」又は同法第十八条の二第三項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の「を」の規定、同法第十八条の二第三項の規定その他の政令で定める」に改め、「同じ」の規定の下に「その他政令で定める規定」を加え、同条第五項中「第十六条の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第三十一条の二第二項第八号中「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」の下に「昭和六十三年法律第四十七号」を加える。

第三十三条第一項第一号中「道路法」の下に「昭和二十七年法律第八十号」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合」を、「供するために買い取られる場合」の下に「（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の五又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第一号）第百六条第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二条

第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の五、第三十三号の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）第三十四条の二第三項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。

第三十四条の二第三項第一号及び第二号中「前条第二項第二十二号」を「前条第二項第二十二号に改め、同項第三号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項第三十六号の六第一項及び第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第三十七号の三第二項第一号中「第十九号若しくは第二十号」を「第二十号若しくは第二十一号」に改める。

第三十七号の三第二項第一号中「第十九号若しくは第二十号」を「第二十号若しくは第二十一号」に改める。

第三十七号の四中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七号の五第二項の表中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、同項の表中「第二十二号」を「第二十三号」とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十八号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同表を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に次の一号を加える。

同法第三十四条第一項に規定する防災再開促進地区の区域（上欄に掲げる土地等の区域を含むものに限る。）内において定められた同項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等、防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところにより取得をされるもの

第三十七号の五第二項の表中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七号の十第三項第四号及び第六号中「第三十七号の十三」を「第三十七号の十四」に改める。

第三十七号の十五を第三十七号の十六とし、第三十七号の十四を第三十七号の十五とする。

第三十七号の十三第三項中「前条」を「第三十七号の十二」に改め、同条を第三十七号の十四

とし、第三十七号の十二の次に次の一条を加える。

（特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第三十七号の十三 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込みに取り得る（第二十九号の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条において同じ。）について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七号の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該株式に、当該取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七号の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該株式により取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したこと。

二 前号に掲げる事実と類する事実として政令で定めるもの。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 確定申告書(第八項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この項及び第六項において同じ。を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合に、第三十七條の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払

込みにより取得をした特定株式の譲渡(当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6 第四項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第四項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 第四項の規定の適用がある場合における第三十七條の十(同条第六項を除く。))の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額第三十七條の十三第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とする。

8 所得税法第二百三十三条第一項(同項第二号を除く。)(同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百三十三条第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第百

二十二條第一項又は第二百三十三條第一項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出することができるときは、この場合において、同法第二百三十三條第一項中「第七十條第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)若しくは第七十一條第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用を受け、又は第二百四十二條第二項(純損失の繰戻しによる還付)の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「(租税特別措置法第三十七條の十三第四項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。))、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の政令で定めるところ」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額(第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項)とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十七條の十三第四項)と、及び第二百四十二條第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「これを除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第三十七條の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を超え」と読み替へるものとす

9 第四項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「又は法人税法」とあるのは「若しくは法人税法」と、「若しくは雑損失の金額又は欠損金額」とあるのは「雑損失の金額若しくは欠損金額又は租税特別措置法第三十七條の十三第五項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」とする。

10 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十條の二中「平成九年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

第四十條の四第三項第二号中「水域」を「水域」に改める。

第四十一條第一項中「第七項」を「第六項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次項」に、「昭和六十一年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日まで」に、「第五項まで」を「次項及び第四項」に、「次項及び第三項」を「次項」に改め、「年に限る」の下に「次項において「適用年」という」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 適用年が平成九年又は平成十年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下であ

る場合 当該合計額の二パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

二 適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合

当該住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合

当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合 十五万円

(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 二十五万円

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合 ロ(3)に定める金額に十万円を加えた金額

三 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がある場合 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と当該住宅借入金等の金額の合計額から当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がない場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合 平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と二十万円から当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合 平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と二十万円から当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合 二十万円

四 適用年が平成十三年から平成十八年までの各年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

第四十一条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第四十一条の三第三項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第六項」に改める。

第四十一条の十三中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項から第四項まで、第六項及び第七項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「の

法人(の下に「第三号及び」を、「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「が第五号」を「が第六号」に改め、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 卸売業若しくは小売業を営む法人又は飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む法人 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

第四十二条の七第一項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第八号第二項」を「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第二十四号第二項」に、「第七号第一項」を「第二十三号第一項」に、「第八号第一項」を「第二十四号第一項」に、「承認中小企業者」を「承認進出中小企業者」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人(当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人を含む。) 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同条第三項中「第一項第二号の下に」又は第三号」を加え、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第四十二条の八第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第四十二条の九第一項中「平成九年三月三十

一日」を「平成十年三月三十一日」に、「に償却限度割合(製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては)を百分の二十五(製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは)に、三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に

一・二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の十二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の五十を超えるときは、百分の五十とする。)をいう。)を乗じて計算した)を「二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する」に改め、同条第二項中「(税額控除割合(製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては)を百分の五(製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、)をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に

〇・二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。)をいう。)を乗じて計算した)を「に相当する」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十六」に改める。

第四十三条の四第一項及び第二項並びに第四十四条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の三第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「九年以内の期間」を「十二年以内の期間(当該期間の末日が平成十六年三月三十一日後である場合には、当該承認の日から同年三月三十一日までの期間)」に改め、同項に次の三号を加える。
五 適用期間の開始の日から十年以内に取得

等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。) 百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)

六 適用期間の開始の日から十一年以内に取得等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。) 百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)

七 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。) 百分の八(建物及びその附属設備については、百分の四)

第四十四条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第七号第一項に規定する承認基盤的技術産業集積活性化計画(以下この項において「承認基盤的技術産業集積活性化計画」という。)に定められた同条第一項に規定する基盤的技術産業集積活性化促進地域(以下この項において「基盤的技術産業集積活性化促進地域」という。)内において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた同法第五号第二項第二号に掲げる中核的業種に属する事業を営む特定中小企業者等(同法第二号第五項に規定する中小企業者等に該当する法人又は資本若しくは出資の金額が十億円以下の法人で、同法第十九条第一項の認定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が、同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、当該基盤的技術産

業集積活性化促進地域内において、当該特定中小企業者等が同法第七号第四項の承認(同法第七号第一項の承認を含む。)を受けた同法第七号第一項に規定する高度化等計画(同法第二号第三項第一号から第三号までに掲げる措置に係る同項に規定する特定基盤的技術の高度化等(以下この項において「特定基盤的技術の高度化等」という。)に関するものであつて政令で定める要件を満たすものに限るものとし、同条第五項第六号に掲げる者以外の法人により申請されたものにあつては当該基盤的技術産業集積活性化促進地域内において事業を営む政令で定める他の事業者と同法第七号第一項の規定により共同して申請されたものに限る。)に定められた機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの(特定中小企業者等の規模に応じて政令で定める規模のものに限る。以下この項において「技術革新設備」という。)を取得し、又は技術革新設備を製作して、これを当該特定中小企業者等の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該技術革新設備(第四十三号から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二号の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該技術革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該技術革新設備の取得価額の百分の十五(当該技術革新設備が特定基盤的技術の高度化等に著しく資するものとして政令で定めるもの(以下この項において「特定技術革新設備」という。)に該当するものである場合は百分の二十とし、当該特定中小企業者等の営む事業が特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第二号第一項に規定する特定業種に属する事業に該当し、かつ、当該特定中小企業者等に係る当該技術革

第四十四条の五第一項中「総合保養地域整備法第七条第一項に規定する承認基本構想であつて平成九年三月三十一日までに同法を平成十年三月三十一日までに行われた総合保養地域整備法」に、「承認」を「承認（平成十一年三月三十一日までに行われた）」に、「を受けたもの」を「一日までに行われた」に、「を」を「を受けたもの」に係る同法第五条第一項に規定する基本構想」に、

第四十四条の六第一項の表の第三号中平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第四号中平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

地区

事業	資産	割合	に改め、同表の第四号中「地区」の下
事業	資産	割合	を地区又は地域

に「及びこれに類する地区」として政令で定める地区並びに水源地域対策特別措置法第三条第一項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区」を加え、同表の第五号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第六号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、同表に次の一号を加える。

十一 沖繩振興開発特別措置法第二条第二項に規定する離島の地域	旅館業のうち政令で定める事業	政令で定める建物及びその附属設備	百分の八
--------------------------------	----------------	------------------	------

第四十五條の第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十三」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「百分の十六」を「百分の十二」に改め、同条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十六條第一項中「百分の二十」を「百分の

十八(当該資産が第三号に定める漁船である場合には、百分の十六)に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十七条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「若しくはこれら」を「又はこれら」に改め、「又は第五十二条の四」を削り、「次項第六号」を「次項第四号」に

第四十九条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第五十條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「同法第十二條第三項において準用する場合又は同法第十八條

の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は同法第十八条の第二第三項（同法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）を「の規定、同法第十八条の第二第三項の規定その他の政令で定める」に改め、

「される場合を含む。」の規定の下に「その他政令で定める規定」を加え、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

第五十二条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置
法第七条第一項に規定する高度化等計画
(同条第二項第三号に規定する特定基盤的

技術の高度化等に関する研究開発について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号ニ屬する者として同法第三十條

一項に規定する高度化等円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に關する事業)について計画が定められてゐる。

ものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等又は同法第二十三條第一項に規定する進出計画

(同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計

第一項に規定する進出円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているもの

のに限る。)に係る同条第四項の承認を受け
た同条第一項に規定する商工組合等 同法

第十九条第二項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する負担金第五十二条の四を削る。

第三章第二節の節名を削り、第五十三条及び五十四条を次のように改める。

第二節 準備金等

第一項の海外投資等損失準備金を積み立てる法人が合併により消滅した場合には、合併の日における当該法人の海外投資等

失準備金の金額でその合併に係る合併法人
引き継がれたものは、その合併法人がその
併の日に於いて有する海外投資等損失準備

の金額とみなす。
五十五条第十項を同条第十二項とし、同条
項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が併により設立された法人である場合には、

立後最初の事業年度)の確定申告書等を育
 児手当員より提出することができる者でな
 ときは、当該事業年度終了の日における海
 産物等収入金員は、当該事業年度

第九項に規定する合併法人のその合併の日
所得の金額の計算上、益金の額に算入す
控除等損失準備金の金額は、当該事業年度

含む事業年度に係る第三項の規定の適用に
いては、同項に規定する前事業年度から繰

り越された海外投資等損失準備金の金額は、第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十五条の三第一項中「十年」を「十四年」に、「百分の十五」を「百分の四十」に改め、同条第四項中第五十四条第十二項から第十四項までを「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」に、「第五十五条第三項」を「第三項」に改める。

第五十五条の四第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「及び次項」を「次項及び第六項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に改め、「それぞれを削り、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」に、「第五十五条の四第六項」を「第五十五条の四第七項」に、「次条第三項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に創業中小企業投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五条の五第五項中「第五十四条第十一項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項及び第十項」に改める。

第五十五条の六第一項中「海域」を「水域」に改め、同条第六項中第五十四条第十一項を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第七項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第五十五条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業」を「石炭等（石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。）の採掘の事業」に、「石炭の採掘」を「石炭等の採掘」に、「露天石炭採掘」を「露天石炭等採掘」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘」を「露天石炭等採掘」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第三項及び第四項中「露天石炭採掘」を「露天石炭等採掘」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘」を「露天石炭等採掘」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の七第二項」と読み替えるものとする。

第五十六条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六條第一項及び第三項」と、「第三項中」に、「第五十六條第三項」を「第五十六條第三項中」に改める。

第五十六条の二第八項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第九項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六條の二第一項及び第四項」と、「第三項中」に、「第五十六條の二第四項」を「第五十六條の二第四項中」に改める。

第五十六条の三第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「十九万円」を「十五万円」に改め、同条第四項中「四年」を「二年」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十六条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第九項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一」に改め、同表の第二号中「データベース」で当該法人が構成したものであるとして政令で定めるものの譲渡、提供又は利用の許諾に係る当該事業年度の「を当該事業年度におけるデータベース（政令で定める要件を満たすものに限る。）の譲渡、提供又は利用の許諾に係る」に改め、同表の第三号中「百分の五」を「百分の四」に改め、同条第六項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第七項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」に改める。

第五十七条の二第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の三第一項第二号中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「営む者でないとき」との下に、「同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の三第一項及び第三項」とを加える。

第五十七条の四第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第十一項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七條の六第七項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四條第十二項及び第十三項」を「第五十五條第九項及び第十項」に、「同条第十四項前段の」を「同条第十一項前段の」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七條の七第七項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四條第十二項及び第十三項」を「第五十五條第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「営む者でない」ときと」の下に、「同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七條の七第三項」とを加え、同条第九項中「第五十四條第十二項」を「第五十五條第九項」に改める。

第五十八條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を、以下この項及び第五項に、「又は外国法人（次号及び第五項において「非居住者」という。）又は外国法人（当該特許権等の提供を行う法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。第五項第一号において同じ。）に改め、同条第二号中「第五項」を「以下この項及び第五項に、「非居住者等」を「非居住者又は外国法人（当該技術職務の提供を行う法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十

五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同条第二号において同じ。）に改め、同条第五項中「非居住者等」を「非居住者又は外国法人」に改める。

第五十八條の二第七項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五條第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第六十一條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「各事業年度の下に（当該法人の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。）を加える。

第六十一條の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同条第六項中「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五條第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第六十一條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第六十三條の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第六十五條の四第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に、「公営住宅法第二條第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合」を、「供するため

に買い取られる場合」の下に（第六十四條第一項第二号若しくは第三号の五又は第六十五條第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）を加え、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百六條第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二條第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二條の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買い取られる場合（第六十四條第一項第二号若しくは第三号の五、第六十五條第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは

は第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五條の四第二項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。

第六十五條の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十二号」を「前条第一項第二十三号」に改め、同条第三号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項の表中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十九号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同号を同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に次の一号を加える。

十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六條第一項の規定による公告があつた同項の防災街区整備権利移転等促進計画（以下この号において「防災街区整備権利移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等

同法第三十四條第一項に規定する防災再開発促進地区の区域（上欄に掲げる土地等の区域を含むものに限る。）内において定められた同項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等で、防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところにより取得をされるもの

第六十五條の七第十項第二号中「第十九号から第二十一号まで」を「第二十号から第二十二号まで」に改める。

第六十五條の八第一項中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第六十五條の九中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十六條の六第三項第二号中「海域」を「水域」に改める。
第六十六條の十第一項中「平成九年三月三十

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置

第六十六條の十二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十六條の十三第二項第二号中「平成二年法律第三十五号」を削り、同条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

「とする」と、同法第九十三條第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十七條の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同條第二項」とあるのは「第二十三條第二項」とするに改め、同條に次の一項を加える。

第六十七條の八を第六十七條の十とする。
第六十七條の七第二項中「第六十七條の七第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同條を第六十七條の八とし、同條の次に次の一條を加える。

る法人が、当該各号に規定する認可を受けた
日以後に開始する各事業年度（その終了の時
において当該認可が有効である事業年度に限
る。次項において「特例適用年度」という。）
において、当該各号の第二欄に掲げる特別の
勘定に属するものとして経理された当該各号
の第三欄に掲げる資産（法人税法第二条第二
十号に規定する棚卸資産（第三項において「
棚卸資産」という。）又は同条第二十二号に
規定する有価証券（第三項において「有価証
券」という。）に該当するものに限る。）につ
き同法第二十二條第三項の規定により当該各
事業年度の損金の額の計算上当該事業年度
の損金に算入する金額を算定する場合にお
けるその算定の基礎となる当該事業年度終
了の時に

わらず、当該各号の第四欄に掲げる価額とする。

2 次の表の各号の上欄に掲げる法人が、特例適用年度終了の時ににおいて当該各号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合においては、当該取引がその時ににおいて決済されたものとみなされたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該特例適用年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

法	人	取	引	金	額
一 前項の表の第一号の第一欄に掲げる銀行	銀行法第十七条の二第三項(長期信用銀行法第十七条及び外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額			
二 前項の表の第二号の第一欄に掲げる信用金庫連合会	信用金庫法第五十五条の三第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額			
三 前項の表の第三号の第一欄に掲げる農林中央金庫	農林中央金庫法第二十三条第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額			
四 前項の表の第四号の第一欄に掲げる商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額			
五 前項の表の第五号の第一欄に掲げる証券会社	証券取引法第五十六条の二第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額			

3 次の表の各号の上欄に掲げる法人が、政令で定める日以後に開始する各事業年度(政令で定める事業年度に限る。)において、当該各号に規定する資産(棚卸資産又は有価証券に該当するものに限る。)につき法人税法第百四十二条の規定により同法第二十二條第三項の規定に準じて当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時にあって有する当該資産の価額は、当該各号の中欄に掲げる価額とし、当該各事業年度終了の時にあって当該各号に規定する取引を有する場合には、当該取引がその時にあって決済されたものとみなしたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

なる当該事業年度終了の時にあって有する当該資産の価額は、当該各号の中欄に掲げる価額とし、当該各事業年度終了の時にあって当該各号に規定する取引を有する場合には、当該取引がその時にあって決済されたものとみなしたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

イ 特定取引勘定(第一項の表の第一号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。)に類する勘定を設けていること。	イ 特定取引勘定(第一項の表の第五号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。)に類する勘定を設けていること。	第一項の表の第五号の第四欄に掲げる価額に相当する金額	前項の表の第五号の下欄に掲げる金額に相当する金額
ロ 特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第一号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に係る価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する価額とすること。	ロ 特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第五号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に係る価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する価額とすること。		
ハ 事業年度終了の時にあって前項の表の第一号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合には当該取引をその時にあって決済したものとして当該事業年度の損益の計算をすること。	ハ 事業年度終了の時にあって前項の表の第五号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合には当該取引をその時にあって決済したものとして当該事業年度の損益の計算をすること。		
ニ 外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社(次に掲げる要件のすべてを満たす外国証券会社として政令で定めるものに限る。)	ニ 外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社(次に掲げる要件のすべてを満たす外国証券会社として政令で定めるものに限る。)		

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の六の次に次の一条を加える。

(特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の七 内国法人が、平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、行われる次に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち法人税法第二十四条第一項(同項第四号に係る部分に限る。)の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額があるときは、当該交付の基因となつた出資は、同法第二十三条第一項に規定する特定株式等とみなして、同条及び同法第九十三条の規定を適用する。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。)との合併

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連

合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

第六十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「ある事業年度」を「当該事業年度終了の日前四年以内に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）に、「所得税の額に」を「所得税の額と」に、「当該繰越所得税額控除限度超過額」を「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」に、「を加算した金額」との合計額に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度終了の日前四年以内に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この号及び次項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイからハまでに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額と当該事業年度における四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場

合 当該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てられるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額

ハ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

第六十八条の二第二項中「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、同項第一号中「当該事業年度終了の日前四年以内に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この項において「及び」という。）を削り、同項第二号中「当該事業年度の事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額（四年以前の繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項において「及び」という。）を削る。

第六十八条の六中「みなされているもの」の下に「政令で定める法人」を加える。

第七十条の十第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十条の十第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

（農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により土地等を取扱した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十八条の二 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十条第一項に規定する信用農業協同組合連合会から同法第二十条において準用する同法第二十条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた同法第二十条第二項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合においては、当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の六
二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

第七十八条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「（昭和十一年法律第十四号）」を削り、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四の見出し中「沿道整備権利移転等促進計画」を「沿道整備権利移転等促進計画」に改め、同条に次の一項を加える。
2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、同法第三十四条第一項に規定する防災街区整備権利移転等促進計画に基づき、同条第二項第一号に規定する者が、当該防災街区整備権利移転等促進計画において同法第三十二条第二項第二号に規定す

る地区防災施設又は同号に規定する特定建築物地区整備計画に係る建築物等の用に供することとされている土地の所有権を取得した場合に、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該防災街区整備権利移転等促進計画に係る同法第三十六条第一項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

第八十四条の二(平成九年三月三十一日)を「平成十二年三月三十一日」に改め、第五章中同条を第八十四条の三とする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条の二 鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者(地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る)が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで

の間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社(以下この条において「旅客会社」という)から取得した鉄道事業法第八條第一項に規定する鉄道施設(次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る)に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税を課さない。

一 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第八條の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法第四條第一項に規定する建設線(同法附則第九項の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法附則第六條第一号に規定する新幹線規格新線の路線を含む

む。次号において同じ)の全部又は一部の区間において旅客会社の鉄道事業が開始されることに伴い廃止されることとなる旅客会社の鉄道事業に係る路線(次号において「廃止路線」という)に係るものであること。

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の全部又は一部の区間に係る当該旅客会社の鉄道事業が開始される日において前号の廃止路線の全部又は一部の区間で運輸大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

第八十七条中平成九年三月三十一日を「平成十三年三月三十一日」に、「同章及び同条」を「これら」に改める。

第八十八条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項中「この条及び次条第一項」を「この節」に改める。

第九十条の六の次に次の一条を加える。

(石油アスファルト等に係る石油税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(同号の四に掲げる粗油で石油税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という)から同表第二七・一三・一〇号若しくは第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十一年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定

めるものを除く。以下この条において同じ)し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合に、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油アスファルト等の製造場が課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものの以外のものを原料に供する石油アスファルト等の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 石油アスファルト等製造業者は、第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に関税率法別表第二七・一三項に掲げる石油アスファルト、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(以下この条において「石油等の残留物」という)を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該製造場の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項

に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に移入された石油等の残留物を課税済みの原油等、当該製造場において製造された石油等の残留物その他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 石油税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く)、第二十六條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く)及び第二十七條第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「(租税特別措置法第九十條の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの)」、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは販売に関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三條において「石油アスファルト等」という)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十條の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三條において「石油等の残留物」という)をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三條第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト

等を除く。)を含む。)と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。)」と、同条第二項中「原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「又は前条第一項を」第九十条の六第一項又は前条第一項を「第九十条の六第四項に改め、同項第三号中「前条第一項を」第九十条の六第一項に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は前項を」第三項又は前項に、第三項を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第九十条の九を第九十条の十とし、第九十条の八を第九十条の九とする。

第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三 航空機燃料税法の特例

(航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八 沖縄県と沖縄県の区域(以下この条において「沖縄」という。)以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この条において同じ。)との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機(同法第七条に規

定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条において「航空機」という。)で、航空法第百条第一項に規定する免許(当該免許に係る路線が沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限り)を受けた者その他政令で定める者が行方旅客の運送の用に供されるもの(沖縄県に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に運輸大臣の承認を受け、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「沖縄路線航空機」という。)に、平成十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万五千六百円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機となる時又は旅客の運送の用に供されない航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合においては、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機又は旅客の運送の用に供されていない航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機

となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合においては、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の八第一項(航空機燃料税の税率の特例)に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長(航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。)が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所ごとの数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条を第九十一条の三とする。

第九十一条を第九十一条の二とし、第六章第四節中同条の前に次の一条を加える。

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名欄の欄に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該二の文書を含む。)又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限り)のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 千万円を超え五千万円以下のもの 一万五千元

二 五千万円を超え一億円以下のもの 四万五千元

三 一億円を超え五億円以下のもの 八万円

四 五億円を超え十億円以下のもの 十八万円

五 十億円を超え五十億円以下のもの 三十万円

六 五十億円を超えるもの 五十四万円

第九十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第九十四条第一項中「株式の」を「株式その他政令で定める株式の」に改める。

第九十五条及び第九十六条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十六条を次のように改める。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあつては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日までの間に当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年において当該住宅の再取得等に係る同項に規定する住宅借入金等(以下この条において「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、当該各年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用する。

一 その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。以下この項において同じ。)における再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該合計額の二パーセントに相当する金額

二 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超えて二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

三 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

2

前項に規定する居住者が、同項の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(以下この項において「特例適用年」という。)において、再建住宅借入金等の金額及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(同項に規定する適用年である年に限る。)に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該特例適用年における前項の住宅取得等特別税額控除額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

一 特例適用年が平成九年又は平成十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等若しくは他の住宅取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。以下この項において同じ。)における再建住宅借入金等の金額の合計額に他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額(以下この項において「住宅借入金等の金額の総額」という。)が千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超えて二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

ニ 特例適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この号において「平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この号及び次号において「平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額とを当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超えて二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

トに相当する金額との合計額
ハ、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合、当該二千万円を超える金額（当該金額が二千万円を超える場合には、二千万円）の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額
(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円
(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 ロ(2)に定める金額に十万円を加えた金額

3 第一項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第四十一条第七項の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第十九条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の三 自動車重量税法の特例（第九十条の三）の施行の日

十條の八・第九十條の九」を「第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十條の八）
第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の九・第九十條の十）」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第六号を同項第七号と

し、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第九十條の九を同法第九十條の十とし、同法第九十條の八を同法第九十條の九とする改正規定及び同法第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十一條の規定 平成九年七月一日
二 第一条中租税特別措置法第十條の四第一項第四号の改正規定（前三号）を「前各号」に改める部分を除く。）、同法第十一條の三の見出しの改正規定、同法第三項の改正規定、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定、同項を同法第三項とし、同法第一項の次に一号を加える改正規定、同法第四十二條の七第一項第四号の改正規定（前三号）を「前各号」に改める部分を除く。）、同法第四十四條の四第三項の改正規定、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定（前

項）を「前二項」に改める部分に限る。）、同項を同法第三項とし、同法第一項の次に一号を加える改正規定、同法第五十二條第一項第五号の改正規定及び同法第六十六條の十第一項第五号の改正規定 特定産業集積の活性化に關する臨時措置法（平成九年法律第 号）の施行の日
三 第一条中租税特別措置法第二十九條の二第一項の改正規定 特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日
四 第一条中租税特別措置法第三十四條の二第二項第一号の改正規定、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第三項の改正規定、同法第三十四條の三第二項の改正規定、同法第三十七條第一項の表以外の部分の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十

年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項の表第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げの改正規定、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第三項及び第四項の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の五第二項の表の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の五第二項の表の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の七第一項の表以外の部分の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項の表第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同表の第十九号を同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に一号を加える改正規定、同法第十項第二号の改正規定、同法第六十五條の八第一項の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の九の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第八十三條の四の見出しの改正規定並びに同法第八十三條の四の見出しの改正規定並びに同法第二項及び第三項並びに第十六條第二項及び第三項の規定 密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律（平成九年法律第 号）の施行の日

五 第一条中租税特別措置法第三十七條の十第三項第四号及び第六号の改正規定、同法第三十七條の十五を同法第三十七條の十六とし、同法第三十七條の十四を同法第三十七條の十五とする改正規定、同法第三十七條の十三第三項の改正規定並びに同法第三十七條の十三第三項の十四とし、同法第三十七條の十二の次に一号を加える改正規定並びに附則第八條の規定 中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日
六 附則第二十條の規定 酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日
(所得税の特例に關する経過措置の原則)
第二条 第一條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成九年分以後の所得税について適用し、平成八年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に關する経過措置)
第三条 新租税特別措置法第十條の四の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得若しくは製作又は賃借をする同法第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。
(個人の減価償却に關する経過措置)
第四条 新租税特別措置法第十一條の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の五第一項に規定

年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項の表第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げの改正規定、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第三項及び第四項の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の五第二項の表の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の五第二項の表の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の七第一項の表以外の部分の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項の表第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同表の第十九号を同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に一号を加える改正規定、同法第十項第二号の改正規定、同法第六十五條の八第一項の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の九の改正規定（平成九年三月三十一日）を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第八十三條の四の見出しの改正規定並びに同法第八十三條の四の見出しの改正規定並びに同法第二項及び第三項並びに第十六條第二項及び第三項の規定 密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律（平成九年法律第 号）の施行の日

する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第二号及び第五号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十七条に規定する特定減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第五条 旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する個人が平成九年以前の各年において積み立てた、又は積み立てる同項の輸入製品国内市場開拓準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 新租税特別措置法第二十条の二第二項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人の同号の下欄に規定するデータベースに係る施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧租税特別措置法第二十条の二第二項の表の第二号の下欄に規定するデータベースに係る施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第二十条の四第一項の規定により積み立てられた同項の表の第三号の中欄に規定する露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額は、新租税特別措置法第二十条の四の規定の適用については、同条第一項の表の第三号の中欄に規定する露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第六条 新租税特別措置法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧租税特別措置法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、平成九年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
第七条 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二号の規定は、個人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号の規定は、個人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。)の規定は、個人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用する。

(特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に関する経過措置)
第八条 新租税特別措置法第三十七条の十三の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に払込みにより取得をする同条第一項に規定する特定株式に係る同項に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
第九条 新租税特別措置法第四十条の四第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)
第十条 居住者が、平成八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等に係る同条及び旧租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用については、旧租税特別措置法第四十一条第二項第一号中「二十万円」とあるのは「二十万円(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務(以下この項及び次項において「新借入金」という。)の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額」と、同項第二号中「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」と、

「金額が二十万円」とあるのは「金額が二十万円(当該新借入金等の金額が二十万円を超える場合には、三十万円から当該新借入金等の金額を控除した残額。以下この号において同じ。)」と、二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」の一パーセントに相当する金額」と、同条第三項中「合計額が二十万円」とあるのは「合計額が二十万円(新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」の一パーセントに相当する金額」と、同条第三項中「合計額が二十万円」とあるのは「合計額が二十万円(新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額。以下この項において同じ。)」とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十一条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規

定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の
施行日以後に開始する事業年度分の法人税につ
いて適用し、法人の施行日前に開始した事業年
度分の法人税については、なお従前の例による。
(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償
却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第四十二条の七の規
定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又
は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強
化設備について適用し、法人が施行日前に取得
若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法
第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化
設備については、なお従前の例による。
(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新租税特別措置法第四十三条の第三
項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得
又は製作若しくは建設をいう。以下この条にお
いて同じ。)をする同項に規定する研究施設につ
いて適用し、法人が施行日前に取得等をした旧
租税特別措置法第四十三条の第三項に規定す
る研究施設については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の第三項(同
項第五号から第七号までに係る部分に限る。)の
規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項
に規定する特定事業用資産について適用する。

3 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規
定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に
規定する特定電気通信設備について適用し、法
人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法
第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信
設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定
は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規
定する工業用機械等について適用し、法人が施
行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四
十五条第一項に規定する工業用機械等について
は、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十五条の二第二項の規
定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする

同項に規定する医療用機器等について適用し、
法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特
別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療
用機器等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定
は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業
構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造
改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につ
き当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の
商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等
又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号
に定める減価償却資産について適用し、施行日
前に旧租税特別措置法第四十六条第一項各号に
規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業
計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業
構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を
受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しく
は特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員
の有する当該各号に定める減価償却資産につい
ては、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税
特別措置法第四十七条第三項第二号及び第五号
に掲げる建築物については、なお従前の例によ
る。

8 新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、
法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支
出する場合について適用し、法人が施行日前に
旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植
林費を支出した場合については、なお従前の例
による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措
置法第五十二条の四に規定する特定減価償却資
産については、なお従前の例による。
(法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 旧租税特別措置法第五十四条第一項に
規定する法人が施行日前に開始した事業年度に
おいて同項の規定により積み立てた輸入製品国
内市場開拓準備金の金額の益金の額への算入に
ついては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十五条の第三項の規
定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定
する特定株式等について適用し、法人が施行日
前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の三
第一項に規定する特定株式等については、なお
従前の例による。

3 旧租税特別措置法第五十五条の七第一項の規
定により積み立てられた同項の表の第三号の中
欄に規定する露天石炭採掘場に係る特定災害防
止準備金の金額は、新租税特別措置法第五十五
条の七の規定の適用については、同条第一項の
表の第三号の中欄に規定する露天石炭等採掘場
に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

4 新租税特別措置法第五十六条の第三項の規
定は、法人が施行日以後に開始する事業年度に
おいて同条第一項の規定により積み立てる計画
造林準備金の金額の益金の額への算入について
適用し、法人が施行日前に開始した事業年度に
おいて旧租税特別措置法第五十六条の第三項
の規定により積み立てた計画造林準備金の金額
の益金の額への算入については、なお従前の例
による。

5 新租税特別措置法第五十七条の第三項に規
定する法人が施行日以後最初に開始する事業年
度(以下この項及び次項において「改正事業年
度」という。)において第二号に掲げる金額が第
一号に掲げる金額を超えるものの改正事業年度
における同条の規定の適用については、同条第
一項第二号に規定する累積限度額は、同条の規
定にかかわらず、第二号に掲げる金額とする。

一 改正事業年度終了の日における新租税特別
措置法第五十七条の三第一項第一号イに掲げ
る金額の百分の六十に相当する金額
二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日
における使用済核燃料再処理準備金の金額
(その日までに旧租税特別措置法第五十七
条の三第二項から第四項までの規定により
益金の額に算入された金額がある場合に

は、当該金額を控除した金額とし、改正事
業年度において合併をした合併法人につい
ては、被合併法人から引き継いだ使用済核
燃料再処理準備金の金額を加算した金額と
する。)
ロ 改正事業年度終了の日における新租税特
別措置法第五十七条の三第一項第一号イに
掲げる金額の百分の七十に相当する金額
前項の規定の適用を受けた法人の改正事業年
度の翌事業年度から経過措置適用後の事業年度
(当該事業年度の旧租税特別措置法第五十七
条の三第一項第二号に規定する累積限度額が当該
事業年度の第一号に掲げる金額を超えることと
なる最初の事業年度をいう。)の直前の事業年度
までの各事業年度においては、同条第一項第二
号に規定する累積限度額は、同条の規定にか
かわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない
金額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日に
における使用済核燃料再処理準備金の金額(そ
の日までに新租税特別措置法第五十七条の三
第二項から第四項までの規定により益金の額
に算入された金額がある場合には、当該金額
を控除した金額とし、当該事業年度において
合併をした合併法人については、被合併法人
から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の
金額を加算した金額とする。)
二 当該事業年度終了の日における新租税特別
措置法第五十七条の三第一項第一号イに掲げ
る金額の百分の七十に相当する金額

7 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規
定する法人が施行日以後に開始する各事業年度
終了の日において有する同項に規定する使用済
核燃料のうち、特定使用済核燃料(租税特別
措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法
律第十一号)附則第十二条第五項に規定する政
令で定める事業年度終了の日において有してい
た当該使用済核燃料をいう。)がある場合におけ
る新租税特別措置法第五十七条の三及び前二項

の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号イに掲げる金額」とあるのは「前号イに掲げる金額(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十四条第七項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第五項第一号及び第二号ロ中掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(第七項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(次項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

第十五条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧租税特別措置法第五十八條第二項各号に掲げる取引による施行日以前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第五十八條第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税

3 新租税特別措置法第六十五条の七(同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。)及び第六十五條の八(同号に係る部分に限る。)の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用する。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第七十一条の七の規定は、平成九年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項から第三項までに規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の地上権又は当該農地、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第七十七條に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第七十七條の四第二項に規定する農住組合の組合員が平成十一年三月三十一日までに同項に規定する交換分合により土地を取得する場合における同項に規定する登記については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

4 旧租税特別措置法第七十八條の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が平成十一年三月三十一日までに同条に規定する出賃を受ける場合における同条に規定する登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしゅうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第四條第二項の規定によりなすものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第一項」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしゅうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第四條第二項の規定によりなすものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第二項」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第二十一条 平成九年七月一日(以下この条において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十條の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に航空機燃料税(昭和四十七年法律第七号)第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合においては、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産

るものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第一項」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしゅうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第四條第二項の規定によりなすものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第二項」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第二十一条 平成九年七月一日(以下この条において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十條の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に航空機燃料税(昭和四十七年法律第七号)第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合においては、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産

最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得促進税制の税額控除額の見直し、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の引下げ等の住宅・土地関連税制の改正を行い、特定の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等を創設し、地域産業集積の活性化に資する措置及び沖繩路線航空機に係る航空機燃料税の軽減等の沖繩振興に資する措置を講ずるほか、輸入製品国内市場開拓準備金の廃止、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特例措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、民間国外債の利子等の非課税制度、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災の被災者が住宅の再取得等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の税額控除額の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。